

婦人労働調査資料 第11号

家内労働の実情

家内労働実態調査結果報告

(昭和二十六年年度調査)

労働省婦人少年局

家 内 労 働 の 実 情

——家内労働実態調査結果報告——

(昭和二十六年調査)

は し が き

家内労働に従事している人々の報酬その他の労働条件は事業場に働いている労働者のそれと比較すると、一般に低いのが普通であると考えられております。これらの人々には労働基準法適用について明瞭をかき、その保護を受けていない場合が多く、また労働組合を作つて、自分たちの力で労働条件を向上することも非常に困難でありますから、その労働条件はどうしても低くなりがちであります。

業種によつて差異はありますが、一般に家内労働には婦人が大きな割合を占めている場合が多く、また老人や年少者もかなり働いております。しかしこれら婦人や年少者に対し特別の保護が考慮されていないのが普通でありますから、労働時間その他の点について相当無理があると考えられる場合があります。婦人や年少者の保護の見地からもしろいろの問題があると思われま。

また、工場に働く労働者が労働組合を作つて、自分たちの労働条件を改善しようと努力しても、同じ業種の家内労働者が低い労働条件で働いておるかぎり、不当な競争によつて工場労働者の労働条件も引下げられるおそれがあるという批判も諸外国ではされております。

家内労働はこのように大きな労働問題乃至は社会問題であるにも拘らず、従来この方面の調査はあまりされておりませんでした。労働省婦人少年局ではこの問題の実態を把握するため昭和25年初めて九都府県業種において調査を実施しましたが、昭和26年においても更にそれを補うために調査の地域と業種を変えて7県7業種について調査を行いました。この調査が家内労働者の問題解決のために少しでも貢献できればさいわいであると思ひます。

昭和27年3月

労働省婦人少年局

藤 田 た き

内 容 目 次

第一章 総 説	1
第一節 調査の概要	1
一 調査の目的	1
二 調査の対象	1
三 調査の範囲	2
四 調査期間	2
五 調査の方法	2
第二節 結果の概要	3
一 製造業者	3
1. 場内労務者数	3
2. 男女別場内労務者数	3
3. 場内労務者の一ヶ月平均現金給与	3
4. 場内労務者の一ヶ月実労働時間	3
二 仲 介 人	3
1. 仲介人数	3
2. 年令別仲介人数	3
3. 男女別仲介人数	3
4. 仲介人の職業	3
5. 従属家内労働世帯数	3
6. 一ヶ月仲介手数料	3
7. 仲介手数料と家内労働者の工賃との比率	3
8. 製造業者に直接従属する家内労働者の単位当り工賃と仲介人を通じて従属する 家内労働者の単位当り工賃との比較	4
三 家内労働者	4
1. 家内労働世帯数及び家内労働者数	4
2. 工 賃	4
3. 就業時間	5
4. 所 得	6
第二章 各種家内労働の実情	7
第一節 皿敷(富山)における家内労働	7

一 総 説	7
1. 事業の概要	7
2. 仕事授受の経路	7
3. 作業工程	7
4. 関係者概数	7
二 各 説	8
1. 製造業者	8
(1) 企業形態	8
(2) 製品販路	8
(3) 製品納入先	8
(4) 場内労務者数	8
(5) 場内労務者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数	8
(6) 場内労務者一ヶ月平均現金給与	8
(7) 場内労務者一ヶ月平均実労働時間数	8
2. 仲 介 人	9
(1) 仲介人数	9
(2) 仲介以外の職業	9
(3) 就業動機	9
(4) 就業手段	9
(5) 従属家内労働世帯数	9
(6) 保 証 金	9
(7) 格外品について責任の有無	9
(8) 一ヶ月仲介手数料	9
(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃との比較	9
3. 家内労働者関係	10
(1) 労働力	10
(i) 家内労働世帯数男女別家内労働者数	10
(ii) 家内労働世帯の世帯員数	10
(iii) 世帯上の地位	10
(iv) 年 令	11
(v) 配偶関係	11
(vi) 修学状況	11

(vii) 就業動機	11
(viii) 就業手段	11
(ix) 就業期間	11
(x) 家内労働以外の職業の有無(家内労働者について)	11
(xi) 家内労働以外の職業の有無(家内労働世帯について)	11
(2) 労働条件	12
(i) 工賃支払方法	12
(ii) 世帯当り一ヶ月工賃	12
(iii) 一時間当り工賃	12
(iv) 就業時間	13
(v) 材料配付製品回収方法	13
(vi) 家内労働者の負担器具材料	13
(vii) 就業場所	14
(viii) 格外品の取扱	14
(ix) 交 通 費	14
(x) 納品期限	14
(3) 所得関係	14
(i) 家内労働世帯の賃金所得	14
(ii) 家内労働及びその他の労働による所得	14
(iii) 要保護世帯	14
第二節 経米真田(岡山)における家内労働	15
一 総 説	15
1. 事業の概要	15
2. 仕事授受の経路	15
3. 作業工程	15
4. 関係者概数	16
二 各 説	16
1. 製造業者	16
(1) 企業形態	16
(2) 製品販路	16
(3) 製品納入先	16
(4) 場内労務者数	16
(5) 場内労務者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数	17

(6) 場内労務者一ヶ月平均現金給与	17
(7) 場内労務者一ヶ月平均実労働時間数	17
2. 仲介人	17
(1) 仲介人数	17
(2) 仲介以外の職業	17
(3) 就業動機	17
(4) 就業手段	17
(5) 従属家内労働世帯数	17
(6) 保証金	17
(7) 格外品についての責任の有無	18
(8) 一ヶ月仲介手数料	18
(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃との比較	18
3. 家内労働者関係	19
(1) 労働力	19
(i) 家内労働世帯数男女別家内労働者数	19
(ii) 家内労働世帯の世帯員数	19
(iii) 世帯上の地位	19
(iv) 年令	19
(v) 配偶関係	19
(vi) 修学状況	19
(vii) 就業動機	20
(viii) 就業手段	20
(ix) 就業期間	20
(x) 家内労働以外の職業の有無(家内労働者について)	20
(xi) 家内労働以外の職業の有無(家内労働世帯について)	20
(2) 労働条件	20
(i) 工賃支払方法	20
(ii) 世帯当り一ヶ月工賃	20
(iii) 一時間当り工賃	21
(iv) 就業時間	21
(v) 材料配付製品回収方法	21
(vi) 家内労働者の負担器具材料	22

(vii) 就業場所	22
(viii) 格外品の取扱	22
(ix) 交通費	22
(x) 納品期限	22
(3) 所得関係	22
(i) 家内労働世帯の賃金所得	22
(ii) 家内労働及びその他の労働による所得	22
(iii) 要保護世帯	23
第三節 陶器(三重)における家内労働	23
一 総説	23
1. 事業の概要	23
2. 仕事授受の経路	23
3. 作業工程	23
4. 関係者概数	24
二 各説	24
1. 製造業者	24
(1) 企業形態	24
(2) 製品販路	24
(3) 製品納入先	24
(4) 場内労務者数	24
(5) 場内労務者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数	25
(6) 場内労務者一ヶ月平均現金給与	25
(7) 場内労務者一ヶ月平均実労働時間数	25
2. 仲介人	25
3. 家内労働者関係	25
(1) 労働力	25
(i) 家内労働世帯数男女別家内労働者数	25
(ii) 家内労働世帯の世帯員数	25
(iii) 世帯上の地位	25
(iv) 年令	25
(v) 配偶関係	25
(vi) 修学状況	26
(vii) 就業動機	26

(viii) 就業手段	26
(ix) 就業期間	26
(x) 家内労働以外の職業の有無(家内労働者について)	26
(xi) 家内労働以外の職業の有無(家内労働世帯について)	26
(2) 労働条件	26
(i) 工賃支払方法	26
(ii) 世帯当り一ヶ月工賃	26
(iii) 一時間当り工賃	27
(iv) 就業時間	27
(v) 材料配付製品回収方法	28
(vi) 家内労働者の負担器具材料	28
(vii) 就業場所	28
(viii) 格外品の取扱	28
(ix) 交通費	28
(x) 納品期限	28
(3) 所得関係	28
(i) 家内労働世帯の賃金所得	28
(ii) 家内労働及びその他の労働による所得	28
(iii) 要保護世帯	29
第四節 人造真珠(香川)における家内労働	29
一 総説	29
1. 事業の概要	29
2. 仕事授受の経路	29
3. 作業工程	29
4. 関係業者概数	30
二 各説	30
1. 製造業者	30
(1) 企業形態	30
(2) 製品販路	30
(3) 製品納入先	30
(4) 場内労務者数	31
(5) 場内労務者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数	31
(6) 場内労務者一ヶ月平均現金給与	31

(7) 場内労務者一ヶ月平均実労働時間数	31
2. 仲介人	31
(1) 仲介人数	31
(2) 仲介人以外の職業	31
(3) 就業動機	31
(4) 就業手段	31
(5) 従属家内労働世帯数	31
(6) 保証金	32
(7) 格外品についての責任の有無	32
(8) 一ヶ月仲介手数料	32
(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃との比較	32
3. 家内労働者関係	32
(1) 労働力	32
(i) 家内労働世帯数男女別家内労働者数	32
(ii) 家内労働世帯の世帯員数	32
(iii) 世帯上の地位	32
(iv) 年令	33
(v) 配偶関係	33
(vi) 修学状況	33
(vii) 就業動機	33
(viii) 就業手段	33
(ix) 就業期間	33
(x) 家内労働以外の職業の有無(家内労働者について)	33
(xi) 家内労働以外の職業の有無(家内労働世帯について)	33
(2) 労働条件	33
(i) 工賃支払方法	33
(ii) 世帯当り一ヶ月工賃	33
(iii) 一時間当り工賃	34
(iv) 就業時間	34
(v) 材料配付製品回収方法	35
(vi) 家内労働者の負担器具材料	35
(vii) 就業場所	35

(viii) 格外品の取扱	35
(ix) 交 通 費	35
(x) 納品期限	36
(3) 所得関係	36
(i) 家内労働世帯の賃金所得	36
(ii) 家内労働及びその他の労働による所得	36
(iii) 要保護世帯	36
第 五 節 ハンカチーフ及びネツカチーフ(群馬)における家内労働	36
一 総 説	36
1. 事業の概要	36
2. 仕事授受の経路	36
3. 作業工程	37
4. 関係者概数	37
二 各 説	37
1. 製造業者	37
(1) 企業形態	38
(2) 製品販路	38
(3) 製品納入先	38
(4) 場内労働者数	38
(5) 場内労働者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数	38
(6) 場内労働者一ヶ月平均現金給与	38
(7) 場内労働者一ヶ月平均実労働時間数	38
2. 仲 介 人	38
(1) 仲介人数	38
(2) 仲介以外の職業	38
(3) 就業動機	39
(4) 就業手段	39
(5) 従属家内労働世帯数	39
(6) 保 証 金	39
(7) 格外品についての責任の有無	39
(8) 一ヶ月仲介手数料	39
(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃との比較	39

3. 家内労働者関係	40
(1) 労働力	40
(i) 家内労働世帯数男女別家内労働者数	40
(ii) 家内労働世帯の世帯員数	40
(iii) 世帯上の地位	41
(iv) 年 令	41
(v) 配偶関係	41
(vi) 修学状況	41
(vii) 就業動機	41
(viii) 就業手段	41
(ix) 就業期間	41
(x) 家内労働以外の職業の有無(家内労働者について)	41
(xi) 家内労働以外の職業の有無(家内労働世帯について)	41
(2) 労働条件	41
(i) 工賃支払方法	42
(ii) 世帯当り一ヶ月工賃	42
(iii) 一時間当り工賃	42
(iv) 就業時間	43
(v) 材料配付製品回収方法	43
(vi) 家内労働者の負担器具材料	43
(vii) 就業場所	43
(viii) 格外品の取扱	44
(ix) 交 通 費	44
(x) 納品期限	44
(3) 所得関係	44
(i) 家内労働世帯の賃金所得	44
(ii) 家内労働及びその他の労働による所得	45
(iii) 要保護世帯	45
第 六 節 叭(青森)における家内労働	45
一 総 説	45
1. 事業の概要	45
2. 仕事授受の経路	45
3. 作業工程	46

4. 関係者概数	46
二 各 説	46
1. 製造業者	46
(1) 企業形態	46
(2) 製品販路	46
(3) 製品納入先	46
(4) 場内労務者数	47
(5) 場内労務者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数	47
(6) 場内労務者一ヶ月平均現金給与	47
(7) 場内労務者一ヶ月平均実労働時間数	47
2. 仲 介 人	47
(1) 仲介人数	47
(2) 仲介以外の職業	47
(3) 就業動機	47
(4) 就業手段	47
(5) 従属家内労働世帯数	47
(6) 保 証 金	47
(7) 格外品についての責任の有無	47
(8) 一ヶ月仲介手数料	48
(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃との比較	48
3. 家内労働関係	48
(1) 労働力	48
(i) 家内労働世帯数男女別家内労働者数	48
(ii) 家内労働世帯の世帯員数	48
(iii) 世帯上の地位	48
(iv) 年 令	48
(v) 配偶関係	48
(vi) 修学状況	48
(vii) 就業動機	49
(viii) 就業手段	49
(ix) 就業期間	49
(x) 家内労働以外の職業の有無(家内労働者について)	49

(xi) 家内労働以外の職業の有無(家内労働世帯について)	49
(2) 労働条件	49
(i) 工賃支払方法	49
(ii) 世帯当り一ヶ月工賃	49
(iii) 一時間当り工賃	50
(iv) 就業時間	50
(v) 材料配付製品回収方法	51
(vi) 家内労働者の負担器具材料	51
(vii) 就業場所	51
(viii) 格外品の取扱	51
(ix) 交 通 費	51
(x) 納品期限	51
(8) 所得関係	51
(i) 家内労働世帯の賃金所得	51
(ii) 家内労働及びその他の労働による所得	51
(iii) 要保護世帯	52
第七節 (参考) 蘭越(福岡)について	52
一 総 説	52
1. 事業の概要	52
2. 仕事授受の経路	52
3. 作業工程	52
4. 関係者概数	53
二 各 説	53
1. 製造業者	53
(1) 企業形態	53
(2) 製品販路	53
(3) 製品納入先	53
(4) 場内労務者数	53
(5) 場内労務者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数	53
(6) 場内労務者一ヶ月平均現金給与	53
(7) 場内労務者一ヶ月平均実労働時間数	54
2. 仲 介 人	54
(1) 仲介人数	54

(2) 仲介以外の職業	54
(3) 就業動機	54
(4) 就業手段	54
(5) 従属家内労働世帯数	54
(6) 保証金	54
(7) 格外品についての責任の有無	54
(8) 一ヶ月仲介手数料	54
(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃の比較	55
3. 家内労働者関係	55
(1) 労働力	55
(i) 家内労働世帯数	55
(ii) 家内労働世帯の世帯員数	55
(iii) 世帯上の地位	55
(iv) 年令	55
(v) 配偶関係	55
(vi) 修学状況	55
(vii) 就業動機	55
(viii) 就業手段	55
(ix) 就業期間	56
(x) 家内労働以外の職業の有無(家内労働者について)	56
(xi) 家内労働以外の職業の有無(家内労働世帯について)	56
2. 労働条件	56
(i) 工賃支払方法	56
(ii) 世帯当り一ヶ月工賃	56
(iii) 一時間当り工賃	56
(iv) 就業時間	57
(v) 材料配付製品回収方法	57
(vi) 家内労働者の負担器具材料	57
(vii) 就業場所	57
(viii) 格外品の取扱	57
(ix) 交通費	58
(x) 納品期限	58

(3) 所得関係	58
(i) 家内労働世帯の賃金所得	58
(ii) 家内労働及びその他の労働による所得	58
(iii) 要保護世帯	58

統計表目次

第1表 業種別企業形態別製造業者数	59
第2表 業種別製品販路別製造業者数	59
第3表 業種別製品納入先別製造業者数	59
第4表 業種別男女別場内労働者数	60
第5表 業種別場内労働者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数	60
第6表 業種別場内労働者一ヶ月平均現金給与	62
第7表 業種別場内労働者一ヶ月平均実労働時間数	62
第8表 業種別年令別男女別仲介人数	63
第9表 業種別仲介以外の職業別仲介人数	64
第10表 業種別就業動機別仲介人数	64
第11表 業種別就業手段別仲介人数	65
第12表 業種別被従属家内労働世帯数別仲介人数	65
第13表 業種別保証金の有無別仲介人数	66
第14表 業種別格外品についての責任の有無別仲介人数	66
第15表 業種別一ヶ月仲介手数料別仲介人数	67
第16表 業種別仲介手数料の工賃に対する割合別仲介人数	67
第17表 世帯当り家内労働者数別家内労働世帯数及び家内労働者数	68
第18表 業種別世帯員数別家内労働世帯数	71
第19表 業種別世帯上の地位別家内労働者数	72
第20表 年令別性別家内労働者数	72
第21表 階級別配偶関係別女子家内労働者数	76
第22表 業種別修学状況別家内労働者数	79
第23表 業種別就業動機別家内労働世帯数	80
第24表 業種別就業手段家内労働世帯数	80
第25表 業種別就業期間別家内労働世帯数	81
第26表 業種別家内労働以外の職業別家内労働者数	81
第27表 業種別家内労働以外の職業の有無別家内労働世帯数	82

第 28 表	業種別工賃支払方法別家内労働世帯数	82
第 29 表	家内労働世帯当り一ヶ月工賃別世帯当り家内労働者数別家内労働世帯数	83
第 30 表	家内労働以外の職業のある世帯の世帯当り家内労働者数別家内労働による一ヶ月所得	86
第 31 表	家内労働以外の職業のない世帯の世帯当り員数別家内労働による一ヶ月所得	90
第 32 表	一ヶ月就業日数割家内労働による世帯当り一ヶ月所得	93
第 33 表	業種別家内労働者一人の世帯の一時間当り工賃別家内労働者数	97
第 34 表	業種別一週就業時間別家内労働者数	97
第 35 表	業種別家内労働者世帯当り一週平均就業日数	98
第 36 表	年令階級別一週就業時間別年少労働者数	98
第 37 表	一週における女子家内労働者の十時以降就業時間	102
第 38 表	業種別先一月における一日最高労働時間別家内労働者数	105
第 39 表	業種別先一月における夜間労働時刻別家内労働者数	105
第 40 表	業種別材料配布製品回収方法別家内労働世帯数	106
第 41 表	業種別就業場所別家内労働世帯数	106
第 42 表	業種別格外品の取扱別家内労働世帯数	106
第 43 表	業種別一ヶ月交通費(運搬又は郵送の費用)の一ヶ月工賃に対する割合別家内労働世帯数	107
第 44 表	家内労働世帯当り賃金所得者数別一ヶ月賃金所得	107
第 45 表	家内労働世帯当り世帯員数別一ヶ月賃金所得	111
第 46 表	家内労働世帯の家内労働及びその他の労働による世帯当り員数別一ヶ月所得	118
第 47 表	業種別要保護世帯数	125

第一章 総 説

第一節 調査の概要

一 調査の目的

家内労働者と製造業者との関係は極めて複雑であり、且つ家内労働者は労働基準法の適用について明瞭を欠き、その保護を受けていない場合が多いので、その労働条件、労働関係あるいは労働環境には不健全な要素が多分に含まれていると考えられる。

よつて婦人少年局においては、これらの家内労働の実態を把握し、家内労働保護政策樹立促進の資料とするため昭和 25 年 7. 8 月において家内労働者の比較的多く従事していると考えられる若干の業種と地域を選定し、それらの労働事情を調査したが、昭和 26 年 8 月、前年の調査と業種と地域を変え、更に適格な基礎資料とするためこの調査を行った。

二 調査の対象

1. 製造業者 この調査において製造業者とは、

家内労働者に、直接又は仲介人を通じ、所要機械、器具、原料、材料等の全部若しくは一部又は資金を提供し、これを加工又は製造せしめる事業をいう。但し、上記の事業を行う問屋もこれに含まれる。なお、一部雇用労働者を使用しているものも調査対象とする。

2. 仲介人 この調査において仲介人とは、

製造業者と家内労働者との中間に介在し、所要、機械、器具、原料、材料等の全部又は一部の配付、加工品の回収等を主たる業務とするものをいう。但し、社会事業的な仲介人(授産場等)もこれに含まれる。

3. 家内労働者 この調査において家内労働者とは、

製造業者又は仲介人より、所要機械、器具、原料、材料等の全部若しくは一部又は資金の提供を受け、自己の家庭又は自己の選択する作業場において、単独に若しくは家族と共に又は近隣者の助けを借りて加工又は製造し、その製造業者又は仲介人に納入するものをいう。従つてこの調査においては、(一) 工場内における雇用労働者は勿論、(二) 通常の労働関係にあるものが、その労働の一部を自己の家庭で行う如き場合、(三) 事業主の家庭内に入つて労働するもの、(四) 原料、材料等を自ら購入し、自己の家庭内において、これを加工し、製造し、これを販売するもの及び(五) 販売を目的としない加工又は製造を委託され、これに従事するもの(一般消費者から加工又は製造を委託される麵粉業者、壽司業者等の如き)は含まない。但し授産場、共同作業所の如き作業所内で労働する者であつても現在労働基準法が適用されておらず、事業主との関係が全然自由で、就業場所、労働時間等に何等の制約を受けて居ないものは調査の対象とする。

三 調査の範囲

1. 調査の業種、地域及び対象数

業 種	府 県	製 造 業 者		仲 介 人		家内労働世帯数	
		実際調査数	調査不能数	実際調査数	調査不能数	実際調査数	調査不能数
総 数		57	0	105	0	1,344	201
皿 数	富 山	5	0	20	0	250	0
経 木 真 田	岡 山	10	0	19	0	154	20
陶 器	三 重	10	0	0	0	47	24
人 造 真 珠	香 川	1	0	8	0	244	56
ハンカチーフ及びネツワチーフ	群 馬	10	0	18	0	159	91
叭	青 森	10	0	20	0	250	0
蘭 庭	福 岡	10	0	20	0	240	10

(註1) 調査不能数は調査対象としたが、所在不明のため、調査のできなかつたものである。

(註2) 第七章において述べるが、福岡県の蘭庭の業種においては、厳密にいうと本調査の対象となる製造業者、仲介人、家内労働者に該当するものが居らないことが調査の結果判明したが、参考のためその業態について記述する。

2. 抽出方法

(i) 製造業者：地域毎に 10

製造業者で組織する協同組合等の団体がある場合はその団体に所属する製造業者の中から、かかる団体が無い場合は、その地域の製造業者の中から、任意抽出した。但しその数に満たない場合は全数を調査するものとした。

(ii) 仲介人：地域毎に 20

(i)の方法によつて抽出された製造業者に従属する仲介人の中から、任意抽出した。但しこの方法によつて抽出した仲介人の数が 20 に満たない場合は(i)の製造業者以外の製造業者に従属する仲介人も調査した。

(iii) 家内労働者世帯：地域毎に 250

(i)によつて抽出された製造業及び(ii)によつて抽出された仲介人に従属する家内労働者の中から任意抽出された。この方法によつて抽出された家内労働者数が 250 に満たない場合には上の製造業者又は仲介人以外の製造業者又は仲介人に従属する家内労働者世帯も調査した。

四 調査期間

昭和28年8月。但し賃金については7月分。

五 調査の方法

1. 調査機関。婦人少年局地方職員及び臨時に雇い上げた調査員。

2. 調査方法。調査員が調査対象を訪問し、各調査項目について実情を聴取し、且つ出来るだけ参考書類の提出を求め、又家内労働者については、その作業現場を視察し調査した。

第二節 結果の概要

この節においては七県七業種の調査結果について、比較的顕著な点、或いは重要と考えられる点について、その概括を記述する。

一 製造業者

- (1) 場内労働者(雇用労働者)を有する製造業者は、全製造業者の大多数を占める。
- (2) この場内労働者を男女別に見ると人造真珠(香川)及び蘭庭(福岡)については女子が多いが、その他の5業種には男子が多い、これは労働者が一般に女子が多い傾向と対象的である。
- (3) 場内労働者の平均現金給与は各業種ともに毎月勤労統計調査(1951年7月分)の同産業の平均現金給与と比較して低い。男女別に見ると男子の方が高い。
- (4) 場内労働者の一ヶ月実労働時間を毎月勤労統計調査(1951年7月分)の同産業の平均実労働時間に比較すると、大体において短い。

二 仲介人

- (1) 仲介人は陶器(三重)については全然ないが、他の業種においては若干見られる。
- (2) 仲介人の年齢を見ると 50歳~59歳及び 40歳~49歳のものが各々全数の3分の1を占め最も多い。18歳未満の年少者は4人居るが、これは仲介人の補助者として働いているものである。60歳以上の高齢者は約全数の1割を占めている。
- (3) 男女別に見ると皿敷(富山)経木真田(岡山)において女子が多いが、他の業種については男子が多い。
- (4) 仲介人が仲介の仕事以外に職業を持っているか否かを見ると皿敷(富山)及びネツワチーフ(群馬)においては職業を持たないものが多いが、その他の業種については、職業を持つものが多い、その職業の種類は農業が最も多く、次ぎに自営業が多い。
- (5) 仲介人に従属する家内労働世帯数を見ると、10世帯~49世帯の家内労働世帯を持つ仲介人が最も多く、これに次いで 50世帯~99世帯の家内労働世帯を持つ仲介人が多い。
- (6) 仲介人の一ヶ月仲介手数料を見ると 1,000円未満のものが最も多く、次いで 2,000円以上 3,000円未満のものが多い。仲介手数料は仲介人によつて相当差異が見られるが、殆んど 10,000円未満のものである。但し仲介人が仲介手数料に関する記録を所持して居ない場合が多く、又仲介人が材料費を一部負担して居る場合等仲介料の正確な算出は非常に困難であつた。調査に当つては出来るだけ真実に近い数字を把握するよう努力はしたが、この結果については或程度の誤差もあることは考慮する必要がある。
- (7) 仲介手数料の工賃に対する割合を見ると、10%~15%のものが最も多く、次いで 5%~10%、

15%~20%, 20%~25%, 30%以上, 25%~30%, 5%未満の順になっている。仲介手数料の誤差については前項において述べた通りで、この調査結果もある程度概数的のものである。

(8) 製造業者に直接従属する家内労働者と仲介人を通じて従属する家内労働者の工賃を比較することは非常に重要なことであるが、かかる比較をするためには比較される家内労働者が同一の製造業者に直接、又は間接に従属し同一の商品について同一の作業に従事していることが必要である。然るにかかる事例は各業種について非常に少く、皿敷(富山)、経木真田(岡山)及びハンカチーフ(群馬)において若干見られるだけである。その個々の事例については各業種について述べるが、その結果の概要を見ると大体において直接製造業者に従属する家内労働者の工賃は仲介人を通じ従属する家内労働者の工賃よりも稍々高い。然し、その反対の事例及び両者の工賃が同一である事例も若干ある。又同一の製造業者に直接従属する家内労働者の間においても工賃に差異の見られる事例及び同一の仲介人に従属する家内労働者の間においても工賃に差異の見られる事例も報告されている。

三 家内労働者

1. 家内労働者世帯数及び家内労働者数

- (i) 調査業種について世帯当り家内労働者数を見ると、呟(青森)は家内労働者2人の世帯が多いが、その他の業種はいずれも家内労働者1人の世帯が多い。
- (ii) 家内労働者数を男女別に見ると、陶器(三重)及び蘭庭(福岡)については男子が少々女子より多いが、その他の業種においては女子が多い。
- (iii) 家内労働に従事する世帯の世帯員数を見ると、陶器(三重)については3人の世帯が多いが、その他の業種においてはいずれも7人以上の世帯が多い。
- (iv) 家内労働者の年齢を見ると、業種によりまちまちで、皿敷(富山)は40歳~49歳、経木真田(岡山)は60歳以上、陶器(三重)は20歳~29歳、人造真珠(香川)は40歳~49歳、ハンカチーフ(群馬)は30歳~39歳、呟(青森)は20歳~29歳、蘭庭(福岡)は40歳~49歳のものが多い。

2. 工賃

本調査において工賃は調査日の先1ヶ月の工賃を家内労働者から直接聴取して調査した。家内労働者はその工賃について記録を所持していない場合が多く、又本調査の趣旨を充分理解できなかったかと思われる場合も多く、調査に当つては出来るだけ真実に近い数字を把握するよう努力したが、この調査結果に表れた工賃については若干誤差もあることを考慮する必要がある。

なお以下に述べる平均工賃は不明を除いて算出したものである。

- (1) 家内労働者の世帯の受ける一ヶ月平均工賃を見ると、経木真田(岡山)が最も低く約100円、皿敷(富山)が約300円、ハンカチーフ(群馬)、人造真珠(香川)及び呟(青森)が約4,000円、蘭庭(福岡)が約7,000円、陶器(三重)が約18,000円である。先に述べた如く蘭庭及び陶

器については家内労働者は男子が多く、この業種の工賃が他の業種の工賃よりも高く、又経木真田及び皿敷の如く女子の圧倒的に多い業種の工賃が他の業種に比較して非常に低い事実は注目される。

- (ii) 家内労働による所得の外に職業のある世帯について、家内労働による一ヶ月平均工賃を見ると、経木真田(岡山)が約100円、皿敷(富山)が約300円、ハンカチーフ(群馬)が約3,000円、人造真珠(香川)が約3,500円、呟(青森)が約4,500円、蘭庭(福岡)が約7,000円、陶器(三重)が約5,500円である。

- (iii) 家内労働以外に職業のない世帯について、家内労働による一ヶ月平均工賃を見ると、経木真田(岡山)が約100円、皿敷(富山)が約350円、蘭庭(福岡)が約4,000円、呟(青森)、ネツカチーフ(群馬)及び人造真珠(香川)が約5,000円、陶器(三重)が約28,000円である。

- (iv) 家内労働者の1時間当り平均工賃を見ると、経木真田(岡山)の1.29円、皿敷(岡山)の2.77円が他の業種に比較して著しく低い。陶器(三重)は14.44円、ネツカチーフ(群馬)は27.21円、人造真珠(香川)は43.65円、蘭庭(福岡)は188.40円で業種によつて相当差異がある。

- (v) 就業日数と一ヶ月工賃との関連について見ると、各業種ともに就業日数の多い世帯ほど、工賃も高くなっている。

就業日数25日以上のものについてその一ヶ月平均工賃を見ると、経木真田(岡山)が約100円、皿敷(富山)が約300円、ネツカチーフ(群馬)、人造真珠(香川)及び呟(青森)が約5,000円、蘭庭(福岡)が約12,000円、陶器(三重)が約19,000円となっている。

- (vi) 家内労働者とその家内労働者が従属する製造業者の雇用労働者中、家内労働者と同一作業に従事する労働者の単位当り工賃の比較を本調査において行う予定であつたが、この調査の範囲においてはかかる比較の出来る事例なく、この比較は出来なかつた。

3. 就業時間

就業時間は、調査日に家内労働者各人に調査票を渡し、調査日以後7日間について毎日その実労働時間を家内労働者自身に記入を依頼し調査した。勿論家内労働者は家事の余裕を利用して労働する場合が多く、その労働時間は断続的で実労働時間の算定は正確を期し難いから、この調査結果は概数的のものであることを考慮しなければならない。

- (i) 主家内労働者について一週平均就業時間を見ると、陶器(三重)最も長く59.4時間、蘭庭(福岡)の47.2時間、呟(青森)の46.6時間がこれに次いで長い。皿敷(富山)の24.0時間、経木真田(岡山)の24.5時間は他の業種に比較すると短い。
- (ii) 18歳未満の年少者の一週就業時間について見ると、比較的に数は少いが相当長時間就業しているものもある。即ち調査した全業種について60時間~80時間就業しているものが9人、50時間~59時間のものが13人報告されている。

(iii) 1週間について女子労働者の午後10時以降の深夜業を調査したが、調査した女子家内労働者総数1,291人のうち深夜業を行っていたものは130人で約1割を占める。その1週間における深夜業の時間数を見ると、4時間以下のものが殆んど大部分を占めるが、5時間～9時間及び10時間～14時間のものも若干ある。

4. 所得

家内労働世帯の所得の調査は各世帯が所得の記録を持つて居るもの少く、又その他種々の理由により著しく困難であつた。調査に当つては出来るだけ真実に近い所得を把握するように努力したが、調査結果にはやはり或程度の誤差があることは考慮しなければならない。

(i) 家内労働以外の賃金所得のある世帯について、その一ヶ月平均賃金所得を見ると、陶器(三重)に従事する家内労働世帯では約10,000円、皿敷(富山)では約8,500円、ネツカチーフ(群馬)では約8,000円、蘭薙(福岡)では約7,000円、経木真田(岡山)及び人造真珠(香川)では約6,000円、呟(青森)では約4,500円である。この賃金所得は、賃金所得者1名による場合が多いが、2人以上の賃金所得者による場合もかなり含むものであり、毎月勤労統計調査(1951年7月分)の産業合計現金給与12,671円に比較して相当低く、家内労働に従事する世帯が一般に低賃金所得者であると言える。

(ii) 家内労働及びその他の労働即ち雇用労働、農業、自営業等に対する所得の総計を見ると、陶器(三重)が約22,000円、蘭薙(福岡)が約15,000円、呟(青森)が約13,000円、皿敷(富山)が約9,000円、ハンカチーフ(群馬)が約8,000円、人造真珠(香川)及び経木真田(岡山)が約7,000円である。

第二章 各種家内労働の実情

第一節 皿 敷

一 総 説

1. 事業の概要

富山県における皿敷製造は明治時代から、主として農漁村の婦人の内職として広く行われている。最初キリスト教の宣教師によつて普及されたと伝えられている。輸出品として海外から需要も多く、亦本県は単作地帯で農閑期においてその収入を補うため種々の副業を行う慣習があり、皿敷の内職は県下一円に普及されるに至つた。作業自体は簡単であるが、装飾品であるため亦作業能率をあげる為には相当繊細な指先の動きが必要であるため、殆んど婦人の内職として行われている。戦時中及び戦後は種々の理由によつて少々事業は低調であつたが、最近輸出品として盛んに生産が進み、朝鮮動乱による材料費の騰起、輸出契約単価の変動等種々の障害があるにも拘らず、この事業の将来は輸出品として有望であると見られている。

2. 仕事授受の経路

製造業者が仲介人を通じて又は直接に家内労働者に原材料(木綿糸)を供給する場合、家内労働者が自ら材料を取りに行くのが普通である。又製品が回収される場合も家内労働者が自ら納品する。但し競争の激しい地域においては逆に製造業者又は仲介人が製品を回収している所も若干ある。

3. 作業工程

- (i) 手編作業 木綿糸を指定の図案と寸法によつて編針で編む。
- (ii) 晒 し 編み上つた皿敷を特別の設備によつて晒す。製造業者でこの漂白設備のない者はそのまゝ問屋に納品するか又は専門の洗濯屋に出して晒す。
- (iii) 仕 上 げ アイロンで所定のサイズになるように整形し、一打毎にまとめる。

以上の作業工程中家内労働者の行うものは(i)手編作業だけで後は製造業者が行う。

4. 関係者概数

(1) 製造業者

製造業者の組織する団体は無い。競争が非常に烈しく経営難のため転業した業者多く、調査時期において製造業者は富山県全体においても5を数えるのみである。

(2) 仲 介 人

調査時期においては46である。

(3) 家内労働世帯

調査時期においては約 800 世帯である。

5. 季節的変動

輸出品である関係上、経済的原因により皿敷の需要に変動があるのは勿論であるが、これが主として農閑期の内職として行われている為、毎月 2 月～4 月の期間が家内労働者が最も多い。調査時期における関係者概数は先に述べた通りであるが、この生産が最も繁忙な時期においては家内労働世帯約 6,000 と推定される。

二 各 説

1. 製造業者

(1) 企業形態

調査した製造業者 5 のうち個人形態のもの最も多く 4、組合組織のもの 1 である。(第 1 表参照)

(2) 製品販路

皿敷は主として輸出品として販売されているが、国内需要も若干あるから双方に販路がある。

製造業者 5 のうち 3 が専ら輸出品を取扱い、2 が輸出兼国内取引を行つている。(第 2 表参照)

(3) 製品納入先

製品は製造業者から国内の問屋に販売されている。(第 3 表参照)

(4) 場内労働者数

皿敷の作業工程は先に述べた通り手編作業は家内労働者によつて、その他の晒、仕上作業は製造業者が自己の雇用労働者を使用して行うのが普通である。施設の無い製造業者はこの作業自ら行わず、他の専門業者に委託するから、雇用労働者が居らないものもある。調査した製造業者 5 のうち場内労働者を有する製造業者は 3、その労働者 24 人中 男子 7 人、女子 17 人で女子が多い。(第 4 表参照)

(5) 場内労働者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数

場内労働者を持たない製造業者は 2、その仲介人は 392、場内労働者 1 人～4 人の製造業者は 1、その仲介人 50、場内労働者 5 人～9 人の製造業者は 1、その仲介人 33、で場内労働者の多い製造業者ほど仲介人は少い。

(6) 場内労働者一カ月平均現金給与

平均 4,193 円、男子 9,017 円、女子 2,207 円で毎月勤労統計調査 (1951 年 7 月分) の衣服及び身廻品製造業の平均現金給与 6,942 円、男子 12,069 円、女子 4,371 円に比較して低い。(第 6 表参照)

(7) 場内労働者一カ月平均実労働時間数

平均 107.7 時間、男子平均 179.4 時間、女子平均 75.3 時間で毎月勤労統計調査 (1951 年 7 月) の衣服及び身廻品製造業の平均実労働時間数 191.6 時間、男子 201.8 時間、女子 188.1 時間に比較して短い。(第 7 表参照)

2. 仲 介 人

(1) 仲介人数

製造業者 5 に従属する仲介人 20 を調査した。その人数は主たる仲介人 20 人補助者 3 人計 23 人である。これを男女別に見ると男子 2 人、女子 21 人で女子が非常に多い。年齢別に見ると 40 歳～49 歳が 9 人、50 歳～59 歳が 6 人で最も多い。60 歳以上の者は 2 人居るが 18 歳未満の年少者は見られない。(第 8 表参照)

(2) 仲介以外の職業

仲介人が此の業種の仲介以外に何等かの職業を持つて居るか否かを見ると職業のある者 7、職業のない者 13 で後者が多い。仲介人が持つて居る職業は、皿敷以外の業種の仲介業 3、自営業 3 が多い。(第 9 表参照)

(3) 就業動機

仲介人 20 のうち就業の動機は失業 4、収入の少いためのもの 4 で最も多い。(第 10 表参照)

(4) 就業手段

仲介人 20 のうち知人の紹介によるもの 11、縁故関係 1、家内労働者から転業したもの 2 である。(第 11 表参照)

(5) 従属家内労働世帯数

仲介人 20 のうち 10 世帯～49 世帯の家内労働世帯を持つて居るもの 15 で最も多く、次いで 5 世帯～9 世帯のものが 3 ある。(第 12 表参照)

(6) 保証金

仲介人が製造業者に対して保証金を入れたり、又は家内労働者から保証金を取つて居る事例はない。(第 13 表参照)

(7) 格外品について責任の有無

家内労働者の製品に格外品が出た場合の仲介人の責任について見ると、不明 3 を除き責任の全然無い者 4、何等かの責任を負う者 13 である。責任の内容は「やり直しをする」もの 11、「材料費だけ負担する」もの 3 である。他の業種に比較してやり直しをするものが比較的が多いがこれは皿敷が原材料を何等損耗することなく簡単にほどこき編み直すことが出来るからであろうか。(第 14 表参照)

(8) 一カ月仲介手数料

(i) 不明 1 を除き 1,000 円未満が最も多く 9、2,000 円～2,999 円が 6、1,000 円～1,999 円が 3、4,000 円～4,999 円が 1 である。(第 15 表参照)

(ii) 仲介手数料の家内労働者の工賃に対する比率を見ると、10%～15%のものが最も多く、次いで 15%～20%のものが多い。(第 16 表参照)

(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世

帯の工賃との比較

かかる工賃の比較をするためには、同一の製造業者に直接従属する家内労働者（以下「直接家内労働者」と略す）と、仲介人を通じて従属する家内労働者（以下「間接労働者」と略すが完全に同一種類の商品について同一作業の仕事をしていることが必要である。本県の調査においては次の事例がある。

(i) 製造業者 A

商品……皿敷、規格……8吋、作業……手編

直接家内労働者の工賃（1人） 1枚 4円

間接家内労働者の工賃（8人） 1枚 3.20円

（仲介人 A'）

間接家内労働者の工賃（3人） 1枚 3.50円

（仲介人 A''）

上の如く直接家内労働者の工賃の方が仲介人 A' 又は A'' に従属する間接家内労働者の工賃よりも高い。

(ii) 製造業者 B

商品……皿敷、規格……8吋、作業……手編

直接家内労働者の工賃（57人） 1枚 3.50円

間接家内労働者の工賃（1人） 1枚 4.00円

この事例においては直接家内労働者の工賃の方が間接家内労働者の工賃よりも低く、製造業者 A の場合と反対の結果になっている。

(3) 家内労働者関係

(1) 労働力

(i) 家内労働世帯数、男女別家内労働者数

調査した 250 世帯における家内労働者は 262 人、全部が女子であることは注目される。装飾品たる手編物として繊細な指先の熟練を要すると同時に、この地方においては農閑期には女子が家庭内で内職をする風習が長く続いて来たことに起因すると考えられる。一世帯の家内労働者数について見ると、250 世帯中家内労働者 1 人の世帯が 239 世帯で 95.6% を占め圧倒的に多い。家内労働者 2 人の世帯が 10、3 人の世帯が 1 で少い。（第 17 表参照）

(ii) 家内労働世帯の世帯員数

世帯員数 7 人以上の世帯が最も多く 61 で 24.4%、次いで 5 人世帯 52 で 20.8%、6 人世帯 48 で 19.2%、4 人世帯 45 で 18.0% の如く、比較的に世帯員数の多い世帯の比率が多いことを示している。（第 18 表参照）

(iii) 世帯上の地位

前述した通りこの皿敷の家内労働者 262 人、（補助者を含む）は全部女子であるが、その内世帯主でない妻が非常に多く 65.6% を占める、次いで母 14.9%、娘 10.7%、世帯主 5.7% の順に多い。所謂家庭の主婦の内職として行われている場合が多いと考えられる。（第 19 表参照）

(iv) 年齢

40 歳～49 歳の者が 28.6%、30 歳～39 歳 22.5%、50 歳～59 歳 17.9%、20 歳～29 歳 14.9% の順に多い。60 歳以上は 8.4%、18 歳未満の者 7.7% で比較的に少い。（第 20 表参照）

(v) 配偶関係

家内労働者全部について見ると、既婚者が 68% で最も多いが、死別、離別、別居の者も 20% で可成多い、主家内労働者についてはこれと大体同様であるが、補助者については未婚者が 92% で圧倒的に多いのは当然であろう。（第 21 表参照）

(vi) 修学状況

小学校迄の修学者が全体の 69.1% で非常に多い。（第 22 表参照）

(vii) 就業動機

家庭の収入の少いために就業しているものが 45.0% で約半数を占めている。老衰のため勤めが出来ないもの 10.0%、子供の世話や病人看護のため勤めが出来ない者 5.2% で可成見受けられる。（第 23 表参照）

(viii) 就業手段

知人を通じて就業したものが 81.0% で圧倒的に多い。仲介人を通じて就業したものは 10.5% で若干あるが、広告、公共職業安定所等を利用して就業したものは非常に少い。（第 24 表参照）

(ix) 就業期間

5 年以上のものが 28.0%、3 年～5 年のもの 24.0% で比較的に就業期間が長い。それに次いで 6 ヶ月未満のもの 14.4%、1 年～1.5 年のものが 12.0% となっている。（第 25 表参照）

(x) 家内労働以外の職業の有無（家内労働者について）

家内労働者がこの皿敷の仕事の外に職業を持つて居るか否かを見ると、職業の無い者が 89.3% で圧倒的に多いのは注目される。職業を持つて居るものは全部で 10.7% であるがこの内にはこの皿敷以外の家内労働に従事しているものが 2.7% 含まれている。（第 26 表参照）

(xi) 家内労働以外の職業の有無（家内労働世帯について）

家内労働を行つて居る世帯について、この皿敷の家内労働以外に職業を持つて居るか否かを見ると、職業のある世帯が 98.4% で殆んど全部である。（x）と併せ考えるとこの皿敷の家内労働世帯は、家内労働者自身は職業を持つて居らないが、その同世帯員の誰かが職業を持つて居る如き世帯がその主体となっている。（第 27 表参照）

(2) 労働条件

(i) 工賃支払方法

工賃を製品納入の際支払を受けている者が 99.2% で殆んど全部である。(第 28 表参照)

(ii) 世帯当り一ヶ月工賃

(i) 全世帯平均 297.12 円、500 円未満のものが全世帯の 86.2% で圧倒的に多い。最高の工賃を得ている世帯も 2,500 円に満たない。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者 1 人世帯平均 282.65 円、2 人世帯平均 572.00 円、3 人世帯平均 1,034 円である。(第 29 表参照)

(ii) 家内労働以外の職業のある世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均 296.63 円、500 円未満の世帯が最も多く全世帯の 86.4% である。世帯の家内労働者数との関連において見ると家内労働者 1 人世帯の平均 279.99 円、2 人世帯平均 572.00 円、3 人世帯平均 1,034 円である。(第 30 表参照)

(iii) 家内労働以外の職業のない世帯は先に述べた通り 4 世帯に過ぎないが、この世帯の家内労働による所得を見ると、平均 344.25 円でいずれの世帯の工賃も 1,000 円未満である。(第 31 表参照)

(iv) 世帯の一ヶ月工賃と一ヶ月就業日数との関連

就業日数 19 日～24 日の世帯が最も多く全世帯の 45.1% を占めるが、この世帯の平均 321.61 円、次ぎに 25 日以上の子帯が多く 28.5% で平均 362.85 円、次ぎに 13 日～18 日の世帯が 19.5% で平均 201.38 円でいずれも 500 円未満の世帯が最も多い。(第 32 表参照)

(iii) 一時間当り工賃

家内労働者の賃金は通常製品単位によつて決定されている。皿敷の場合であれば 1 枚 5 円とか 8 円とか言うように決定されて居り、又一方において家内労働者の労働時間は断続的であり、実働時間が極めて不明確であるため、例えば 1 カ月稼働日数 25 日、それに対して工賃 1,000 円を得て居る場合でも、比較的実働時間の安定している雇用労働者と賃金の高低を比較することは極めて困難である。然し何等かの形において家内労働者の賃金をその実労働時間との関連において把握する必要があるので、本調査においては次の如き方法によつた。即ち調査日以後 1 週間の実労働時間数、生産数量、工賃を家内労働者自身に記入を依頼し、その結果により労働者 1 人の世帯のみ抽出し、各人の 1 週間の工賃を労働時間で除し 1 時間当り工賃を算出した。その結果は次の通りである。労働者 1 人の家内労働世帯は 238 世帯、その 1 時間当り平均工賃は 2.77 円で 1 時間当り工賃が 1 円～5 円のもの最も多く 222 世帯で全体の 93.3% を占める。5 円～10 円のもの 4.6%、1 円未満のもの 5 世帯ある。10 円以上のものは無い。毎月勤労統計調査 (1951 年 8 月分) の衣服及び身廻品製造業における平均現金給与 5,903 円を平均実労働時間数 182.2 時間で除した 1 時間当り平均現金給与 32.40

円と比較すると、家内労働者の工賃は著しく低い。(第 33 表参照)

(iv) 就業時間

(i) 主家内労働者について 1 週就業時間を見ると、主家内労働者については平均 24.0 時間、20 時間～34 時間の者が最も多く 37.6%、10 時間～19 時間の者 30.8%、35 時間～48 時間の者 18.4%、49 時間以上の者は 8 人で 3.2% を占める。補助者の平均は 18.9 時間である。(第 34 表参照)

(ii) 1 週平均就業日数は主家内労働者 5.3 日、補助者 5.0 日である。(第 35 表参照)

(iii) 従つて 1 日就業時間は、主家内労働者 4.5 時間、補助者 3.8 時間である。

(iv) 18 歳未満の年少者の就業時間を見ると、20 時間～29 時間の者が最も多く約半数を占め、40 時間以上の者は居らない。(第 36 表参照)

(v) 女子の午後 10 時以降の深夜業について見ると、女子労働者 262 人中、深夜業を行つてゐる者 44 人で 16.8% に当る。調査した 1 週間における午後 10 時以降の就業時間数は 4 時間未満の者が 42 人で殆んど全部である。従つてこれ等の女子労働者の深夜業は 1 日平均 1 時間以下である。(第 37 表参照)

(vi) 家内労働者の 1 日就業時間は極めて不規則であつて非常に就業時間の長い日もあり又短い日もあるのが普通である。この間の事情を調査するため調査月の先 1 カ月中において最も長時間就業した日の労働時間を調査した。その結果によると 4 時間～8 時間の者が全体の 50.2% で最も多い。これに次いで 8 時間～12 時間の者 40.8%、12 時間以上のもの 4.9% である。(第 38 表参照)

(vii) これと同時に先 1 カ月中において夜間最もおそく迄就業した日の時間を調査した。その結果によると、午後 10 時迄就業したものが最も多く全体の 54.0%、午後 11 時迄が 30.4%、12 時迄が 12.7%、12 時以降が 3.0% である。斯の如く仕事が忙しい時に夜間相当おそく迄就業している者が多い。(第 39 表参照)

(v) 材料配布製品回収法

皿敷の家内労働者は材料の木綿糸を製造業者から直接又は仲介人を通じて供給を受け、製品に仕とげて製造業者に直接又は仲介人を通じて納入するのであるが、かかる材料及び製品の授受を実際に誰が担当するかを見ると、殆んど全部の家内労働者 (97.6%) は自ら徒歩又は交通機関を利用して、製造業者又は仲介人の許に行き所要材料を受け、その加工品を同様に納入しているのが現状である。(第 40 表参照)

(vi) 家内労働者の負担器具材料

先にも述べた通り皿敷の製造に必要な材料としては木綿糸、必要な器具としては編棒及び鉤針である。この木綿糸は製造業者が家内労働者に提供しているが、編棒及び鉤針はすべて家内労働者が負担している。大体普通の家庭にあるのであるから、以前からあつたものを使用

している者が多い。

(vii) 就 業 場 所

調査した 250 世帯の全部が自己の家庭において就業している。(第 41 表参照)

(viii) 格 外 品 の 取 扱 い

格外品が出た場合どんな取扱いを受けるかを見ると、「やり直しさせられる」ものが最も多く全体の 61.6% を占める。輸出用装飾品として製品の規格が厳重に要求され又或程度以上見た目にも美しく編上つていることが必要であることは勿論、一旦編上げた後でも簡単にほどこいて、やり直しすることが出来るため、この様な結果になつているのであるかと考えられる。但し「問題にされない」ものも 17.6% で若干ある。(第 42 表参照)

(ix) 交 通 費

先に「材料配布製品回収方法」の項において述べた通り、本業種においては材料、製品の授受は殆んど家内労働者自身が行つてゐるが、そのために要する交通費については、殆んど全部の家内労働者が必要としてゐない。(第 43 表参照)

(x) 納 品 期 限

家内労働者が、製造業者から直接又は仲介人を通じて一定の仕事を受けた場合、その納品期限が定められているか否かを調査したが、かかる納品期限が定められている場合は殆んど無く、1 名報告されているが、この場合期限内に製品を納入出来なくても何等問題にされぬ程度のもので、納品期限はこの調査期間に関する限りにおいては殆んど問題にされなかつた。

(3) 所 得 関 係

(1) 家内労働世帯の賃金所得

家内労働以外に賃金所得のある世帯は、調査した家内労働世帯 250 中 198 世帯で 79.2% を占めるが、その賃金所得をみると平均 8,570.56 円、これは賃金所得者 1 人～4 人の世帯の賃金所得を含み毎月勤労統計調査(1951 年 7 月分)の産業合計平均現金給与 12,671 円に比較して相当低く、家内労働世帯の賃金所得が一般的に低いことがわかる。(第 44 表参照)

これらの世帯の世帯員数を見ると、世帯員 7 人以上のものが最も多く 23.2%、世帯員 5 人のもの 19.7%、6 人のもの 19.2%、4 人のもの 15.2% の順に多く、大体世帯員の多いものが多い。(第 45 表参照)

(ii) 家内労働及びその他の労働による所得

家内労働による工賃及びその他の労働による所得の計を見ると、平均 8,873.51 円で 12,000 円以上のものが最も多く 19.7%、次いで 8,000 円～9,000 円が 13.3%、500 円以下が 12.4%、7,000 円～8,000 円のもの及び 10,000 円～11,000 円が 12.0% と所得はかなり広範囲に分れている。(第 46 表参照)

(iii) 要 保 護 世 帯

調査した 250 世帯中生活保護法による扶助を受けているものは 13 世帯で 5.2% に当る。(第 47 表参照)

第二節 経 木 真 田 (岡山)

一 総 説

1. 事 業 の 概 要

岡山県においては麦稈真田が特産物として全国第一の産額を示し、特に南部沿岸では良質の材料が採取され、女子の指先が一般的に器用であることと相まつて、農家の副業として明治初年より漸次発達して来た。経木真田もこれと並行して明治後期頃から、労働用帽子の材料として次第にその生産が発達し、原材料の原木(経木)が当県の特産であつたから、当地において特に発達した。麦稈、経木真田は共に農家の副業として普及し、作業の形態は類似しているが、麦稈は農業の副産物として各農家は毎年収得するものであり、麦稈真田を作る場合自家生産の麦稈を使用し、それを販売するのが普通であるが、経木の場合は製造業者が原木を加工し、それを家内労働者に供給し、真田にして回収するという経路を取り、生産組織の面において根本的な差異が見られる。

この経木真田の仕事は所謂内職として女子ことに老令の女子がやつてゐるものが非常に多いが、後に述べる如く、その工賃が著しく低く又原料の供給も不規則であるため、組子(家内労働者)の数も減少の傾向にある。又一方原木も近來本県では減少し、経木真田帽の製造業者は他県から真田に編上げたものを移入する傾向が強くなり、この面からも経木真田の家内労働は減少しつつある模様である。

2. 仕事授受の経路

製造業者が仲介人を通じて又は直接に家内労働者に原材料(経木)を供給し、又は家内労働者の加工した製品(真田)を納入する場合、家内労働者が自ら行う場合が多い。

3. 作 業 工 程

(i) 準備作業 原木を機械にかけて経木を作り、乾燥し、漂白する。

(ii) 手編作業 経木を手で真田編にする。編方には種々のやり方があるが、代表的なものをあげると、「三ひら」(3本の経木を編上げる)、「四ひし」(4本の経木を編上げる)、「五ひら」(5本の経木を編上げる)等があり、又「四ひし」「五ひら」には色彩のある経木を入れて編上げる「色もの」がある。

(iii) 整 反 編上つた真田を木の枠で整える。

(iv) 端の整理 整反した真田の端を切り、糸でくくる。

(v) 帽 子 編 以上の作業を終つた真田で帽子を作る。

以上の作業のうち、(ii)手編作業、(iii)整反、及び(iv)端の整理は主として家内労働によつて行われる。(i)準備作業及び(v)帽子編は製造業者自ら又は雇用労働者によつて行われるが、通常経木の製造業者は(i)準備作業から(iv)端の整理迄の生産過程を行い、それを帽子の製造業者に販売する。

4. 関係者概数

(1) 製造業者

製造業者の組織する団体は無い。調査時期における製造業者数は 26 である。

(2) 仲介人

調査時期における仲介人は 20 である。

(3) 家内労働世帯

後に述べる様に、経木真田の家内労働は季節的変動甚しく、調査時期においては家内労働世帯数は約 200 と推定される。

5. 季節的変動

この業種に従事する家内労働者は農家の副業として仕事をしているものが多く、農閑期にはその数増加し、農繁期には減少する。調査時期は最も家内労働者の少ない時期で、約 200 世帯と推定される。12 月より翌年 3 月頃までは 1,000 世帯以上に増加すると推定される。製造業者及び仲介人の数はあまり変動が無いようである。

二 各 説

1. 製造業者

(1) 企業形態

調査した製造業者 10 のうち個人企業のもの最も多く、9、株式会社組織のもの 1 である。(第 1 表参照)

(2) 製品販路

経木真田帽子は戦前は労働帽として海外に広く輸出されていたが、戦後はサンプル輸出程度で未だ本格的取引の域に達せず、販路は国内に限定されている。調査した製造業者 10 は全部製品販路は「国内向」と報告されている。(第 2 表参照)

(3) 製品納入先

経木真田の製造業者は真田に完成した後は真田帽子の製造業者に販売するのが多い。製造業者 10 のうち 8 は納入先が元受者となつてゐるが、これはかかる業者である。製造業者 2 は納入先が問屋となつてゐるが、これは自己の工場で帽子を製造し、それを帽子問屋に販売しているものである。(第 3 表参照)

(4) 場内労働者数

真田の製造はその工程中、原木を機械で薄くけずり、漂白、乾燥する作業、製造業者によつては帽子製造の作業と雇用労働者によつて行つてゐる。製造業者の 10 のうち、かかる場内労働者(雇用労働者)を持つ者 4、場内労働者総計 26 人、その内男子 6 人、女子 20 人である。平均 6 名程度の雇用労働者数で比較的少ないが、真田の準備作業は簡単であり、雇用労働者を持たぬ製造業者は自己の労働によつてそれを行つてゐる。(第 4 表参照)

(5) 場内労働者数別製造業者数、仲介人数及び家内労働世帯数

場内労働者を持たない製造業者 6 の仲介人 9、家内労働世帯数 65、場内労働者 1 人～4 人の製造業者 2 の仲介人 3、家内労働世帯数 45、場内労働者 10 人～14 人の製造業者 2 の仲介人 12、家内労働世帯数 70 となつて居り、場内労働者の多い製造業者に従属する家内労働世帯が多い。(第 5 表参照)

(6) 場内労働者一ヶ月平均現金給与

平均 3,684 円、男子 6,434 円、女子 2,865 円で毎月勤労統計調査(1951 年 7 月)の木材及び木製品製造業の平均月間現金給与 7,803 円、男子 8,688 円、女子 4,339 円に比較して低い。(第 6 表参照)

(7) 場内労働者一ヶ月平均実労働時間数

平均 175.8 時間、男子 214.5 時間、女子 164.2 時間で毎月勤労統計調査(1951 年 7 月)の木材及び木製品製造業の平均月間実労働時間数 196.0 時間、男子 198.2 時間、女子 187.1 時間に比較すると総平均及び女子平均では短い、男子平均は長くなつてゐる。(第 7 表参照)

2. 仲介人

(1) 仲介人数

製造業者 10 に従属する仲介人 19 を調査した。その人数は主たる仲介人 19 人、補助者 2 人である。これを男女別に見ると男子 9 人、女子 12 人で女子の方が多い。年齢別に見ると 60 歳以上の者が最も多く、次ぎに 50 歳～59 歳の者が多く比較的年齢は高い。18 歳以下の年少者は居ない。(第 8 表参照)

(2) 仲介以外の職業

仲介人が此の業種の仲介以外に何等かの職業を持つて居るか否かを見ると、職業のある者 11、無い者 8 で職業のある者の方が多い、その職業のうちでは農業が最も多い。(第 9 表参照)

(3) 就業動機

不明のもの 7 を除くと、収入の少いため就業しているものが最も多い。(第 10 表参照)

(4) 就業手段

主たる仲介人 19 のうち知人の紹介によるもの 12 で最も多く、縁故関係によるものが 8 でこれに次いで多い。(第 11 表参照)

(5) 従属家内労働世帯数

19 の仲介人のうち 10 世帯～49 世帯の家内労働世帯を持つてゐるものが 13 で最も多い。次いで 5 世帯～9 世帯の家内労働者を持つ仲介人が 4 ある。(第 12 表参照)

(6) 保証金

仲介人が製造業者に対して保証金を入れたり、又は家内労働者から保証金を取つてゐる事例はない。(第 13 表参照)

(7) 格外品についての責任の有無

家内労働者の製品に格外品が出た場合の仲介人の責任について見ると、本業種の調査の範囲においては責任を負っているものは全然ない。(第14表参照)

(8) 一ヶ月仲介手数料

(i) 不明のものを除き、全部 1,000円未満で非常に少い。(第15表参照)

(ii) 仲介手数料の家内労働者が受ける工賃に対する割合を見ると、10%~15%が最も多く、次いで15%~20%、20%~25%が多い。(第16表参照)

(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃との比較

かかる工賃の比較をするためには、同一の製造業者に直接に従属する家内労働者(以下「直接家内労働者」と略す)と仲介人を通じて従属する家内労働者(以下「間接家内労働者」と略す)が完全に同一種類の商品について同一作業の仕事をしていることが必要である。本県の調査においては次の事例がある。

(1) 製造業者 A

商品……経木真田、規格……3平、作業……手編

直接家内労働者の工賃(1人) 1反 4.50円

直接家内労働者の工賃(9人) 1反 4.00円

間接家内労働者の工賃(5人) 1反 3.00円

(仲介人1人)

間接家内労働者の工賃(33人) 1反 4.00円

(仲介人4人)

上の如く、直接家内労働者の間においても同一の作業に対する工賃の単価の差異が認められる。直接家内労働者と間接家内労働者の工賃を比較すると同一の場合もあり異っている場合もある。

(ii) 製造業者 B

商品……経木真田、規格……3平、作業……手編

直接家内労働者の工賃(6人) 1反 4.00円

間接家内労働者の工賃(8人) 1反 4.00円

(仲介人3人)

工賃の差異はない。

(iii) 製造業者 C

商品……経木真田、規格……3平、作業……手編

直接家内労働者の工賃(16人) 1反 4.00円

間接家内労働者の工賃(7人) 1反 4.00円

(仲介人1人)

(iv) 製造業者 D

商品……経木真田、規格……3平、作業……手編

直接家内労働者の工賃(9人) 1反 4.00円

間接家内労働者の工賃(7人) 1反 4.00円

(仲介人1人)

(v) 製造業者 E

商品……経木真田、規格……3平、作業……手編

直接家内労働者の工賃(10人) 1反 4.00円

間接家内労働者の工賃(7人) 1反 4.00円

製造業者C、D、Eについては工賃の差異はない。

3. 家内労働者関係

(1) 労働力

(i) 家内労働世帯数、男女別家内労働者数

調査した154世帯における家内労働者は172人で、そのうち163人が女子で94.8%を占める。一世帯の家内労働者数について見ると154世帯中、家内労働者1人の世帯が138世帯で89.6%を占め非常に多い。2人の世帯14で9.1%、3人の世帯2人で1.3%である。(第17表参照)

(ii) 家内労働世帯の世帯員数

世帯員数7人以上の世帯が最も多く39で25.3%、次いで6人世帯が17.5%、4人世帯が14.3%、5人世帯が13.0%で比較的世帯員数の多い世帯の比率が高い。(第18表参照)

(iii) 世帯上の地位

先に述べたように家内労働者は女子が非常に多いが、その世帯上の地位について見ると、妻が全家内労働者の30.2%、母が29.7%、世帯主である女子が19.2%である。(第19表参照)

(iv) 年令

60歳以上の者が54.7%で半数以上を占め、又18才未満の年少者が8.7%で、老令者及び年少者の率が非常に多い。(第20表参照)

(v) 配偶関係

主家内労働者について見ると、死別、離別、別居の者が50%で最も多い。既婚者は41%、未婚者は9%である。補助者については未婚者が54%で最も多い。(第21表参照)

(vi) 修学状況

小学校迄の修学者が全体の46.2%で最も多いが、不就学者が32.4%で他の業種の家内労働

者に比較して非常に多い。(第22表参照)

(vii) 就 業 動 機

老衰のため勤めが出来ないと回答した者が 22.4% で最も多く、次いで収入の少いために就業している者が 18.6% で多い。(第23表参照)

(viii) 就 業 手 段

知人を通じて就業したものが 37.9% で最も多く、次いで仲介人を通じて就業したものが 29.4% で多い。(第24表参照)

(ix) 就 業 期 間

6ヶ月未満のものが 31.8% で最も多く、次いで5年以上の長期間就業しているものが 26.0% で多い。(第25表参照)

(x) 家内労働以外の職業の有無 (家内労働者について)

家内労働者がこの経木真田の外に職業を持つて居るか否かを見ると、職業を持つて居ないものが 84.5% で圧倒的に多い。職業を持つて居る者については、農業 9.2%、雇用労働 5.2%、自営業 1.1% となつて居る。(第26表参照)

(xi) 家内労働以外の職業の有無 (家内労働世帯について)

家内労働を行つて居る世帯について、この経木真田の家内労働以外に職業を持つて居るか否かを見ると、職業のある世帯が 79.9% で非常に多い。(x) と併せ考えると、この経木真田の家内労働世帯は家内労働者自身は職業を持つて居ないが、その世帯員の誰かが職業を持つて居るような世帯がその主体となつて居る。(第27表参照)

(2) 勞 働 条 件

(i) 工賃支払方法

工賃を製品納入の際支払を受けて居る者が 98.7% で殆んど全部を占めて居る。(第28表参照)

(ii) 世帯当り一ヶ月工賃

(i) 全世帯平均 100.88円、500円～999円の工賃を得て居る1世帯及び不明の52世帯を除き、全部500円未満である。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者1人世帯の平均 91.34円、2人世帯 200.67円、3人世帯 80.00円である。(第29表参照)

(ii) 家内労働以外の職業のある世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均 94.46円、500円～999円の工賃を得て居る1世帯及び不明の45世帯を除き、全部500円未満である。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者1人世帯の平均 86.01円、2人世帯 131.22円、3人世帯 80.00円である。(第30表参照)

(iii) 家内労働以外の職業のない世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均 121.75円、不明の世帯を除き、全部500円未満の工賃である。世帯の家内労働者数との関連

において見ると、家内労働者1人世帯の平均 103.18円、2人世帯 167.14円、3人世帯 132.50円、4人世帯 142.50円、7人以上の世帯 33.50円である。(第31表参照)

(iii) 世帯の一ヶ月就業日数との関連

就業日数25日以上の世帯が最も多く全世帯の 48.6% を占め、その工賃平均 127.19円、次ぎに19日～24日の世帯が 26.7% を占め、工賃平均 97.98円、7日～12日の世帯が 13.3% で平均 51.42円、13日～18日の世帯が 8.6% で平均 39.88円、6日以下の世帯が 2.8% で平均 10.66円である。(第32表参照)

(iii) 1時間当り工賃

家内労働者の1時間当り工賃の算定方法は富山県の皿敷のところで述べた通りである。家内労働者1人世帯は 138 世帯、このうち不明の 54 世帯を除き、1時間当り工賃は 1.29 円、1円未満のもの 60.7%、1円～5 円のもの 36.9%、5 円～10 円のもの及び 10 円～15 円のもの 1.2% で、5 円未満のものが殆んど全部である。毎月勤労統計調査 (1951年8月分) の木材及び木製品製造業における平均現金給与 7,950 円を平均実労働時間数 196.0 時間で除した1時間当り平均現金給与 40.56 円と比較すると家内労働者の工賃は著しく低い。(第33表参照)

(iv) 就 業 時 間

(i) 家内労働者の1週就業時間を見ると、主家内労働者については平均 24.5 時間、20 時間～34 時間のものが最も多く 29.2%、35 時間～48 時間のものが 24.0%、49 時間以上のものは 5.2% である。補助者の平均は 20.9 時間である。(第34表参照)

(ii) 1週平均就業日数は主家内労働者 5.4 日、補助者 5.9 日である。(第35表参照)

(iii) 従つて1日就業時間は主家内労働者 4.5 時間、補助者 3.5 時間である。

(iv) 18 歳未満の年少者の1週就業時間を見ると、10 時間以下のものが最も多く、次ぎに 10 時間～19 時間、及び 20 時間～29 時間のものが多い。(第36表参照)

(v) 女子の午後10時以降の深夜業について見ると女子労働者 163 人中深夜業を行つて居たものの 11 人で、6.7% に当る。調査した1週間における午後10時以降の就業時間数は4時間未満の者が 9 人、5 時間～9 時間のものが 2 人である。(第37表参照)

(vi) 富山県の皿敷の業種について述べた様に調査月の先1ヶ月において最も長時間就業した日の労働時間を見ると、4 時間～8 時間のものが全体の 58.8% で最も多く、これに次いで 4 時間未満のもの 23.5%、8 時間～12 時間のもの 17.7% である。(第38表参照)

(vii) 先1ヶ月月中において夜間最もおそく迄就業した日の時刻を見ると、午後10時迄のものが最も多く 70%、午後11時迄のものが 18.8%、午後12時迄のものが 11.2% である。午後12 時以降就業したものはない。(第39表参照)

(v) 材料配付製品回収方法

経木真田の家内労働者は材料の経木を製造業者から直接又は仲介人を通じて供給を受け、真

田に仕上げて、製造業者に直接又は仲介人を通じて納入するのであるが、かかる材料及び製品の授受を實際に誰が担当するかを見ると、家内労働者が自ら徒歩又は交通機関を利用して行っているものが 64.3%、製造業者又は仲介人が行うもの 39.6%である。(第 40 表参照)

(VI) 家内労働者の負担器具材料

榎木真田編の作業に必要な材料としては榎木だけで、その他何等器具材料を必要としない。この榎木は先に述べた通り製造業者から供給されるから、家内労働者の負担するものは無い。但しごく僅かであるが製反の作業を行う家内労働者は木の枠が必要でこれは大抵製造業者から借用している。

(VII) 就業場所

調査した 154 世帯中殆んど全部の 152 世帯が自己の家庭において就業している。(第 41 表参照)

(VIII) 格外品の取扱い

格外品を家内労働者が出した場合如何なる取扱を受けるかを見ると、調査した 154 世帯中「問題にされない」と答えたものが 153 世帯である。榎木真田の作業は非常に簡単で、格外品を出すことは殆んど無いからである。(第 42 表参照)

(IX) 交通費

本業種の行われている地域は非常に交通の不便なところで、家内労働者が製造業者又は仲介人の所に行く場合も、徒歩による所がなく、調査した家内労働世帯は皆交通費を必要としていない。(第 43 表参照)

(X) 納品期限

家内労働者が製造業者から直接又は仲介人を通じて一定の仕事を受けた場合、その納品期限が定められているか否かを調査したが、本業種においては期限を特に定められている事例は無い。

(3) 所得関係

(i) 家内労働世帯の賃金所得

家内労働以外に賃金所得のある世帯は調査した家内労働世帯 154 中 71 世帯で 46.1%を占めるが、その賃金所得をみると、平均 6,361.49 円、これは賃金所得者 1 人～3 人の世帯の賃金所得を含むものであり、毎月勤労統計調査(1951 年 7 月分)の産業合計平均現金給与 12,671 円に比較して相当低く、家内労働世帯の賃金所得が一般的に低いことがわかる。(第 44 表参照) これらの世帯の世帯員数を見ると、世帯員 7 人以上のもの 28.2%、世帯員 6 人、5 人及び 4 人のものが 18.3%である。(第 45 表参照)

(ii) 家内労働及びその他の労働による所得

家内労働による工賃及びその他の労働による所得の計を見ると、平均 5,638.92 円で、5,000

円未満のもの最も多く 45.5%、6,000 円～7,000 円のもの 9.8%、5,000 円～6,000 円のもの及び 12,000 円以上のもの 9.1% である。(第 46 表参照)

(iii) 要保護世帯

調査した 154 世帯中生活保護法による扶助を受けているものは 14 世帯で 10.4% に当る。

(第 47 表参照)

第三節 陶 器 (三重)

一. 概 説

1. 事業の概要

三重県特に四日市を中心とした地域においては「万古焼」という名称の陶器の製造がこの地の特産として盛んである。万古焼の起源は約 200 年前にさかのぼると伝えられて居る。明治以来年と共に製造技術も進歩し、日本国内及び米国、南米諸国、英国等広く海外市場に販路を持つている。戦時中輸出の停止、企業整備、戦災等によりこの産業は相当の打撃を受け、終戦直後においては窯数僅かに 8 基、最盛期の昭和 11 年の窯数 228 基に比較すると 30 分の 1 に近い減少であつた。終戦後関係業者の努力により徐々に復興し、窯数も 100 以上に増加し、輸出品としてその将来の発展を展望されている。

この産業の企業形態は、徳川時代からの家庭工業の形態が支配的で、数十人の雇用労働者を持つて大工場組織で一貫作業をやっている業者もあるが、大部分の製造業者は自己の家庭内の家族労働に依存している。然し作業の一部を家庭外の労働者に委託加工させている場合も若干あり、本調査の対象はかかる労働者である。

2. 仕事授受の経路

本調査の対象となる家内労働者は、製造業者から陶土の提供を受け、生々地製造を行つた後、これを製造業者に納入するが、この場合材料製品の授受は家内労働者が自ら行つている。

3. 作業工程

- (a) 陶土と珪酸ソーダの攪拌 陶土と珪酸ソーダと水を泥れん機にかけて攪拌する。
- (b) 生々地製造 石膏の型に陶土を流し込み、3 分～5 分後型よりはづして乾燥し、型を脱える。
- (c) 焼成(素焼) 生々地を窯に入れ焼く。
- (d) 画つけ 画つけはその製品により次の三種がある。
 - (i) 絵具を筆につけて絵をかく。これは普通の工員がかく場合もあり、又専門家がかく場合もある。(圓物、瓦具)
 - (ii) ラッカーで吹きつける。(花瓶)
 - (iii) 写し絵を使用する。(皿、コーヒー茶碗)
- (e) 施釉 画つけのできたものを釉の入つた釉入れに入れ、釉を施す。
- (f) 焼成(仕上) 施釉されたものを仕上げの窯に入れて焼く。

以上の作業のうち家内労働によるものは(四)の生々地製造だけで、他の作業工程は雇用労働又は家族労働によつて行われている。

4. 関係者概数

(1) 製造業者

製造業者の組織する団体としては万古陶磁器工業協同組合があり、約80余の製造業者が加入しているが、このうち家内労働者を使用している業者がどれ程あるかは明かでない。

(2) 仲介人

各製造業者の規模は比較的小さく、家内労働者数も少いので仲介人は全然居ない。

(3) 家内労働世帯数

調査時期において約80世帯と推定される。本調査においてはこの世帯を全部調査した。

5. 季節的変動

本産業は季節による影響少く、製造業者数及び家内労働世帯数の変動もあまりない。然し、一般に夏期は市場がガラス製品に転換するので比較的閑散で、冬期特にクリスマス前後は輸出が盛んになるので繁忙である。

二. 各 説

1. 製造業者

(1) 企業形態

調査した製造業者10のうち個人企業のもの最も多く6、会社組織のもの4である。(第1表参照)

(2) 製品販路

万古焼陶器製品は玩具、置物、皿、茶碗等その種類極めて多く、国内は勿論海外にも多く販路を持つている。調査した製造業者10のうち製品販路は輸出向3、国内向3、輸出兼国内向3となっている。(第2表参照)

(3) 製品納入先

製造業者は製品を輸出問屋又は国内問屋に販売するのが普通である。調査した製造業者10のうち不明のものを除き全部製品を問屋に納入している。(第3表参照)

(4) 場内労働者数

万古焼の製造は家内労働者を使用している製造業者もその生産工程中家内労働に依存する部分は比較的少く、その他の工程は自己の家族労働及び若干の雇用労働によつて行つてゐる。調査した製造業者10は皆雇用労働者を使用して居り、その総数301人となつてゐるが、この内には150人、60人、30人の雇用労働者を持つ製造業者が含まれて居り、その他の製造業者は大体10人以内の雇用労働者を使用しているものである。(第4表参照)

(5) 場内労働者数別製造業者数、仲介人数、家内労働世帯数

調査した製造業者10は皆場内労働者を持つてゐるが、この労働者数とその製造業者に従属する

家内労働世帯数とは必ずしも比例せずまちまちであるが、大体1の製造業者に従属する家内労働世帯は5世帯以下である。(第5表参照)

(6) 場内労働者一ヶ月平均現金給与

平均5,203円、男子6,831円、女子2,880円で毎月勤労統計調査(1951年7月)のガラス及び土石製品製造業の平均月間現金給与13,753円、男子16,406円、女子6,292円に比較して低い。(第6表参照)

(7) 場内労働者一ヶ月平均実労働時間数

平均202.2時間、男子224.5時間、女子170.4時間で毎月勤労統計調査(1951年7月)のガラス及び土石製品製造業の平均月間実労働時間数195.2時間、男子199.5時間、女子183.1時間に比較すると総平均及び男子は長く女子は短い。(第7表参照)

2. 仲介人

本業種においては仲介人は居らない。

三. 家内労働者関係

(1) 労働力

(i) 家内労働世帯数、男女別家内労働者数

調査した47世帯における家内労働者数は112人、そのうち男子59人、女子53人で男女ほぼ半ばしている。一世帯の家内労働者数について見ると、家内労働者1人の世帯が31.9%を占め最も多いが、2人の世帯25.5%、3人の世帯23.4%、4人の世帯12.8%等と2人以上の世帯もかなりある。(第17表参照)

(ii) 家内労働世帯の世帯員数

世帯員数3人の世帯が27.7%、4人の世帯が25.5%、5人の世帯が23.4%で、これらの世帯が調査した世帯の大部分を占める。(第18表参照)

(iii) 世帯上の地位

家内労働者の世帯上の地位を見ると、主家内労働者については世帯主である男子が59.6%、妻が29.8%で多い。補助者については息子が40.0%、妻が35.4%で多い。(第19表参照)

(iv) 年 令

主家内労働者については40歳～49歳が36.2%、50歳～59歳が27.7%、30歳～39歳が21.3%で多い。補助者については20歳～29歳が41.5%、40歳～49歳が18.5%で多い。但しこの補助者の40歳～49歳のもは全部女子である。18歳未満の年少者は補助者に4人、60歳以上の老令者は主家内労働者2人、補助者2人いる。(第20表参照)

(v) 配偶関係

女子家内労働者の配偶関係を見ると、主家内労働者については既婚が74%、死別、離別、別居が26%で、補助者については、既婚が70%、未婚が24%、死別、離別、別居が6%を占

める。(第21表参照)

(vi) 修学状況

家内労働者の修学状況を見ると、主家内労働者については小学校迄の修学者が 53.2%、小学校以上の修学者が 46.8%、補助者については小学校迄の修学者が 39.1%、小学校以上の修学者が 60.9%である。(第22表参照)

(vii) 就業動機

収入の少いため就学したものが最も多く、次いで失業したため就業したものが多。(第23表参照)

(viii) 就業手段

知人を通じて就業したものが 52.4%を占め最も多い。(第24表参照)

(ix) 就業期間

5年以上のものが 52.2%で半数以上を占め、比較的に安定しているものが多い。(第25表参照)

(x) 家内労働以外の職業の有無(家内労働者について)

家内労働者がこの陶器の家内労働の外に職業を持っているか否かを見ると、本業種においては家内労働者は全部職業を持って居ない。従つて家内労働者は副業としてではなく専らこの仕事に従事しているものである。(第26表参照)

(xi) 家内労働以外の職業の有無(家内労働世帯について)

家内労働に従事している世帯について、この陶器の家内労働以外に職業を持っているか否かを見ると、職業のある世帯が 42.6%、職業の無い世帯が 57.4%である、従つて (x) と併せ見ると、調査した世帯の半数以上は専らこの家内労働のみによつて生計を立てていることがわかる。

(第27表参照)

② 労働条件

(i) 工賃支払方法

工賃は定期に支払いを受けているものが調査した47世帯の全部で昨年及び本年行つた家内労働実態調査において他に類例のない事例である。(第28表参照)

(ii) 世帯当り一ヶ月工賃

(i) 全世帯平均 18,368.17円、5,000円以上の工賃を得ている世帯が 70.2%を占め最も多く、本年度行つた7県の調査のうちで最も工賃が高い。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者1人の世帯の平均 2,654.80円、2人の世帯 14,325.17円、3人の世帯 25,963.64円、4人の世帯 37,430.00円、5人の世帯 46,650.00円、6人の世帯 48,100.00円で家内労働者数に比例して工賃も多くなっている。(第29表参照)

(ii) 家内労働以外の職業のある世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、世帯平均 5,481.50円、5,000円以上の工賃を得ている世帯が 35.0%を占め最も多い。世帯の家内労働者数との関

連において見ると、家内労働者1人の世帯の平均 2,532.14円、2人の世帯 11,105.00円、3人の世帯 14,880.00円で次に述べる家内労働以外に職業のない世帯の工賃よりも低い。(第30表参照)

(ii) 家内労働以外の職業のない世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均 27,913.85円、4,000円～4,499円の1世帯を除き全部 5,000円以上の工賃を得ている。世帯の家内労働者数との関連において見ると家内労働者2人の世帯の平均 9,271.00円、3人の世帯 18,844.67円、4人の世帯 26,291.67円、5人の世帯 38,636.00円、7人以上の世帯 42,920.00円である。(第31表参照)

(iii) 世帯の一ヶ月就業日数との関連

就業日数25日以上の子帯が最も多く全世帯の 93.6%を占め、その工賃平均 19,265.19円、次ぎに19日～24日の世帯が 4.3%、13日～18日の世帯が 2.1%で、その工賃平均それぞれ 7,100.00円、1,440.00円である。(第32表参照)

(iii) 1時間当り工賃

家内労働者の1時間当り工賃の算定方法は他の業種において述べた通りである。家内労働者1人の世帯は15世帯で、その1時間当り工賃は 14.44円、5円～10円のもの 46.7%、15円～20円のもの 26.7%、20円～30円のもの 13.3%、10円～15円のもの及び 30円～40円のもの 6.7%である。毎月勤労統計調査(1951年8月分)のガラス及び土石製品製造業における平均現金給与 11,643円を平均実労働時間数 196.0時間で除した1時間当り平均現金給与 59.40円と比較すると相当家内労働者の工賃は低い。(第33表参照)

(IV) 就業時間

(i) 家内労働者の1週就業時間を見ると主家内労働者については平均 59.4時間、及び 60時間～79時間のものが最も多く 61.7%を占め、次いで55時間～59時間のものが多く、17.0%を占める、補助者の平均も 57.3時間で相当長い。(第34表参照)

(ii) 1週就業日数は主家内労働者 6.9日、補助者 6.9日である。(第35表参照)

(iii) 従つて1日就業時間は主家内労働者 8.6時間、補助者 8.3時間である。

(iv) 18歳未満の年少者の就業時間を見ると60時間～80時間のもの3人、20時間～29時間のもの1人である。(第36表参照)

(v) 女子の午後10時以降の深夜業について見ると、調査した女子労働者53人中かかる深夜業に従事しているものは無かつた。(第37表参照)

(vi) 調査月の先1ヶ月において最も長時間就業した日の労働時間を見ると、8時間～12時間のものが 82.2%を占め最も多く、次ぎに4時間～8時間が 11.1%、12時間以上が 6.7%となつてゐる。(第38表参照)

(vii) 先1ヶ月において夜間最もおそく迄就業した日の時刻を見ると、全部午後10時迄で、それ以降就業したものは報告されていない。(第39表参照)

(V) 材料配付製品回収方法

万古焼の家内労働者は材料の陶土を製造業者から提供を受け、生々地に仕上げて製造業者に納入するが、かかる材料及び製品の授受は全部家内労働者が自ら行っている。(第40表参照)

(VI) 家内労働者の負担器具材料

陶器の生々地製造に必要な器具としては、石膏の型が必要であるが、これは大抵製造業者が製造の都度家内労働者に提供する。又陶土と硅酸ソーダの攪拌作業を行う場合には攪拌機が必要であるが、これは大抵家内労働者が自ら購入したものを使用している。必要な材料としては陶土及び硅酸ソーダがある。これは大抵製造業者が家内労働者に提供する。

(VII) 就業場所

調査した47世帯中45世帯は自己の家庭内で就業しているが、製造業者から借用した場所で就業しているものが2世帯ある。(第41表参照)

(VIII) 格外品の取扱い

格外品を家内労働者が出した場合の取扱いを見ると、調査した47世帯中「問題にされない」と報告したもの86.4%、「やり直しさせられる」と報告したもの13.6%である。(第42表参照)

(IX) 交通費

本業種の製造業者及びこれに従属する家内労働者は殆んど近隣に居住して居るため、材料及び製品の授受のため特に交通機関を使用する必要はない。調査した47世帯は皆交通費不要と報告されている。(第43表参照)

(X) 納品期限

本業種においては家内労働者が製造業者から仕事を受けた場合特に納品の期限を定められている事例は報告されていない。

(B) 所得関係

(i) 家内労働世帯の賃金所得

家内労働以外に賃金所得のある世帯は調査した家内労働世帯47中20世帯で42.6%を占めるが、その賃金所得をみると、平均9,805.00円、これは賃金所得者1人～3人の世帯の賃金所得を含むものであり、毎月勤労統計調査(1951年7月分)の産業合計平均現金給与12,671円に比較して相当低い。(第44表参照)

これらの世帯の世帯員数を見ると、世帯員4人及び5人のもの各々30%で最も多く、次いで世帯員3人のもの20%が多い。(第45表参照)

(ii) 家内労働及び其の他の労働による所得

家内労働及びその他の労働による所得の計を見ると、平均22,540.49円で12,000円以上のものが最も多く76.6%を占め、次いで10,000円～11,000円のもの10.6%、11,000円～12,000円のもの4.3%である。(第46表参照)

(iii) 要保護世帯

調査した47世帯中生活保護法による扶助を受けているものは一世帯である。(第47表参照)

第四節 人 造 真 珠

一. 総 説

1. 事業の概要

香川県(主として仁尾町附近)の人造真珠の製造は明治末年頃より研究され、大正年間大阪方面の技術を移入して漸く生産が増大し、主として輸出向商品として盛んに製造されるに至った。その後技術も進歩し生産も逐次増加したが戦争によつて殆んど事業は中止された、終戦後製造復興し年々事業が盛になり、朝鮮事変以来海外市況の変動が憂慮されてはいるが、今後も品質の向上と相俟つて順調な輸出が続くものと見られている。

仁尾町及びその近辺は軒並みに人造真珠の生産に関係して居り、関係業者も極めて多いが、この地で所謂人造真珠の職人と呼ばれている者は製造業者から材料の提供を受けて製品に加工し、これを製造業者に納入するという本調査の定義する家内労働の形態のものは比較的少く、多くは自ら材料を購入し、自己の家庭で製品に仕上げ、問屋に販売する独立の生産者である。然しこれ等の生産者も問屋から材料の提供を受けて、加工し、納品する経路によつて生産する場合もあり、その形態は必ずしも一定していない。然し終戦後は人造真珠の職人は次第に製造業者との従属関係が薄くなり、独立の生産者になる傾向が強い。

2. 仕事授受の経路

本県における人造真珠の家内労働の仕事授受の経路は本県における1の製造業者の場合を除き大部分は大阪方面の製造業者から本県の仲介人を通じて材料が家内労働者に提供され、製品に加工された後同じ経路によつて製造業者に納入される。この場合材料及び製品の授受は殆んど家内労働者が自ら行っている。

3. 作業工程

(i) アラバスタ原玉(塗装する前の半製品)の場合

(イ) 原玉作り 硝子掩をガスランプで溶して、真珠の玉を作る。

(ロ) 選 別 原玉の粒を選別する。

(ハ) 洗 滌 選別した原玉を洗滌する。

(ニ) 絹糸通し 原玉を絹糸に通す。

以上の作業工程中、家内労働によつて行われるものは(イ)の原玉作りと(ニ)の絹糸通しだけでその他の作業は雇用労働により行われる。

(ii) 完全製品(塗装したもの)の場合

(イ) 原玉作り

- (d) 選 別
- (e) 洗 滌
- (f) 針 金 通 し 塗装の準備として原玉を針金に通す。
- (g) 塗装及び乾燥 原玉を真珠色に塗装し乾燥する。
- (h) 撰 別
- (i) 絹 糸 通 し

以上の作業工程中家内労働によつて行われるものは(f)の原玉作り及び(h)の針金通しである。

4. 関係業者概数

(1) 製造業者

完全に製造業者としての機能だけを持つものとしては1のみである。その他本調査において仲介人として、調査したものも材料を自ら購入し、家内労働者に加工製造させ製品を問屋に販売する場合もあり、製造業者としての機能を併せ持っている、かかる仲介人は8報告されている。

(2) 仲 介 人

調査時期において8人であるが、これは上に述べた通り製造業者としての機能を併せ営むものである。

(3) 家内労働世帯数

時期的な変動があるので明確な数は不明であるが、原玉の生産者は約 1,500 世帯と推定される。但しこのうちには原材料を自ら購入し、製品(原玉)に仕上げて真珠の製造業者に販売する独立の生産者も含まれているので、本調査に謂う家内労働者がどれ程居るかは不明である。

5. 季節的変動

人造真珠は主としてクリスマスの装飾用品として海外にその販路を持つているため、季節的変動には相当甚しく、毎年9月頃から12月迄が最も仕事が多く、2月から夏にかけて閑散である。製造業者、仲介人数はあまり変動はないが、家内労働世帯数及びその世帯内の家内労働者数には相当変動がある模様である。

二. 各 説

1. 製造業者 (先に述べた通りこの業種については純然たる製造業者は1つであるから、どれだけを製造業者として取扱つている)。

(1) 企業形態

調査した製造業者は株式会社の形態である。(第1表参照)

(2) 製品販路

人造真珠の販路は殆んど輸出で、調査した製造業者もその製品販路は輸出と報告している。

(第2表参照)

(3) 製品納入先

この製造業者の製品納入先は輸出問屋である。(第3表参照)

(4) 場内労働者数

作業工程のところで述べた通り、人造真珠の製造工程は雇用労働者によつて行われる部分が相当ある。調査した製造業者は場内労働者(雇用労働者)59人、男子41人、女子18人を持つている。(第4表参照)

(5) 場内労働者数別製造業者数、仲介人数及び家内労働世帯数調査した製造業者1に従属する仲介人5、家内労働世帯60である。(第5表参照)

(6) 場内労働者一ヶ月平均現金給与

平均5,257円、男子6,305円、女子2,869円で毎月勤労統計調査(1951年7月)の「その他の製造業」の平均月間現金給与8,744円、男子12,029円、女子4,868円に比較して低い。(第6表参照)

(7) 場内労働者一ヶ月平均実労働時間数

平均192.6時間、男子187.5時間、女子204.1時間で、女子の労働時間が男子よりも長く、毎月勤労統計調査(1951年7月分)の「その他の製造業」の平均月間実労働時間数186.0時間、男子195.0時間、女子175.4時間に比較して男女総平均及び女子平均においては長く、男子平均に短い。(第7表参照)

2. 仲 介 人

(1) 仲介人数

仲介人8を調査したがこれは上に述べた製造業者に従属する仲介人ではなく、大阪方面の人造真珠製造業者から仕事を受けて居るものである。又この仲介人は自ら材料を購入して家内労働者に提供し製造される場合もあり、製造業者としての性格をも併せ持つている。

仲介人数は主たる仲介人8、補助者4で、男女別に見ると補助者に女子1人が居るだけで、その他は全部男子である。(第8表参照)

(2) 仲介人の職業

仲介人が此の仲介以外に何等かの職業を持つているか否かを見ると、職業のあるもの2、無業者10で、職業を持たず専ら仲介の仕事に従事しているものが多い。但し先にも述べた如く製造業者としての仕事は勿論皆行つている。(第9表参照)

(3) 就業動機

就業動機は調査不明のものが5あるが、その他のものについては、前職不振が2、失業1となつている。(第10表参照)

(4) 就業手段

不明のもの1を除き皆知人の紹介によるものである。(第11表参照)

(5) 従属家内労働世帯数

8 の仲介人のうち10世帯～49世帯の家内労働世帯を持つて居るもの 4 で半数を占め、100世帯～149世帯のもの 2, 50世帯～99世帯のものが 1 である。(第12表参照)

(6) 保証金

仲介人が製造業者に対して保証金を入れたり又は家内労働者から保証金を取っている事例はない。(第13表参照)

(7) 格別品についての責任の有無

家内労働者の製品に格別品が出た場合の仲介人の責任について見ると、不明のもの 2 を除き、責任の無いもの 1, 何らかの責任を有するもの 5 となつてゐるが、その責任の内容はこの調査では明確でない。(第14表参照)

(8) 一ヶ月仲介手数料

(i) 6,000円～6,999円のもの 1 を除き、他の仲介人 7 の手数料は不明である。調査不明が多いが、ここに取上げている仲介人は純然たる仲介の仕事だけでなく、製造業者としての性格をも持つため、その利益計算が極めて複雑で仲介手数料の明確な数字が出せなかつたからである。(第15表参照)

(ii) 不明のもの 7 を除くと、仲介手数料の調査できた仲介人は 1 であるが、その手数料の工賃に対する割合は10%～15%である。(第16表参照)

(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃の比較

調査した仲介人は皆調査した製造業者とは関係のないものであるから、この工賃の比較は出来ない。

三 家内労働者関係

(1) 労働力

(i) 家内労働世帯数、男女別家内労働者数

調査した 244 世帯における家内労働者は 367人で、そのうち男子が 177人で 48.2%, 女子が 190人で 51.8%と女子が少し多い。1 世帯の家内労働者数について見ると 244 世帯中家内労働者 1 人の世帯が 151 世帯で 61.9%を占め最も多く、次いで家内労働者 2 人の世帯が 27.5%, 3 人の世帯が 9.0%, 4 人の世帯が 1.6%の順となる。(第17表参照)

(ii) 家内労働世帯の世帯員数

世帯員数 7 人以上の世帯が最も多く 23.5%, 次いで 5 人世帯が 18.1%, 3 人世帯が 17.7%, 4 人世帯が 17.3%, 6 人世帯が 16.0%で多い。(第18表参照)

(iii) 世帯上の地位

主たる家内労働者については、世帯主たる男子が最も多く 54.5%を占め、次いで妻が 12.7%, 世帯主たる女子が 11.9%, 息子が 11.1%, 娘が 9.4%となつて居る。補助者については妻が

50.4%を占め最も多く、次いで娘が 25.2%, 息子が 11.4%の順に多い。(第19表参照)

(iv) 年 令

40歳～49歳のものが 28.1%で最も多く、次いで30歳～39歳が 26.4%, 20歳～29歳が 24.2%の順に多い。18歳未満の年少者は 6.3%, 60歳以上の老令者は 1.6%を占める。(第20表参照)

(v) 配偶関係

主家内労働者については、既婚者が40%を占め最も多いが、死別、離別、別居のものも32%を占めかなり多い。補助者については既婚者が64%を占め最も多いが、次いで未婚者が29%を占め多い。(第21表参照)

(vi) 修学状況

小学校以上の就学者が 66.1%を占め、小学校迄の修学者が 33.9%を占める。(第22表参照)

(vii) 就業動機

失業したため就業したものが 45.2%で最も多く、次いで自分の世帯の収入が少いため就業したもの 40.4%, 病気その他身体障害のため就業したものが 5.7%, 子供の世話又は病人看護のため家庭を離れられないもの 2.6%, 老衰のため家庭を離れられないもの 1.3%である。(第23表参照)

(viii) 就業手段

知人を通じて就業したものが 99.2%で、この他は殆んど調査結果不明である。(第24表参照)

(ix) 就業期間

2年～3年のものが 25.0%で最も多く、次いで3年～5年が 23.8%, 5年以上が 23.4%, 1年～1.5年が 17.6%, 1.5年～2年が 10.2%の順となつてゐる。(第25表参照)

(x) 家内労働以外の職業の有無 (家内労働者について)

家内労働者がこの家内労働の外に職業を持つて居るか否かを見ると、職業を持つて居ないものが 78.5%を占め最も多い。職業を持つてゐるものについては農業 13.6%, 雇用労働 6.5%, 自営業 1.1%となつてゐる。(第26表参照)

(xi) 家内労働以外の職業の有無 (家内労働世帯について)

家内労働に従事する世帯について、この人造真珠の家内労働以外に職業を持つてゐるか否かを見ると職業のある世帯が 55.7%, 職業のない世帯が 44.3%を占める。(第27表参照)

(2) 労働条件

(i) 工賃支払方法

工賃を製品納入の都度受けるものが 61.7%で最も多く、不定期のもの 23.8%, 定期のもの 7.0%である。(第28表参照)

(ii) 世帯当り一ヶ月工賃

(i) 全世帯平均 4,224.48円、5,000円以上の工賃を得てゐる世帯が最も多く 22.6%, 次いで

2,500円～2,999円の世帯が 13.9%, 3,500円～3,999円の世帯が 12.6%, 3,000円～3,499円の世帯が 11.3%で多い。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者1人の世帯の平均 3,792.98 円、2人の世帯の平均 4,166.89 円、3人の世帯の平均 6,010.00円、4人の世帯平均 6,125.00 円である。(第29表参照)

(d) 家内労働以外の職業のある世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均 3,517.18円、2,500円～2,999円の世帯が 20.2%を占め最も多く、次いで 5,000円以上の世帯が 16.3%, 2,000円～2,499円及び 3,500円～3,999円の世帯が 10.9%で多い。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者1人の世帯平均 3,482.55円、2人の世帯平均 3,373.33円、3人の世帯平均 4,333.33円、4人の世帯平均 5,750.00円である。(第30表参照)

(e) 家内労働以外の職業のない世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると全世帯平均 5,162.58円、5,000円以上のものが最も多く 30.7%を占め、次いで 3,000円～3,499円が 15.8%, 3,500円～3,999円が 14.9%, 4,000円～4,499円が 12.9%で多い。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者1人の世帯の平均 3,880.00円、2人の世帯平均 3,585.45円、3人の世帯平均 4,915.24円、4人の世帯平均 4,500.55円、5人の世帯平均 6,555.00円、6人の世帯平均 5,589.38円、7人以上の世帯平均 5,796.67円、である。(第31表参照)

(f) 世帯の一月就業日数との関連

就業日数25日以上の世帯が最も多く全世帯の 61.9%を占め、その工賃平均 4,926.21円、次ぎに 19日～24日の世帯が 24.6%で平均 3,494.79円、13～18日の世帯が 7.2%で平均 2,432.94円、7日～12日の世帯が 6.3%で平均 1,875.33円となっている。(第32表参照)

(iii) 1時間当り工賃

家内労働者の1時間当り工賃を他の業種と同じ方式で算出すると、その結果は次の通りである。家内労働者1人の世帯は 151、このうち不明の4世帯を除き1時間当り工賃平均 43.65円、40円以上のもの 44.9%, 30円～40円のもの 32.6%, 20円～30円のもの 16.3%, 15円～20円のもの 4.8%, 10円～15円のもの 1.4%である。毎月勤労統計調査(1951年8月分)の「その他の製造業」の平均現金給与 7,059円を平均実労働時間数 188.9時間で除した1時間当り平均現金給与 37.37円と比較すると家内労働者の工賃の方が高い。(第33表参照)

(iv) 就業時間

(i) 家内労働者の1週就業時間を見ると主家内労働者については平均 44.1時間、49時間～54時間のものが最も多く 25.0%, 次いで35時間～48時間のものが 20.5%, 60時間～79時間のもの 16.8%で多い。補助者の平均は 40.4時間である。(第34表参照)

(ii) 1週平均就業日数は主家労働者 5.9日、補助者 5.8日である。(第35表参照)

(iii) 従つて1日就業時間は主家内労働者 7.5時間、補助者 7.0時間である。

(iv) 18歳未満の年少者の1週就業時間を見ると、50時間～59時間のものが最も多く 38.3%、

30時間～39時間及び 40時間～49時間のものが次ぎに多く 19.0%を占める、60時間以上就業している者も 2人報告されている。(第36表参照)

(v) 女子の午後10時以降の深夜業について見ると、女子労働者 190人中深夜業を行つていたものの29人で 15.3%を占める。調査した1週間における午後10時以降の就業時間数は4時間以下のもの28人、5時間～9時間のもの1人である。(第37表参照)

(vi) 調査月の先1ヶ月において最も長時間就業した月の労働時間を見ると、8時間～12時間のものが 66.0%を占め最も多く、12時間以上のもの 20.9%, 4時間～8時間が 12.3%を占める。(第38表参照)

(vii) 先1ヶ月において夜間最もおそく迄就業した日の時刻を見ると、午後10時迄のものが最も多く 78.1%; 午後11時迄のもの 17.3%, 午後12時迄のもの 3.6%, 午後12以降のもの 1.0%である。(第39表参照)

(v) 材料配付製品回収方法

人造真珠の家内労働者は材料の硝子を製造業者から直接又は仲介人を通じて供給を受け、原玉に加工して納入するのであるが、かかる材料及び製品の授受は殆んど全部家内労働者が自ら行つており、全体の 98.0%を占めている。製造業者又は仲介人が行うものは極めて少く 1.6%である。(第40表参照)

(vi) 家内労働者の負担器具材料

原玉製造に必要な材料としては硝子生地、石油、綿糸、針金等が重なるものであるが、この内硝子生地は主して製造業者から提供されている場合が多いが、石油、綿糸、針金は自ら購入するのが普通である。家内労働者が自ら材料を購入する場合その入手先は殆んど製内業者又は仲介人から購入している。

必要な器具としては送風機、石油ランプが主なものであるが、この器具は殆んど家内労働者が自ら購入している。

(vii) 就業場所

調査した 244世帯中自分の家庭で就業しているもの 78.7%を占め最も多。(第41表参照)

(viii) 格外品の取扱い

格外品を家内労働者が出した場合如何なる取扱いを受けるかを見ると、調査した 244 世帯中「単価を下げられる」と答えたもの 57.8%で最も多い。装飾品であるから製品の規格が厳格に要求されるのは当然である。(第42表参照)

(ix) 交通費

本業種は比較的狭い地域に密集して行われて居り、製造業者、仲介人、家内労働者は近辺に居住しているものが多く、交通費は必要でない。調査した家内労働世帯は皆交通費を必要としていない。(第43表参照)

(x) 納品期限

家内労働者が製造業者から直接仲介人を通じて一定の仕事を受けた場合、その納品の期限が定められているか否かを調査したが、本業種においては期限を特に定められている事例は無い。

(3) 所得関係

(i) 家内労働世帯の賃金所得

家内労働以外に賃金所得のある世帯は、調査した家内労働世帯 244 中 64 世帯で 26.2% を占めるが、その賃金所得を見ると平均 5,734.55 円、これは賃金所得者 1 人～2 人の世帯の賃金所得を含み、毎月勤労統計調査 (1951 年 8 月分) の産業合計平均現金給与 12,671 円に比較して相当低く、家内労働世帯の産業所得が一般的に低いことがわかる。(第 44 表参照)

これらの世帯の世帯員数を見ると、世帯員 7 人以上のもの 30.2%、世帯員 5 人以上のもの 22.2%、世帯員 6 人のもの 20.6% で多く、世帯員数の多い世帯が多い。(第 45 表参照)

(ii) 家内労働及びその他の労働による所得

家内労働による工賃及びその他の労働による所得の計を見ると平均 5,846.71 円で、5,000 円未満のもの最も多く 58.2%、次ぎに 12,000 円以上のもの 10.5%、5,000 円～6,000 円のもの 7.2% で多い。(第 46 表参照)

(iii) 要保護世帯

調査した 244 世帯中生活保護法による扶助を受けているものは 3 世帯にすぎない。(第 47 表参照)

第五節 ハンカチーフ及びネツカチーフ (群馬)

一. 総 説

1. 事業の概要

群馬県桐生市を中心とした地域においてはハンカチーフ及びネツカチーフの生産が盛んである。この事業は終戦後海外輸出が盛になり始めてから始まったものであり、本事業の盛衰は殆んど海外市況に左右されている。昭和 25 年末頃迄は非常に好況であつたが、中国向け輸出が不振となつてから、極度に事業が停滞し、更に朝鮮動乱による原料綿糸の暴騰で事業は殆んど休止近くのところまで来たが、昭和 26 年 6 月頃から近東、南阿、中南米方面に市場が開けたので、幾分活気を回復したが、未だ企業主は経営難に悩んでいるのが現状である。今後の事業の見通しとしては一に海外情勢の変化如何に掛かっているとされている。

2. 仕事授受の経路

ハンカチーフ及びネツカチーフ製造は次の経路によつて行われる。

製造業者→整理業者→縫製業者→仲介人→家内労働者

家内労働者は縫製業者から直接又は仲介人を通じて布の提供を受け、これを製品に加工して納入する。然しこの仲介人とは自ら家内労働にも従事するもので、縫製業者から受ける仕事の量が自分

の製造能力の範囲をこえると他の者に口銭を取つて仕事を出すのが普通である。又家内労働者も仕事が多くあれば仲介も行うから製造業者から最終の家内労働者まで数段階になる場合が多い。

3. 作業工程

(i) 織 布 普通の広巾織機を有する織物工場でハンカチーフ、ネツカチーフの注文を受けると織布する。これは一般の織布と特に異なる所はない。

(ii) 整 理 織り上つた布地は生機 (キバク) と言われ織物整理業者に渡される。整理とは生機を「湯通し」したり、「糊付け」したり、艶出し又は艶消ししたり、一定の巾、長さを出したりする事である。

(iii) ヘム縫 ヘム縫は次の順序によつて行われる。

(1) 裁 断 整理された布を青色のしるしに従つてハンカチーフ又はネツカチーフの大きさに裁断する。

(ii) けば取り 裁断した布のふちに出ている裁印の青色の糸を取り去る。

(iii) ミシン掛 ミシンによつてふちを三つ折りに縫う。

(iv) 裁 断 ミシンをかけたハンカチーフは更に青色の裁印にそつて裁つ。

(v) けば取り 裁断した布のふちに出ている青色の裁印糸を取り去る。

(vi) 欠 入 れ ふちを三つ折りにするため四角に欠を入れて三巻にかけ易くする。

(vii) ミシン掛 裁断したふちをミシンに掛ける。

(viii) けば取り

(ix) の し 仕上げのアイロンを掛けるか又は手で皺を押しおさす。

(x) た た み 規定された方法で一枚づつたたむ。

以上の作業のうち家内労働者によつて行われる作業は(v)ヘム縫いである

4. 関係者概数

関係者数はこの調査では把握できなかった。製造業者は仕事の量により下請の製造業者多数に依頼し、注文の少い時は別の商品を取扱い、且つ業者の団体もないので、その数を把握することは極めて困難である。仲介人については仲介人というものをどこに線を引くかが第一に問題であり、仕事が多量にある時は仲介の仕事に主とし、仕事が少い時には自ら家内労働の仕事をして行うものが多く、その判定が困難である。家内労働世帯数も製造業者及び仲介人の数が不確定な上に、この調査に対する誤解のためその概数さえ把握できなかった。

5. 季節的変動

この製品は殆んど外国向け輸出品であり、その仕事の変動も主として海外市況によつて左右され季節的変動はない。

二. 各 説

1. 製造業者

(1) 企業形態

調査した製造業者 10 のうち会社組織のもの 9 で最も多く、個人企業のもの 1 である。(第 1 表参照)

(2) 製品販路

この地域のネツカチーフ、ハンカチーフは主として輸出品として生産されていることは先に述べた通りで、調査した製造業者 10 の販路は輸出向が 8、国内向が 1、輸出兼国内向が 1 となっている。(第 2 表参照)

(3) 製品納入先

製造業者の製品納入先を見ると、問屋 4、元受者 3、小売商店 2 となつている、元受者とはこの製造業者が下請をしている上位の製造業者である。(第 3 表参照)

(4) 場内労働者数

製造業者は先に述べた織布、整理、及び荷造発送等の作業のため雇用労働者を持つものが多い。製造業者 10 のうちかかる場内労働者(雇用労働者)を持つもの 7、場内労働者総計 193 人、その内男子 50 人、女子 143 人で女子が多い。(第 4 表参照)

(5) 場内労働者数別製造業者数、仲介人数及び家内労働世帯数

製造業者 10 に従属する仲介人 6、この製造業者に直接従属する家内労働世帯数 27 で直接従属する家内労働世帯は比較的に少い。(第 5 表参照)

(6) 場内労働者 1 カ月平均現金給与

平均 5,544 円、男子 7,483 円、女子 4,866 円で毎月勤労統計調査(1951 年 7 月分)の衣服及び身廻品製造業の平均現金給与 6,842 円、男子 12,069 円、女子 4,371 円に比較すると女子については高く、平均及び男子については低い。(第 6 表参照)

(7) 場内労働者 1 カ月平均実労働時間数

平均 152.0 時間、男子 209.4 時間、女子 132.0 時間で毎月勤労統計調査(1951 年 7 月)の衣服及び身廻品製造業の平均月間実労働時間数 191.6 時間、男子 201.8 時間、女子 188.1 時間に比較すると総平均及び女子では短いが男子平均は長い。(第 7 表参照)

2. 仲 介 人

(1) 仲介人数

先に述べた如く、本業種においては仲介人と家内労働者を明確に区別することが困難で現実には両者の性格が混合しているものが多いが、比較的に仲介人の性格の強いと認められるもの 18 を調査した。その人数は主たる仲介人 20 人、補助者 15 人である。これを男女別にみると男子 20 人、女子 15 人で男子が多い。年齢別に見ると、40 才～49 才のものが最も多く 10 人、次ぎに 30 才～39 才のもの 9 人である、60 才以上のもの 1 人、17 才以下の年少者は補助者に 1 人である。(第 8 表参照)

(2) 仲介以外の職業

仲介人がこの業種の仲介以外に何等かの職業を持つて居るか否かを見ると、職業のないもの 26 人で多い。(第 9 表参照)

(3) 就業動機

収入の少いため就業しているものが最も多く 9 人、失業したため就業したものが 4 人である。(第 10 表参照)

(4) 就業手段

知人の紹介によるもの最も多く 12 人、縁故関係によるもの 4 人である。(第 11 表参照)

(5) 従属家内労働世帯数

1 世帯～4 世帯の家内労働世帯を持つているものが最も多く 8、5 世帯～9 世帯の家内労働世帯を持つているものが 7、10 世帯～49 世帯のものが 3 である。(第 12 表参照)

(6) 保証金

製造業者に保証金を入れている仲介人はないが、家内労働者から保証金を取つている仲介人は 1 人。(第 13 表参照)

(7) 格別品についての責任の有無

家内労働者の製品に格別品が出た場合の仲介人の責任について見ると、「やり直しする」ものが 3、「材料費負担」が 1、その他は不明である。(第 14 表参照)

(8) 1 カ月仲介手数料

(i) 3,000 円～3,999 円のもの 3、999 円以下、1,000 円～1,999 円、2,000 円～2,999 円、10,000 円以上のもの 2、4,000 円～4,999 円及び 6,000 円～6,999 円のもの 1 で仲介人の手数料は仲介人により相当差異がある。(第 15 表参照)

(ii) この手数料が家内労働者の受ける工賃の何%になるかを見ると、5%～10%及び 10%～15%のものが最も多い。(第 16 表参照)

(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃との比較

かかる工賃の比較をするためには、同一の製造業者に直接従属する家内労働者(以下「直接家内労働者」と略す)と仲介人を通じて従属する家内労働者(以下「間接家内労働者」と略す)が完全に同一種類の商品について同一作業の仕事をしていることが必要である。本県の調査においては次の事例がある。

(1) 製造業者 A

商品……マフラー 作業……裁断、縫縫い、仕上げ

直接家内労働者の工賃(4 人) 1 枚 0.80 円

間接家内労働者の工賃(3 人) 1 枚 0.60 円

この事例においては間接の家内労働者の工賃の方が低い。

(ii) 製造業者B

商品……マフラー	作業……三巻縫		
直接家内労働者の工賃 (36人)	1枚	0.65円	
間接家内労働者の工賃 (2人)	1枚	0.70円	

この事例においては間接の家内労働者の工賃の方が高くなっている。

(iii) 製造業者C

商品……ハンカチーフ	作業……縁縫い		
直接家内労働者の工賃 (1人)	1枚	0.80円	
間接家内労働者の工賃 (3人)	1枚	0.70円	

この事例においては間接家内労働者の工賃の方が低い。

(iv) 製造業者D

商品……マフラー	作業……三巻縫		
直接家内労働者の工賃 (1人)	1枚	0.55円	
間接家内労働者の工賃 (1人)	1枚	0.55円	

この事例においては間接の家内労働者の工賃は同じである。

(v) 製造業者E

商品……マフラー	作業……裁断、縁縫い、仕上げ		
直接家内労働者の工賃 (1人)		0.70円	
間接家内労働者の工賃 (3人)		0.70円	
間接家内労働者の工賃 (1人)		0.85円	
間接家内労働者の工賃 (1人)		0.75円	

この製造業者については間接の家内労働者の間においても工賃に差異が見られる。

3. 家内労働者関係

(1) 労働力

(i) 家内労働世帯数、男女別家内労働者数

調査した 159 世帯における家内労働者は 253人で、そのうち 181人が女子で 71.5%を占める。仕事の性質上女子が多いのは当然であると考えられるが男子も 72人で 28.5%占める。一世帯の家内労働者数について見ると 159 世帯中家内労働者 1人の世帯が91世帯で 57.2%を占め最も多く、次いで家内労働者 2人の世帯が 30.8%、3人の世帯が 8.8%と家内労働者の数に比例して世帯数も少くなっている。(第17表参照)

(ii) 家内労働世帯の世帯員数

世帯員数 7人以上の世帯が最も多く 24.5%、次いで 3人世帯が 20.1%、6人世帯が 17.0%、4人世帯が 16.4%、5人世帯が 15.7%、2人世帯が 6.3%の順である。(第18表参照)

(iii) 世帯上の地位

家内労働者の世帯上の地位を見ると妻が最も多く 40.3%、次いで世帯主である男子が 17.4%、娘が 15.8%、息子が 9.5%、世帯主である女子が 8.3%の順となつている。(第19表参照)

(iv) 年齢

30才～39才のものが最も多く 29.0%、次いで 20才～29才のもの 22.6%、40才～49才のものが 21.8%が多い。18才未満の年少者は 12人で 4.8%、60才以上の老齢者が同じく 12人である。(第20表参照)

(v) 配偶関係

主家内労働者について見ると既婚のもの 58%、未婚 25%、死別、離別、別居 17%の順である。補助者についても既婚 67%、未婚 23%、死別、離別、別居 10%の順となつている。(第21表参照)

(vi) 修学状況

小学校以上の修学者が全体の 69.3%を占め比較的に修学率が高い。小学校迄の修学者が 30.7%、不就学者は居らない。(第22表参照)

(vii) 就業動機

収入の少いため就業したものが最も多く 41.0%、次ぎに失業したため就業したものが 30.4%が多い。病気その他の身体障害で勤めが出来ないため就業しているものは 6.2%である。(第23表参照)

(viii) 就業手段

知人を通じて就業したものが全体の 87.4%を占め非常に多い。(第24表参照)

(ix) 就業時間

6月～1年のものが 36.1%で最も多く、次いで 6月未満のもの 29.1%、1年～1.5年のもの 18.4%と比較的 1年前後の短期の就業者が多い。(第25表参照)

(x) 家内労働以外の職業の有無 (家内労働者について)

家内労働者がこの仕事の外に職業を持っているか否かを見ると、職業のないものが 92.5%を占め大部分である。職業を持っているものについては自営業 4.3%、雇用労働 2.0%、調査業種以外の家内労働 0.8%、農業 0.4%である。(第26表参照)

(xi) 家内労働以外の職業の有無 (家内労働世帯について)

家内労働に従事している世帯について、この家内労働以外に職業を持っているか否かを見ると、職業のある世帯が 67.3%を占め多い。(x) と併せ考えると、この業種の家内労働世帯は家内労働者自身は職業を持つて居ないが、その世帯員の誰かが職業を持つて居るような世帯が多いことが分る。(第27表参照)

(2) 労働条件

(i) 工賃支払方法

工賃を定期的に支払を受けているものが大部分を占め 93.6%である。不定期のもの 4.5%, 納入の都度支払を受けるもの 1.3%である。(第28表参照)

(ii) 世帯当り 1 カ月工賃

(a) 全世帯平均 3,669.48円、5,000円以上のもの 28.8%で最も多いが、1,000円～1,499円のもの 11.6%, 500円～999円のもの 10.3%, 2,000円～2,499円のもの 9.6%, 3,000円～3,499円のもの 8.2%, 4,000円～4,499円のもの 7.5%と世帯当り工賃は相当差異が見られる。

世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者 1 人の世帯の平均 2,645.17円、2 人の世帯平均 4,484.31円、3 人の世帯平均 5,745.78円、4 人の世帯平均 8,300.00円、5 人の世帯平均 11,150.00円である。(第29表参照)

(b) 家内労働以外の職業のある世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均 2,903.30円、5,000円以上の世帯が 19.4%で最も多く、その他所得の分布は(a)の項と同様かなり広い。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者 1 人の世帯平均 2,329.12円、2 人の世帯平均 3,997.15円、3 人の世帯平均 4,560.83円である。(第30表参照)

(c) 家内労働以外の職業のない世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均 5,223.56円、5,000円以上の世帯の最も多いと及びその他の所得の分布がかなり広いことは(a)及び(b)に同じである。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者 2 人の世帯の平均 2,793.00円、3 人の世帯の平均 3,967.95円、4 人の世帯の平均 6,962.50円、5 人の世帯の平均 5,534.27円、6 人の世帯の平均 6,092.77円、5 人の世帯の平均 7,434.44円である。(第31表参照)

(c) 世帯の 1 カ月就業日数との関連

就業日数 13 日～18 日の世帯が最も多く全世帯の 31.8%を占め、その工賃平均 4,469.07円、次に 19 日～24 日の世帯が 26.3%を占め、工賃平均 4,597.33円、7 日～12 日の世帯が 24.3%で、工賃平均 2,603.61円、6 日以下の世帯が 11.5%で、工賃平均 913.57円、25 日以上の子帯が 6.1%で、工賃平均 4,744.07円である。(第32表参照)

(iii) 時間当り工賃

家内労働者の 1 時間当り工賃の算定方法は他の業種において述べたとさるによる。家内労働者 1 人の世帯は 91、このうち不明の 33 世帯を除き、1 時間当り工賃平均は 27.21円、20円～30円のもの 29.3%, 15円～20円のもの及び 40 円以上のもの各々 20.7%, 10円～15円のもの 12.1%等と 1 時間当り工賃も家内労働者によつて相当差異が見られる。毎月勤労統計調査 (1951 年 8 月分) の衣服及び身廻品製造業における平均現金給与 5,903 円を平均実労働時間数 182.2 時間で除した 1 時間当り平均現金給与 32.40円と比較すると家内労働者の工賃はやや低い。(第33表参照)

(iv) 就業時間

(i) 家内労働者の 1 週就業時間を見ると、主家内労働者については平均 39.3 時間、35 時間～48 時間のものが最も多く 28.8%, 20 時間～34 時間のものが 22.9%, 49 時間以上のものは 31.4%である、補助者の平均 48.2 時間である。(第34表参照)

(ii) 1 週平均就業日数は主家内労働者及び補助者ともに 5.1 日である。(第35表参照)

(iii) 従つて 1 日就業時間は主家内労働者 7.7 時間、補助者 9.5 時間である。

(iv) 18 才未満の年少者の 1 週就業時間を見ると、30 時間～39 時間のものが最も多く 37.5%, 次に 10 時間以下のものが 25.0%, 10 時間～19 時間、20 時間～29 時間、50 時間～59 時間のものが各々 12.5%となつている。(第36表参照)

(v) 女子の午後 10 時以降の深夜業について見ると、女子労働者 181 人中深夜業を行つて居たもの 29 人で 16.0%に当る。調査した 1 週間における午後 10 時以降の就業時間数は 4 時間未満のものが 22 人で 76%, 5 時間～9 時間のものが 6 人で 21%, 10 時間～14 時間のものが 1 人で 3%である。(第37表参照)

(vi) 調査月の先 1 カ月において最も長時間就業した日の労働時間を見ると、12 時間以上のものが最も多く 52.7%を占め、次に 8 時間～12 時間のもの 37.7%, 4 時間～8 時間のもの 9.6%である。(第38表参照)

(vii) 先 1 カ月において夜間最もおそく迄就業した日の時刻を見ると、午後 12 時以降就業したもの最も多く 42.2%, 午後 12 時迄のもの 22.7%, である。(v) と併せ見ると、仕事が多量にある時には夜間相当おそく迄長時間就業しているものと考えられる。(第39表参照)

(v) 材料配付製品回収方法

家内労働者は材料を製造業者から直接又は仲介人を通じて提供を受け加工又は製品に仕上げて製造業者に直接又は仲介人を通じて納入するのであるが、かかる材料及び製品の授受を実際に誰が担当しているかを見ると家内労働者が自ら行つてゐるものが最も多く 76.7%, 製造業者又は仲介人が行うもの 20.2%, である。(第40表参照)

(vi) 家内労働者の負担器具材料

ハンカチーフ及びネツカチーフの家内労働に必要な材料としては原材料たる布地、糸、油等が主なものである。そのうち布地は製造業者から提供を受けるが、糸その他の材料は殆んど家内労働者が負担し、大抵市販のものを購入している。必要な器具としてはミシン、三巻き、針、針等であるが、これらのものは製造業者から借用しているものも若干あるが、大抵の場合家内労働者が負担し自ら購入したものを使用している。

(vii) 就業場所

調査した 159 世帯中殆んど全部の 150 世帯が自己の家庭において就業している。(第41表参照)

(viii) 格別品の取扱

格別品を家内労働者が出した場合如何なる取扱を受けるかを見ると、調査した159世帯中「やり直しさせられる」もの38.2%、「賠償させられる」もの26.8%、「問題にされない」もの26.1%と、家内労働者によつて格別品の取扱は異つてゐる。(第42表参照)

(ix) 交通費

本業種の製造業者、仲介人、家内労働者は互に近辺に居住しているものが多く交通費はあまり必要でない。調査した159世帯中交通費を必要としないもの157世帯で98.7%を占める。(第43表参照)

(x) 納品期限

家内労働者が製造業者から直接又は仲介人を通じて一定量の仕事を受けた場合、その納品期限が定められているか否かを調査した。調査した159世帯中かかる納品期限の定められているものは35世帯で22.0%に当る。指定された期間内に指定された一定量の仕事を完成するのに1日何時間家内労働者が実働しなければならぬかを次の方法により算出した。

家内労働世帯の特定の1週生産数量を G

家内労働世帯の特定の1週就業時間を t

家内労働世帯の1時間当り生産数量を R とすれば

$$R = \frac{G}{t}$$

製造業者又は仲介人の指定した納品期限を T (日)

その仕事の量を Q (枚)

上の期間内に上の仕事を完了するのに必要な1日労働時間を x (時間) とすれば

$$x = \frac{1}{T} \left(\frac{Q}{R} \right)$$

この方式により各世帯につき x を算出すると結果は次の通りである。

8時間～10時間の世帯が28.6%、12時間以上の世帯が20.0%、10時間～12時間及び4時間～6時間の世帯が14.3%、6時間～8時間及び4時間未満の世帯が各々11.4%となる。この時間は世帯内の家内労働に従事するすべての者が就業すべき実労働時間数である。

然し指定された期限内に家内労働者が製品を納入出来ない場合如何なる取扱を受けるかを調査したが、「何等か不利益な取扱を受ける」と回答した1世帯を除き、あとは皆「問題にされない」と回答して居り、製品納入期限は一応定められている場合も、あまり嚴重でない様に見られる。

(3) 所得関係

(1) 家内労働世帯の賃金所得

家内労働以外に賃金所得のある世帯は調査した159世帯中76世帯で47.8%を占める。その賃金所得は平均8,145.77円、これは賃金所得者1人～4人を含むものであり、毎月勤労統計

調査(1951年7月分)の産業合計平均現金給与12,671円に比較して低い。

これらの世帯の世帯員数を見ると、世帯員7人以上のもの28.9%で最も多く、次いで世帯員6人及び4人のもの各々19.7%、世帯員数3人のもの14.5%、5人のもの13.2%、2人のもの4.0%である。

(ii) 家内労働及びその他の労働による所得

家内労働による工賃及びその他の労働による所得を見ると、平均8,337.83円で5,000円未満のもの最も多く29.2%、12,000円以上のもの20.1%、8,000円～9,000円のもの12.3%と所得は世帯により相当差異がある。

(iii) 要保護世帯

調査した159世帯中生活保護法による扶助を受けているものは38世帯で23.9%を占める。

第六節 以 (青 森)

一. 総 説

1. 事業の概要

青森県においては積雪のため農作物の栽培は4月中旬より11月中旬約7カ月間に制約されるので、農家経済の面から農村における副業が強く要請される。しかしこの地方の副業としては冬期間の労働力利用、原料豊富、資力不要、室内作業、而も老幼男女の行い得る等の条件が備わらなければならない。藁工品特に以の生産はこれ等の条件に十分合致し、又この地方の関係業者の努力により漸時振興し、現在県下一円に普及するに到つた。

本県の以生産は明治初年頃より行われ、北海道の炭鉱開発が進むに従つて石炭包装用として以の生産も漸次増加した。そのうち明治、大正、昭和の数十年間幾多の盛衰を経たが、北海道及び明治40年頃より樺太方面からの大口需要があるので、本県の生産は常に他県を凌駕して来た。将来も、北海道の石炭、魚粕、雑穀等の包装用として本県の以の生産は立地条件が良いので非常に有望であると見られている。

生産の組織の面を見ると、本県の以生産者は殆んど各農家が自己の生産した藁を材料として製造し、農業協同組合の組織を通じて販売するものであるが、耕作反別の少い農家及び以を多量に生産する農家は原料の藁の供給を受け生産するものもあり、本調査の対象となる家内労働の生産形態が見られる。

2. 仕事授受の経路

自家生産の藁を材料として以を製造する場合は、農業協同組合又は集荷業者により集荷され需要地の問屋に販売される。他から藁の供給を受ける場合は、農業協同組合又は以集荷業者が藁を他より一括購入し、これを各農家に配付し、各農家において生産された後、農業協同組合又は集荷人に納入させる。

3. 作業工程

- (イ) 整理 稲の葉を落し、根元を揃えてたばねる。
- (ロ) 藁打ち 束ねた藁を藁打機によつて柔らかにする。
- (ハ) 縄ない 藁打ちした藁を製縄機によつてなう。
- (ニ) 藁織り 叩は先づ藁を織らなければならない。これは製藁機によつて行われる。
- (ホ) 叩縫い 1枚の藁を2枚に折り、その両側を縫い針を用いて縄で縫い、叩に仕上げる。
- (イ)から(ホ)迄の作業により、原料藁から叩に完成するが、この作業はすべて家内労働により行われる。

4. 関係者概数

(1) 製造業者

本県下において叩の集荷を取扱っている農業協同組合及び一般業者は約400あるが、このうち本調査の対象となる製造業者に該当するものの数は明確でない。

(2) 仲介人

上に述べた製造業者400に従属する集荷人約300であるが、このうち本調査の対象となる仲介人に該当するものの数は明確でない。

(3) 家内労働世帯

叩の生産に従事する農家は約20,000戸余、労働者数約50,000人と推定されているが、このうち本調査の対象となる家内労働世帯数及び家内労働者数は明確でない。

5. 季節的変動

此の仕事は主として一般農家が冬期の副業として行うものであるから、季節的変動は極めて大である。冬期には県下農家の殆んど全部がこの仕事に従事するが、春期雪どけと共に生産は減少し、田打作業、除草作業、林檎袋掛けが一応終つた7、8月には再び生産が上昇し、9月になると又減少する。然し本調査の対象となる家内労働関係は各農家の自家生産の藁が減少した夏期に多く見られるのではないかといわれている。

二. 各 説

1. 製造業者

(1) 企業形態

調査した製造業者10のうち農業協同組合9、個人企業1である。(第1表参照)

(2) 製品販路

叩は主として石炭、魚粕、雑穀等の包装に用いられ、北海道方面に移出されている。調査した製造業者10全部その製品販路は国内向と報告されている。(第2表参照)

(3) 製品納入先

調査した製造業者10のうち問屋9、小売商店1と報告されているが、この問屋のうちには農業協同組合連合会が相当含まれていると考えられる。(第3表参照)

(4) 場内労働者数

叩の製造は全部家内労働者の手によつて行われるが、製品の回収、梱包、輸送等のため製造業者は若干雇用労働者を使用している。調査した製造業者10のうちかかる雇用労働者を使用しているもの6、雇用労働者総計31人、男子28人、女子8人である。(第4表参照)

(5) 場内労働者一カ月平均現金給与

平均2,836円、男子3,388円、女子1,250円で毎月勤労統計調査(1951年7月)の紡織業の平均月間現金給与7,446円、男子13,325円、女子5,477円と比較して著しく低い。(第6表参照)

(6) 場内労働者一カ月平均実労働時間数

平均73.3時間、男子91.8時間、女子20.0時間で毎月勤労統計調査(1951年7月分)の紡織業の平均月間実労働時間数193.9時間、男子210.8時間、女子188.2時間に比較すると著しく低い。(第7表参照)

2. 仲介人

(1) 仲介人数

製造業者10に従属する仲介人20を調査した。その人数は主たる仲介人20人、補助者24人である。これを男女別に見ると男子28人、女子16人である。年齢別に見ると40歳~49歳のもの最も多く16人、次いで30歳~39歳及び50歳~59歳のもの各々8人である。18歳未満の年少者は補助者に3人、60歳以上の老令者は居らない。(第8表参照)

(2) 仲介以外の職業

仲介人が此の業種の仲介以外に何等かの職業を持つて居るか否かを見ると、職業のあるもの19、無いもの1で殆んど職業を持つて居り、而もその職業は全部農業である。(第9表参照)

(3) 就業動機

不明のもの11を除くと、収入の少いため就業したものが最も多い。(第10表参照)

(4) 就業手段

不明のもの12を除くと収入の少いため就業したものが最も多い。(第11表参照)

(5) 従属家内労働世帯数

不明のもの1を除き10世帯~49世帯の家内労働世帯を持つて居るものが10で最も多く、次いで50世帯~99世帯の家内労働世帯を持つもの8である。(第12表参照)

(6) 保証金

仲介人が製造業者に対して保証金を入れたり又は家内労働者から保証金を取つて居る事例はない。(第13表参照)

(7) 格別品についての責任の有無

家内労働者の製品に格別品が出た場合の仲介人の責任について見ると、責任のないもの9、何等かの責任を負うもの8、不明が3となつて居る。(第14表参照)

(8) 1 カ月仲介手数料

- (i) 調査した仲介人 20 のうち、6,000円～6,999円のもの最も多く 5, 3,000円～3,999円及び 10,000円以上のもの各々 4, 8,000円～8,999円のもの 3, 2,000円～2,999円のもの 2 等と仲介手数料は各仲介人によつて相当高低の差異が見られる。(第15表参照)
- (ii) 仲介手数料の家内労働者の工賃に対する比率を見ると、5 %～10%のものが最も多い。(第16表参照)

(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃の比較

かかる工賃の比較をするためには同一製造業者に直接従属する家内労働者と仲介人を通じて従属する家内労働者が同一種類の商品について同一作業に従事していることが必要であるが、本県の調査においてはこれに該当するものがないから、この比較は出来ない。

3. 家内労働者関係

(1) 労働力

(i) 家内労働世帯数、男女別家内労働者数

調査した 250 世帯における家内労働者は 422人で、そのうち 308人が女子で全体の 73.0% を占める。世帯の家内労働者数について見ると家内労働者 2 人の世帯が 53.6% を占め最も多く、次いで家内労働者 1 人の世帯が 39.6% で多い。家内労働者 3 人以上の世帯は比較的に少ない。(第17表参照)

(ii) 家内労働世帯の世帯員数

世帯員数 7 人以上の世帯が最も多く 47.6% を占め、次いで 5 人世帯が 15.3%, 4 人世帯が 14.9%, 6 人世帯が 13.7% の順に多い。(第18表参照)

(iii) 世帯上の地位

家内労働者の世帯上の地位を見ると、妻が 40.0% で最も多く、次いで世帯主である男子が 15.6%, 娘が 12.8%, 息子が 10.0% の順に多い。(第19表参照)

(iv) 年 令

家内労働者の年令を見ると 20歳～29歳のもの 29.6%, 30歳～39歳のもの 29.4% で約同数で最も多く、次いで 40歳～49歳のもの 18.5%, 50歳～59歳のもの 9.0%, 18歳～19歳のもの 6.4% の順に多い。18歳未満の年少者は 5.0%, 60歳以上の老令者は 2.1% である。(第20表参照)

(v) 配偶関係

主家内労働者について見ると既婚のものが 87.0% で非常に多い。補助者については既婚のものが 55.0% で最も多いが、未婚者が 34.0% でかなり多い。(第21表参照)

(vi) 修学状況

小学校迄の修学者が全体の 57.8% で最も多いが、小学校以上の修学者も 36.3% で相当ある。(第22表参照)

(vii) 就業動機

収入の少いため就業したものが 65.2% で最も多い。「その他」が 32.8% で相当あるが、この内主な理由は、父祖の代から引継いで就業しているものである。(第23表参照)

(viii) 就業手段

「その他」が 62.7% を占め最も多いが、これは就業動機について述べた様に父祖の代から家業として行っているものが多いからである。これに次いで仲介人を通じて就業したものが 31.1% である。(第24表参照)

(ix) 就業期間

5 年以上のものが 70.8% を占め非常に多く、この家内労働の安定性を示している。次いで 3 年～5 年のもの 13.2%, 2 年～3 年のもの 7.0% で多い。2 年未満の就業期間のものは 9.0% である。(第25表参照)

(x) 家内労働以外の職業の有無 (家内労働者について)

家内労働者がこの町の家内労働の外に職業を持っているか否かを見ると、職業のあるもの 50.7%, 無いもの 49.3% で前者が多い。職業のあるものについては農業 39.6%, 雇用労働 10.2% が多い。(第26表参照)

(xi) 家内労働以外の職業の有無 (家内労働世帯について)

家内労働に従事している世帯について、この町の家内労働以外に職業を持っているか否かを見ると、職業のある世帯が 98.0% で殆んど大部分を占めている。勿論町の家内労働世帯は殆んど農業に従事するものである。(第27表参照)

(2) 労働条件

(i) 工賃支払方法

工賃は製品納入の際支払いを受けているものが 86.2% で最も多い。(第28表参照)

(ii) 世帯当り 1 カ月工賃

(1) 全世帯平均 4,376.23円、5,000円 以上の工賃の世帯が最も多く 35.9%, 次いで 2,000円～2,499円のもの 12.0%, 1,500円～1,999円のもの 9.8%, 2,500円～2,999円のもの 9.4%, 3,000円～3,499円のもの 8.5% で、工賃は世帯により相当異なっている。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者 1 人の世帯の平均 3,233.68円、2 人の世帯 5,044.02円、3 人の世帯 4,879.17円、4 人の世帯 13,665.00円、5 人の世帯 5,500.00円である。(第29表参照)

(2) 家内労働以外の職業のある世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均 4,366.54円、5,000円以上の世帯が全体の 35.8% を占め最も多いが、5,000円未満のものは世

帯により相当異つてゐる。世帯の家内労働者数との関連において見ると家内労働者1人の世帯の平均 3,256.81円、2人の世帯 5,021.82円、3人の世帯 4,879.17円、4人の世帯 13,665.00円、5人の世帯 5,500.00円である。(第30表参照)

(v) 家内労働以外の職業のない世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均 4,820.00円、5,000円以上の世帯 2, 2,000円～2,499円の世帯 2, 1,000円～1,499円の世帯 1 となつてゐる。世帯の家内労働者数との関連において見ると家内労働者1人の世帯の平均 1,260.00円、2人の世帯 4,050.00円、4人の世帯 12,400.00円、6人の世帯 2,340.00円である。(第31表参照)

(vi) 世帯の1ヵ月就業日数との関連
就業日数 19日～24日の世帯が最も多く全世帯の 45.5%を占め、その工賃平均 4,637.77円、次ぎに 25日以上～28日の世帯及び13日～18日の世帯が各々 18.6%を占め、工賃平均 4,990.67円、3,951.72円、7日～12日の世帯が 10.8%で工賃平均 4,449.80円である。(第32表参照)

(vii) 1時間当り工賃
家内労働者の1時間当り工賃の算定方法は他の業種について述べた通りである。家内労働者1人の世帯は 99で、この世帯の1時間当り工賃を見ると、平均 30.30円、20円～30円の世帯が最も多く 41.4%、30円～40円の世帯が 34.3%、40円以上の世帯が 19.2%の順となつてゐる。毎月勤労統計調査(1951年8月分)の紡織業の平均現金給与 6,957円を平均実労働時間数 187.2時間で除した1時間当り平均現金給与 37.16円と比較すると、家内労働者の工賃はやや低い。(第33表参照)

(viii) 就業時間
(i) 家内労働者の1週就業時間を見ると、主家内労働者については平均 46.6時間、60時間～79時間のものが最も多く 25.9%、35時間～48時間のもの 25.1%、20時間～34時間のもの 21.5%が多い。補助者の平均は 42.0時間である。(第34表参照)

(ii) 1週就業日数は主家内労働者 6.0日、補助者 6.1日である。(第35表参照)
(iii) 従つて1日就業時間は主家内労働者 7.8時間、補助者 6.9時間である。
(iv) 18歳未満の年少者の1週就業時間を見ると、40時間～49時間のものが最も多く 28.6%、次いで 30時間～39時間及び 50時間～59時間のもの 19.0%が多い。(第36表参照)

(v) 女子の午後10時以降の深夜業について見ると、女子労働者 308人中、深夜業を行つてゐた者は1人で、その1週間における10時以降の就業時間数は4時間未満である。(第37表参照)

(vi) 調査月の先1ヵ月において最も長時間就業した日の労働時間を見ると、8時間～12時間のものが最も多く 66.8%、次ぎに12時間以上のもの 27.9%、4時間～8時間のもの 5.3%である。(第38表参照)

(vii) 先1ヵ月において夜間最もおそく迄就業した日の時刻を見ると、午後10時迄のもの 92.

5%で殆んど大部分を占め、午後11時迄のもの 4.3%、午後12時以降就業したものは 3.2%で少い。(第39表参照)

(viii) 材料配付製品回収方法
材料の配付、製品の回収は仲介人が自ら行つてゐるものが 97.6%で最も多く、家内労働者が自ら行つてゐるものは1世帯のみである。(第40表参照)

(ix) 家内労働者の負担器具材料
以の家内労働に必要な材料としては藁だけである。この藁は主として製造業者が仲介人を通じて家内労働者に提供するか又は売渡す。売渡す場合も実際の現金取引はせず製品納入の際工賃から材料費を差引き清算するから実質的には提供を受ける場合と交らない。必要な器具としては製藁機、製縄機が主なものであるが、これは殆んど全部家内労働者の所有するものである。

(x) 就業場所
調査した 250世帯のうち 227世帯が自己の家庭において就業してゐる。(第41表参照)

(xi) 格外品の取扱い
格外品を家内労働者が出した場合如何なる取扱いを受けるかを見ると、調査した 250世帯のうち「単価を下げられる」もの 140世帯で最も多く、次いで「問題にされない」もの 29世帯である。(第42表参照)

(xii) 交通費
本業種の製造業者、仲介人、家内労働者は互に近辺で居住している場合が多く又交通機関も不便であるため、材料製品の授受のため交通費が必要な場合はない。調査した 250世帯についても交通費は無しと報告されている。(第43表参照)

(xiii) 納品期限
本業種においては製品の納品期限は定められている事例は報告されていない。

(iv) 所得関係
(1) 家内労働世帯の賃金所得
家内労働以外に賃金所得のある世帯は調査した家内労働世帯 250中 106世帯で 42.4%を占めるが、その賃金所得を見ると平均 4,532.08円、これは賃金所得者 1人～4人の世帯の賃金所得を含み毎月勤労統計調査(1951年7月分)の産業合計平均現金給与 12,671円と比較して相当低く、家内労働世帯の賃金所得が一般的に低いことがわかる。(第44表参照)

これらの世帯の世帯員数を見ると世帯員 7人以上のもの 45.7%、世帯員 5人のもの 19.0%、世帯員 6人のもの 13.3%である。(第45表参照)

(ii) 家内労働及びその他の労働による所得
家内労働による工賃及びその他の労働による所得の計を見ると、平均 12,934.53円で、12,000円以上のもの最も多く 46.8%、7,000円～8,000円のもの 8.8%、11,000円～12,000円のもの

の 7.6%, 6,000円～7,000円のもの及び 8,000円～9,000円のもの各々 7.2%である。(第46表参照)

(iii) 要保護世帯

調査した 250 世帯中生活保護法による扶助を受けているものは 7 世帯である。(第47表参照)

第七節 蘭 薙 (福岡)

一 総 説

1. 事業の概要

福岡県三潞郡を中心とした地域においては、蘭薙が農家の副業として盛に生産されている。この地方の風土は蘭草の生長に適し、殆んど全部の農家が之を栽培し、この蘭を材料として蘭薙が製造されている。蘭薙の製造は徳川時代から行われていたと伝えられているが、現在のような本格的機械生産が始められたのは明治20年以降であり、その頃から機械及び染色の技術が急速に発達し販路も国内のみならず、広く海外にも輸出されるに至つた。その後技術の進歩、蘭栽培の普及と共に蘭薙の生産増大し、現在熊本、岡山両県と共に蘭薙の主要生産地になつてゐる。

この業種の生産組織については、本調査を実施するまでは先に述べた家内労働の形態において行われている如く考えられたが、実際は蘭薙製造に従事する農家と問屋との間には、材料、機械器具、資金等による従属関係は殆んど見られず、生産農家は自ら必要な材料を生産又は購入し、製品は自由に自己の選択する問屋に販売しているようである。厳密な意味においては本調査の対象となる家内労働関係には該当しないが、若干類似点もあるので調査結果の概要を他の業種と同じ順序で述べる。なお便宜上蘭薙の製造に従事する者を家内労働者、その問屋を製造業者、この両者の中間にあつて製品の集荷を行うものを仲介人として記述する。

2. 仕事授受の経路

家内労働者は大抵の場合自己の栽培した蘭又は購入した蘭及び糸その他の材料を購入し、自己の家庭で置表に製造し、仲介人に販売する。仲介人はある場合には更に加工し製造業者に販売する。

製造業者は仲介人が加工していない場合には、その雇用労働者を使用して加工し、完全な蘭薙にして荷造発送する。このような経路を取らず家内労働者又は仲介人が自ら完全製品に仕上げて市場に販売する場合もある。

3. 作業工程

(i) 蘭草の泥染、乾燥、選別 蘭草を収獲した後、色彩を良くするために泥に一定時間漬込み、更に天日で乾燥し、それを選別する。

(ii) 機 織 選別された蘭草が織機に掛けて薙に織る。

(iii) 截 断 織り上つた薙を規定の長さに截断する。

(iv) 尻 結 截断した薙の端を整理し糸で結ぶ。

(v) 仕上げ ミシンによりヘリを付ける。

この(i)から(v)までの作業中通常(i)から(iv)までの作業が家内労働者によつて行われ、(v)は仲介人又は製造業者の雇用労働者によつて行われるのが普通であるが、これも家内労働者によつて行われる場合もある。

4. 関係者概数

本県には蘭薙生産者で組織した協同組合があり、その登録者は約 2,000人であるが、この組合に加入していないものも若干見込まれる。この組合登録者の中には製造業者、仲介人、家内労働者に類別されるものが皆含まれているから、それを分類することは困難である。然し大別すると次の如くなる。

製造業者 約 40 仲 介 人 約 80 家内労働世帯 約 2,000

5. 季節的変動

蘭薙の製造は主に農家の副業として行われているため、農繁期には家内労働者数は減少し、農閑期には増加する。

二 各 説

1. 製造業者

(1) 企業形態

調査した製造業者 10 のうち個人企業のもの 6, 会社組織のもの 4 である。(第 1 表参照)

(2) 製品販路

蘭薙は国内及び海外にその販路を持つて居り、調査した製造業者 10 の製品販路は輸出向、国内向及び輸出兼国内向各々 3 となつてゐる。(第 2 表参照)

(3) 製品納入先

製造業者の製品納入先を見ると、小売商店及び問屋各々 4 である。(第 3 表参照)

(4) 場内労働者数

蘭薙の製造業者は製品の仕上、荷造発送等の作業のため若干の雇用労働者を持つてゐるのが普通である。調査した製造業者に雇用されている場内労働者(雇用労働者)は 67人、男子 45人、女子 22人である。(第 4 表参照)

(5) 場内労働者数別製造業者数、仲介人数及び家内労働世帯数

調査した製造業者 10 のうち場内労働者 1人～4人を持つもの最も多く 5, 5人～9人を持つもの 3, 10人～14人及び 15人～19人を持つもの各々 1 となつてゐる。場内労働者 1人～4人を持つ製造業者に従属する仲介人は 21人いるが、その他の製造業者には従属する仲介人はいない。製造業者に直接従属する家内労働世帯はない。(第 5 表参照)

(6) 場内労働者 1ヶ月平均現金給与

平均 5,949円、男子 7,032円、女子 3,734円で毎月勤務統計調査(1951年7月)の紡織業の平

均月間現金給与 7,446円, 男子 13,325円, 女子 5,477円に比較して低い。(第6表参照)

(7) 場内労働者1ヵ月平均実労働時間数

平均 213.1 時間, 男子 215.7 時間, 女子 207.7 時間で, 毎月勤労統計調査 (1951年7月分) の紡織業の平均月間実労働時間数 193.9 時間, 男子 210.8時間, 女子 188.2時間に比較して, この業種の労働時間の方が長い。(第7表参照)

2. 仲 介 人

(1) 仲介人数

先に述べた通り本業種の仲介人は厳密に言えば本調査の対象とする仲介人と若干性格を異にしているが, 製造業者と家内労働者の間にあつて材料の斡旋, 製品の蒐集等の業務を主とするもので類似点もあるので, 仲介人として調査した。調査数は20, その仲介人数は主たる仲介人 20人, が補助者19人である。男女別に見ると男子 34人, 女子 5 人である。(第8表参照)

(2) 仲介人の職業

主たる仲介人 20 について, この仲介以外に何等かの職業を持っているか否かを見ると, 農業 10, 自営業 4, 職業のないもの 6 で農業に従事しているものが最も多い。(第9表参照)

(3) 就業動機

調査した仲介人 20 について就業の動機を見ると, 失業 8, 少収入 5 が多い。(第10表参照)

(4) 就業手段

不明のもの7を除くと, 知人の紹介によるものが最も多く9, その他縁故関係を通じて就業したものがあつた。(第11表参照)

(5) 従属家内労働世帯数

調査不明の 13 を除くと, 10世帯~49世帯の家内労働世帯を持っているもの 5, 50世帯~99世帯及び 100世帯~149世帯の家内労働世帯を持っているもの各々1である。(第12表参照)

(6) 保証金

仲介人が製造業者に対して保証金を入れたり又は家内労働者から保証金を取っている事例はない。(第13表参照)

(7) 格外品についての責任の有無

家内労働者の製品に格外品が出た場合の仲介人の責任について見ると, 不明のもの2を除くと責任のないもの 12, 責任のあるもの 6 である。責任の内容は明かでない。(第14表参照)

(8) 1ヵ月仲介手数料

(i) 5,000円~5,999円のもの最も多く4, 次いで 9,000円~9,999円のもの 2, 7,000円~7,999円及び 8,000円~8,999円のもの各々2の順に多いが, その他仲介人により手数料はかなり差異が見られる。(第15表参照)

(ii) 仲介手数料の家内労働者の工賃に対する比率を見ると, 不明のものが14人で, その他の

ものについては30%以上そのものが最も多い。(第16表参照)

(9) 直接製造業者に従属する家内労働世帯の工賃と仲介人を通じて間接に従属する家内労働世帯の工賃の比較

調査した範囲においてはかかる比較のできる事例はない。

3. 家内労働者関係

(1) 労働力

(i) 家内労働世帯数, 男女別家内労働者数

調査した 240 世帯における家内労働者は 287 人で, そのうち男子が 153 人で 53.3%, 女子が 134 人で 46.7%で男子が少し多い。1 世帯の家内労働者数について見ると, 家内労働者 1 人の世帯が 84.6%を占め最も多く, 次いで家内労働者 2 人の世帯が 12.1%, 3 人の世帯が 2.5%, 4 人の世帯が 0.8%である。(第17表参照)

(ii) 家内労働世帯の世帯員数

世帯員数 7 人以上の世帯が最も多く 48.3%, 次いで 6 人の世帯が 28.0%, 5 人世帯が 14.4%, 4 人世帯が 5.9%, で世帯員の多いものの順となつている。(第18表参照)

(iii) 世帯上の地位

主たる家内労働者については, 世帯主たる男子が最も多く 48.3%を占め, 次いで妻が 19.6%, 娘が 15.4%, 息子が 9.2%の順となつている。補助者については娘が 29.8%, 妻が 27.7%が多い。(第19表参照)

(iv) 年 齢

40歳~49歳のものが 27.2%で最も多く, 次いで 30歳~39歳が 22.3%, 20~29歳が 19.2%の順で多い。18歳未満の年少者は 4.5%, 60歳以上の高齢者は 3.5%を占める。(第20表参照)

(v) 配偶関係

主家内労働者については既婚者が 56%で過半数を占めるが未婚者も 38%で相当ある。補助者についても既婚者が 55%を占めているが, 未婚者は 45%で主家内労働者の場合よりも比率が高い。(第21表参照)

(vi) 修学状況

小学校迄の修学者が 61.5%で過半数を占めている。小学校以上の修学者は 33.5%である。不修学者は居らない。(第22表参照)

(vii) 就業動機

不明のものを除くと, 自分の世帯の収入が少いため就業したものが 15.4%で最も多い。(第23表参照)

(viii) 就業手段

知人を通じて就業したものが 86.5%で最も多い。(第24表参照)

(ix) 就業期間

3年～5年のものが最も多く42.8%、次いで2年～3年のもの28.4%、5年以上のもの12.7%、1.5年～2年のもの5.9%の順に多い。(第25表参照)

(x) 家内労働以外の職業の有無(家内労働について)

家内労働者がこの家内労働以外に職業を持つて居るか否かを見ると、職業を持つて居るもの66.0%、職業のないもの34.0%である。職業のあるものについては農業41.4%、自営業19.1%、雇用労働5.1%である。(第26表参照)

(xi) 家内労働以外の職業の有無(家内労働世帯について)

家内労働に従事する世帯について、この蘭庭の家内労働以外に職業を持つて居るか否かを見ると職業のある世帯が83.7%、職業のない世帯が16.3%である。(第27表参照)

(2) 労働条件

(i) 工賃支払方法

工賃を製品納入の都度支払いを受けるものが67.8%で最も多く、次で不定期に支払いを受けるもの17.1%、定期に支払いを受けるものが15.1%である。(第28表参照)

(ii) 世帯当り1ヵ月工賃

(i) 全世帯平均7,180円、5,000円以上の工賃を得ている世帯が40.8%で最も多く、次いで3,000円～3,499円の世帯が14.3%、4,000円～4,999円の世帯が13.3%の順に多い。世帯の家内労働者数との関連において見ると、家内労働者1人の世帯の平均5,489.03円、2人の世帯の平均14,804.11円、3人の世帯の平均6,605.00円、4人の世帯の平均9,500.00円である。(第29表参照)

(ii) 家内労働以外の職業のある世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均7,270.95円、5,000円以上の世帯が40%を占め最も多い。家内労働者数との関連において見ると、家内労働者1人の世帯平均5,534.93円、2人の世帯平均16,051.33円、3人の世帯平均6,605.00円、4人の世帯平均9,500.00円である。(第30表参照)

(iii) 家内労働以外の職業のない世帯の世帯当り家内労働による所得を見ると、全世帯平均4,300円、5,000円以上の世帯が2,2,000円～2,499円の世帯が1の他は不明である。世帯の家内労働者数との関連において見ると、7人以上の世帯の平均3,800円、6人世帯の平均5,300円でその他は不明である。(第31表参照)

(iv) 世帯の1ヵ月就業日数との関連

就業日数19日～24日の世帯が最も多く全世帯の47.1%を占め、その工賃平均5,756.67円、次ぎに25日以上の子帯が40.8%で平均12,368.89円である。(第32表参照)

(iii) 1時間当り工賃

家内労働者の1時間当り工賃を他の業種と同じ方式で算出すると、その結果は次の通りであ

る。家内労働者1人の世帯は203、このうち不明の60世帯を除き1時間当り工賃平均188.40円で、毎月勤労統計調査(1951年8月分)の「紡織業」の平均現金給与6,957円を平均実労働時間数187.2時間で除した1時間当り平均現金給与37.16円と比較すると非常に高い。然しこの工賃の内には原材料の価格その他の生産費が相当含まれていると考えられるから厳密な意味での比較にならぬことは言うまでもない。(第33表参照)

(IV) 就業時間

(i) 家内労働者の1週就業時間を見ると、主家内労働者については平均47.2時間で60時間～79時間のものが最も多い。補助者については平均53.6時間で55時間～59時間のものが最も多い。(第34表参照)

(ii) 1週就業日数は主家内労働者及び補助者共に6.3日である。(第35表参照)

(iii) 従つて1日就業時間は主家内労働者7.4時間、補助者8.5時間である。

(iv) 18歳未満の年少者の1週就業時間を見ると、年少者13人のうち不明の5人を除き、40時間～49時間のものが最も多い。(第36表参照)

(v) 女子の午後10時以降の深夜業について見ると女子労働者134人のうち深夜業の報告のあつたものは1人で、その1週間における深夜業は4時間以下である。(第37表参照)

(vi) 調査月の先1ヵ月において最も長時間就業した日の労働時間を見ると、8時間～12時間のものが65.7%を含め最も多く、次いで12時間以上のものが31.7%、4時間～8時間のもの2.6%である。(第38表参照)

(vii) 先1ヵ月において夜間最もおそく迄就業した日の時刻を見ると、午後11時迄就業したものが最も多く38.8%、午後10時迄のもの35.1%、午後12時迄のもの18.6%、午後12時以降のもの7.5%である。(第39表参照)

(V) 材料配布製品回収方法

材料の配布、製品の回収を誰が行つて居るかを見ると、製造業者又は仲介人が46.7%、家内労働者が33.7%である。(第40表参照)

(VI) 家内労働者の負担器具材料

蘭庭製造に必要な材料としては蘭草、糸で、調査した240世帯について見ると、蘭草は製造業者から購入するか或いは自家生産したものをを用いており、糸は殆んど製造業者から購入している。必要な器具としては織機及び製繩機が主なものであり、これは殆んど自ら購入したものを使用している。

(VII) 就業場所

調査した240世帯のうち235世帯は自己の家庭で就業している。(第41表参照)

(VIII) 格外品の取扱い

格外品を家内労働者が出した場合如何なる取扱いを受けるかを見ると、調査した240世帯の

うち「問題とされない」もの187世帯で最も多く、次に単価を下げられるもの48世帯である。

(第42表参照)

(ix) 交通費

本業種の行われている地域は比較的交通の便悪く、又家内労働者、仲介人、製造業者は互に近辺に居住している場合が多いので交通費は必要でない、調査した家内労働世帯は皆交通費を必要としていない。(第43表参照)

(x) 納品期限

家内労働者が製造業者から、直接又は仲介人を通じて一定量の仕事を受けた場合、その納品期限が定められているかを調査したところ、240世帯のうちかかる納品期限の定められているものは26世帯である。この世帯につき指定された期限内に指定された一定量の仕事を完成するのに1日何時間家内労働者が実働しなければならぬかを算出すると、(この算出方法は群馬県のヘンカチーフの業種について述べた方法による)12時間以上が7世帯、8時間～10時間が6世帯、6時間～8時間及び4時間未満が各々5世帯、4時間～6時間が2世帯、10時間～12時間が1世帯となる。

然し指定された期限内に家内労働者が製品を納入できない場合如何なる取扱いを受けるかを調査したが「単価を下げられる」と回答した3世帯及び不明の2世帯を除き、あとは皆「問題とされない」と回答して居り、製品の納入期限は一応定められている場合も、あまり厳重でないように見られる。

(9) 所得関係

(i) 家内労働世帯の賃金所得

家内労働以外に賃金所得のある世帯は調査した家内労働世帯のうち240のうち24世帯で10%である。その賃金所得を見ると、平均7,112.50円で、これは賃金所得者1人～2人の世帯の賃金所得を含み、毎月勤労統計調査(1951年7月分)の産業合計平均現金給与12,671円に比較すると低い。(第44表参照)

これらの世帯の世帯員数を見ると、世帯員7人以上のもの41.7%、世帯員6人のもの33.3%、世帯員5人のもの25.0%となつている。(第45表参照)

(ii) 家内労働及びその他の労働による所得

家内労働による工賃及びその他の労働による所得の計を見ると、平均14,680円で、12,000円以上の世帯が最も多く55.3%を占めている。(第46表参照)

(iii) 要保護世帯

調査した240世帯には生活保護法による扶助を受けているものはない。(第47表参照)

第1表 業種別企業形態別製造業者数

業 種 別	府県別	総数	不明を 除いた 小 計	企 業 形 態 別							
				会 社 の 種 類 別				公共団体	組 合	個 人	不明又は無記入
				計	株式	合名	その他				
皿 敷	富 山	5	5						1	4	
経 木 真 田	岡 山	10	10	1	1					9	
陶 器	三 重	10	10	4			4			6	
人 造 真 珠	香 川	1	1	1	1						
ネツカチーフ	群 馬	10	10	9	6		3			1	
叭	青 森	10	9					1	9		
蘭 薙	福 岡	10	10	9	5	1	3			1	

第2表 業種別製品販路別製造業者数

業 種 別	府県別	総 数	製 品 販 路 別			
			輸 出 向	国 内 向	輸出兼国内向	不明又は無記入
皿 敷	富 山	5	3		2	
経 木 真 田	岡 山	10		10		
陶 器	三 重	10	3	3	3	1
人 造 真 珠	香 川	1	1			
ネツカチーフ	群 馬	10	8	1	1	
叭	青 森	10		10		
蘭 薙	福 岡	10		9	1	

第3表 業種別製品納入先別製造業者数

業 種 別	府県別	総数	不明を 除いた 小 計	製 品 納 入 先 別					
				消 費 者	小売商店	問 屋	元 受 者	そ の 他	不明又は無記入
皿 敷	富 山	5	5			5			
経 木 真 田	岡 山	10	10			2	8		
陶 器	三 重	10	8			8			2
人 造 真 珠	香 川	1	1			1			
ネツカチーフ	群 馬	10	9		2	4	3		1
叭	青 森	10	10			1	9		
蘭 薙	福 岡	10	8		4	4			2

第4表 業種別男女別場内労務者数

業 種 別	府県別	製造業者	場内労務者を有する製造業者	場 内 労 務 者		
				計	男 子	女 子
皿 敷	富 山	5	3	24	7	17
経 木 真 田	岡 山	10	4	26	6	20
陶 器	三 重	10	10	801	177	124
人 造 真 珠	香 川	1	1	59	41	18
ネツカチーフ	群 馬	10	7	193	50	143
叭	青 森	10	6	31	23	8
蘭 越	福 岡	10	10	67	45	22

(註) 「場内労務者を有する製造業者数」は場内労務者の受ける給与額を報告された場内労務者を有する製造業者数である。

第5表 業種別場内労務者数別製造業者数仲介人数及び家内労働世帯数

A

皿 敷	場内労務者数	製造業者数	仲介人数	家内労働世帯数
(富 山)	総 数	5	478	123
	0 人	2	392	18
	1人—4人	1	50	70
	5人—9人	1	33	15
	10人—14人	1	3	20
	15人—19人			
	20人—24人			
	25人—49人			
	50人—74人			
	75人—99人			
	100人以上			

(註) 家内労働世帯数は、製造業者に直接従属する家内労働世帯のみの数である。

B

経 木 真 田	場内労務者数	製造業者数	仲介人数	家内労働世帯数
(岡 山)	総 数	10	24	180
	0 人	6	9	65
	1人—4人	2	3	45
	5人—9人			
	10人—14人	2	12	70
	15人—19人			
	20人—24人			
	25人—49人			
	50人—74人			
	75人—99人			
	100人以上			

(註) Aの註に同じ。

C

陶 器	場内労務者数	製造業者数	仲介人数	家内労働世帯数
(三 重)	総 数	10	0	41
	0 人			
	1人—4人	3		5
	5人—9人	2		9
	10人—14人	1		5
	15人—19人	1		3
	20人—24人			
	25人—49人	1		3
	50人—74人	1		3
	75人—99人			
	100人以上	1		18

(註) Aの註に同じ。

E

ネツカチーフ	場内労務者数	製造業者数	仲介人数	家内労働世帯数
(群 馬)	総 数	10	6	27
	0 人	4	3	10
	1人—4人	1		7
	5人—9人	2		10
	10人—14人			
	15人—19人			
	20人—24人	1		
	25人—49人	1	3	
	50人—74人			
	75人—99人	1		
	100人以上			

(註) Aの註に同じ。

G

蘭 越	場内労務者数	製造業者数	仲介人数	家内労働世帯数
(福 岡)	総 数	10	21	0
	0 人	0		
	1人—4人	5	21	
	5人—9人	3		
	10人—14人	1		
	15人—19人	1		
	20人—24人			
	25人—49人			
	50人—74人			
	75人—99人			
	100人以上			

(註) Aの註に同じ。

D

人 造 真 珠	場内労務者数	製造業者数	仲介人数	家内労働世帯数
(香 川)	総 数	1	5	60
	0 人			
	1人—4人			
	5人—9人			
	10人—14人			
	15人—19人			
	20人—24人			
	25人—49人			
	50人—74人	1	5	60
	75人—99人			
	100人以上			

(註) Aの註に同じ。

F

叭	場内労務者数	製造業者数	仲介人数	家内労働世帯数
(青 森)	総 数	10	96	3,089
	0 人	4	40	1,302
	1人—4人	4	39	1,137
	5人—9人	1	12	400
	10人—14人			
	15人—19人	1	5	250
	20人—24人			
	25人—49人			
	50人—74人			
	75人—99人			
	100人以上			

(註) Aの註に同じ。

第 6 表 業種別場内労働者一人一ヵ月平均現金給与

業 種 別	府県別	場 内 労 務 者								
		総 数			男 子			女 子		
		現金給与 総額	きまつて 支給する 給与	特別に支 給する給 与	現金給与 総額	きまつて 支給する 給与	特別に支 給する給 与	現金給与 総額	きまつて 支給する 給与	特別に支 給する給 与
皿 敷	富 山	4,193	4,193		9,017	9,017		2,207	2,207	
経 木 真 田	岡 山	3,684	3,684		6,434	6,434		2,865	2,865	
陶 器	三 重	5,203	5,203		6,831	6,831		2,880	2,880	
人 造 真 珠	香 川	5,257	5,257		6,305	6,305		2,869	2,869	
ネツカチーフ	群 馬	5,544	5,320	224	7,183	7,233	250	4,866	4,651	215
叭	青 森	2,836	2,301	535	3,388	3,102	286	1,250		1,250
蘭 薺	福 岡	5,949	5,700	249	7,032	6,792	240	3,734	3,467	267

第 7 表 業種別場内労働者一人一ヵ月平均実労働時間数

業 種 別	府県別	一 ヵ 月 平 均 実 労 働 時 間 数								
		総 実 労 働 時 間 数			所定労働時間内労働 時間数			所定労働時間外労働 時間数		
		計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
皿 敷	富 山	107.7	179.4	75.3	107.7	179.4	75.3			
経 木 真 田	岡 山	175.8	214.5	161.2	169.8	203.0	159.8	6.0	11.5	4.4
陶 器	三 重	202.2	224.5	170.4	185.8	199.8	165.9	16.4	24.7	4.5
人 造 真 珠	香 川	192.6	187.5	204.1	189.9	184.9	201.2	2.7	2.6	2.9
ネツカチーフ	群 馬	152.0	209.4	132.0	141.7	193.3	123.7	10.3	16.1	8.3
叭	青 森	73.3	91.8	20.0	73.3	91.8	20.0			
薺 蘭	福 岡	213.1	215.7	207.7	208.0	210.3	203.2	5.1	5.4	4.5

第 8 表 業種別年齢別男女別仲介人数

業 種 別	府 県 別	明 不	年 齢 別									
			17 歳以下		18 歳～19 歳		20 歳～29 歳		30 歳～39 歳		40 歳～49 歳	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
皿 敷	富 山						2 (2)	2 (2)	2	9	1	(1)
経 木 真 田	岡 山								2 (1)	2	4 (1)	4
陶 器	三 重								1	3		
人 造 真 珠	香 川								5 (1)	3		
ネツカチーフ	群 馬						2 (2)	2 (2)	7 (2)	6 (4)	10 (6)	3 (2)
叭	青 森								2 (2)	3 (5)	2 (1)	1 (1)
蘭 薺	福 岡						3 (6)	3 (6)	4 (2)	3 (2)	1 (1)	2 (2)
総 計			20 (3)	19 (2)	8 (4)	20 (15)	20 (24)	20 (19)	20 (19)	20 (19)	20 (19)	20 (19)

(注) 括弧内の数字は補助者である。

第9表 業種別仲介以外の職業別仲介人数

業 種 別	府 県 別	総 数	仲 介 以 外 の 職 業						無 し	明 記 不 又 無 記 入
			有 り							
			雇用労働	自営業	農 業	家内労働	調査業種以外 の仲介業			
皿 敷	富 山	20 (8)	1	3		1	3 (1)	13 (2)		
経 木 真 田	岡 山	19 (2)	2	2	6 (1)	1		8 (1)		
陶 器	三 重									
人 造 真 珠	香 川	8 (4)		1	1			6 (4)		
ネツカチーフ	群 馬	20 (15)	2 (2)	3		1 (1)		14 (12)		
叭	青 森	20 (24)			19 (3)			1 (21)		
蘭 庭	福 岡	20 (19)		4	10 (1)			6 (17)	(2)	

(註) 括弧内の数字は補助者である。以下の表についても同じである。

第10表 業種別就業動機別仲介人数

業 種 別	府 県 別	総 数	不明を 除いた 小 計	就 業 動 機 別				不 明
				少収入	失 業	前職不振	そ の 他	
皿 敷	富 山	20	11	4	4		3	9
経 木 真 田	岡 山	19	12	6	2		4	7
陶 器	三 重							
人 造 真 珠	香 川	7	3		1	2		5
ネツカチーフ	群 馬	18	14	9	4		1	4
叭	青 森	20	9	6	1		2	11
蘭 庭	福 岡	20	14	5	8		1	6

第11表 業種別就業手段別仲介人数

業 種 別	府 県 別	総 数	不明を 除いた 小 計	就 業 手 段 別				
				知人の紹介	縁故関係	家内労働者 から転業	そ の 他	不 明
皿 敷	富 山	20	17	11	1	2	3	3
経 木 真 田	岡 山	19	17	12	3	1	1	2
陶 器	三 重							
人 造 真 珠	香 川	8	7	7				1
ネツカチーフ	群 馬	18	16	12	4			2
叭	青 森	20	8	7			1	12
蘭 庭	福 岡	20	13	9	1		3	7

第12表 業種別被従属家内労働世帯数別仲介人数

被 従 属 家 内 労 働 者 世 帯 数 別	業 種 別						
	皿 敷	経 木 真 田	陶 器	人 造 真 珠	ネツカチーフ	叭	蘭 庭
	富 山	岡 山	三 重	香 川	群 馬	青 森	福 岡
総 数	20 (8)	19 (2)		8 (4)	20 (15)	20 (24)	20 (19)
不明を除いた小計	19 (1)	17 (2)		7 (4)	15 (15)	19 (23)	7 (8)
1世帯——4世帯					8 (3)	1	
5世帯——9世帯		4			7 (9)		
10世帯——49世帯	15	13 (2)		4 (4)	3 (3)	10 (15)	5 (6)
50世帯——99世帯	3 (1)			1		8 (8)	1
100世帯——149世帯	1			2			1 (2)
150世帯——199世帯							
200世帯以上							
不 明	1 (2)	2		1	2	1 (1)	13 (11)

第13表 業種別保証金の有無別仲介人数

業 種 別	府県別	総数	不明を除いた小計	保 証 金							
				製業者に対して入れる				製造業者に対して入れない			
				総数	労働者から取る	労働者から取らない	不明	総数	労働者から取る	労働者から取らない	不明
皿 敷	富山	20	20					20		20	
経 木 真 田	岡山	19	19					19		19	
陶 器	三重										
人 造 真 珠	香川	7	7					7		7	
ネツカチーフ	群馬	18	18					18	1	17	
叭	青森	20	19					19		19	1
蘭 薙	福岡	20	20					20		20	

第14表 業種別格外品についての責任の有無別仲介人数

業 種 別	府 県 別	総 数	不明を除いた小計	格 外 品 に つ い て の 責 任						
				無	有					不 明
					総 数	材料費負担	やり直しする	その他		
皿 敷	富 山	20	17	4	13	2	11		3	
経 木 真 田	岡 山	19	19	19						
陶 器	三 重									
人 造 真 珠	香 川	8	6	1	5			5	2	
ネツカチーフ	群 馬	18	16	9	4	1	3	0	5	
叭	青 森	20	17	9	8	2		6	3	
蘭 薙	福 岡	20	18	12	6			6	2	

第15表 業種別一ヵ月仲介手数料別仲介人数

一ヵ月仲介手数料	業 種 別						
	皿 敷	経木真田	陶 器	人造真珠	ネツカチーフ	叭	蘭 薙
	富 山	岡 山	三 重	香 川	群 馬	青 森	福 岡
総 数	20	19		7	18	20	20
不明を除いた小計	19	12		1	13	20	15
999 円 以下	9	12			2		
1,000 円 — 1,999 円	3				2		1
2,000 円 — 2,999 円	6				2	2	
3,000 円 — 3,999 円					3	4	1
4,000 円 — 4,999 円	1				1	1	1
5,000 円 — 5,999 円							4
6,000 円 — 6,999 円				1	1	5	1
7,000 円 — 7,999 円						1	2
8,000 円 — 8,999 円						3	2
9,000 円 — 9,999 円							3
10,000 円 以上					2	4	
不 明	1	7		6	5		5

第16表 業種別仲介手数料の工賃に対する割合別仲介人数

業 種 別	府県別	総数	不明を除いた小計	仲 介 手 数 料 の 工 賃 に 対 す る 割 合							
				5%未満	5%—10%未満	10%—15%未満	15%—20%未満	20%—25%未満	25%—30%未満	30%以上	不明
				%	%	%	%	%	%	%	%
皿 敷	富 山	20	19		3	10	6				1
経 木 真 田	岡 山	19	17		2	6	4	4	1		2
陶 器	三 重										
人 造 真 珠	香 川	7	1			1					6
ネツカチーフ	群 馬	18	18		6	6	2	2	1	1	
叭	青 森	20	20	2	12	5	1				
蘭 薙	福 岡	20	6					1		5	14

第17表 世帯当り家内労働者数別家内労働世帯数及び家内労働者数

A 富山県 (皿 敷)

世帯当り 家内労働者	家内労働 世帯数	家内労働者数				不 明
		全家内労働者	不明を除いた 家内労働者	男 子	女 子	
総 数	世帯 250	人 262	人 262		人 262	
労働者 1 人	239	239	239		239	
2 人	10	20	20		20	
3 人	1	3	3		3	
4 人						
5 人						
6 人						
7 人						

B 岡山県 (経 本 真 田)

世帯当り 家内労働者	家内労働 世帯数	家内労働者数				不 明
		全家内労働者	不明を除いた 家内労働者	男 子	女 子	
総 数	世帯 154	人 172	人 172	人 9	人 163	
家内労働者 1 人	138	138	138	3	135	
2 人	14	28	28	4	24	
3 人	2	6	6	2	4	
4 人						
5 人						
6 人						
7 人						

C 三重県 (陶 器)

世帯当り 家内労働者	家内労働 世帯数	家内労働者数				不 明
		全家内労働者	不明を除いた 家内労働者	男 子	女 子	
総 数	世帯 47	人 112	人 112	人 59	人 53	
家内労働者 1 人	15	15	15		15	
2 人	12	24	24	15	9	
3 人	11	33	33	17	16	
4 人	6	24	24	17	7	
5 人	2	10	10	6	4	
6 人	1	6	6	4	2	
7 人						

D 香川県 (人 造 真 珠)

世帯当り 家内労働者	家内労働 世帯数	家内労働者数				不 明
		全家内労働者	不明を除いた 家内労働者	男 子	女 子	
総 数	世帯 244	人 367	人 367	人 177	人 190	
家内労働者 1 人	151	151	151	82	69	
2 人	67	134	134	59	75	
3 人	22	66	66	29	37	
4 人	4	16	16	7	9	
5 人						
6 人						
7 人						

E 群馬県 (ネツカチーフ)

世帯当り 家内労働者	家内労働者 世帯数	家内労働者数				不 明
		全家内労働者	不明を除いた 家内労働者	男 子	女 子	
総 数	世帯 159	人 253	人 253	人 72	人 181	
家内労働者 1人	91	91	91	13	78	
2人	49	98	98	34	64	
3人	14	42	42	17	25	
4人	3	12	12	6	6	
5人	2	10	10	2	8	
6人						
7人						

F 青森県 (夙)

世帯当り 家内労働者	家内労働者 世帯数	家内労働者数				不 明
		全家内労働者	不明を除いた 家内労働者	男 子	女 子	
総 数	世帯 250	人 422	人 422	人 114	人 308	
家内労働者 1人	99	99	99	7	92	
2人	134	268	268	86	182	
3人	14	42	42	17	25	
4人	2	8	8	2	6	
5人	1	5	5	2	3	
6人						
7人						

G 福岡県 (蘭 庭)

世帯当り 家内労働者	家内労働者 世帯数	家内労働者数				不 明
		全家内労働者	不明を除いた 家内労働者	男 子	女 子	
総 数	世帯 240	人 287	人 287	人 153	人 134	
家内労働者 1人	203	203	203	116	87	
2人	29	58	58	24	34	
3人	6	18	18	9	9	
4人	2	8	8	4	4	
5人						
6人						
7人						

第18表 業種別世帯員数別家内労働世帯数

業 種 別	府県別	総数	不明を除いた 小 計	世 帯 員 数 別								不 明
				1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上 世帯	無記入又 は不明	
血 敷	富山	250	250	2	9	33	45	52	46	61		
経 木 真 田	岡山	154	154	15	15	16	22	20	27	39		
陶 器	三重	47	47		3	13	12	11	2	6		
人 造 真 珠	香川	244	243	2	16	43	42	44	39	57	1	
ネツカチーフ	群馬	159	159		10	32	26	25	27	39		
夙	青森	250	248		4	17	37	38	34	118	2	
蘭 庭	福岡	240	235		3	5	14	34	66	114	4	

第19表 業種別世帯上の地位別家内労働者数

業 種 別	府県別	総 数	不明を 除いた 小 計	世 帯 上 の 地 位 別							
				世 帯 主		妻	父	母	息子	娘	その他
				男	女						
血 敷	富 山	250	250		15	17		39		18	7
		(12)	(12)			(1)				(10)	(1)
経 木 真 田	岡 山	154	154	2	33	52		48	2	12	5
		(18)	(18)	(3)			(1)	(3)	(1)	(7)	(3)
陶 器	三 重	47	47	28	4	14		1			
		(65)	(65)			(23)		(2)	(26)	(8)	(6)
人 造 真 珠	香 川	244	244	133	29	31			27	23	1
		(123)	(123)	(1)	(4)	(62)		(6)	(14)	(31)	(5)
ネツカチーフ	群 馬	166	166	24	19	69	1	1	16	28	8
		(87)	(87)	(20)	(2)	(33)	(1)	(7)	(8)	(12)	(4)
叭	青 森	250	250	18	4	137		6	19	24	42
		(172)	(172)	(48)	(2)	(32)		(9)	(23)	(30)	(28)
蘭 廷	福 岡	240	240	116	11	47	1	3	22	37	3
		(47)	(47)	(2)		(13)		(1)	(10)	(14)	(7)

(註) 括弧内の数字は補助者

第20表 年齢別性別家内労働者数

A 富 山 県 (血 敷)

年 齢 別	全 家 内 労 働 者			主 家 内 労 働 者			補 助 者		
	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子
総 計	人 262	人	人 262	人 250	人	人 250	人 12	人	人 12
11 歳 以 下									
12 歳 ~ 14 歳	8		8	5		5	3		3
15 歳 ~ 17 歳	12		12	8		8	4		4
18 歳 ~ 19 歳									
20 歳 ~ 29 歳	39		39	36		36	3		3
30 歳 ~ 39 歳	59		59	57		57	2		2
40 歳 ~ 49 歳	75		75	75		75			
50 歳 ~ 59 歳	47		47	47		47			
60 歳 以 上	22		22	22		22			

B 岡 山 県 (経 木 真 田)

年 齢 別	全 家 内 労 働 者			主 家 内 労 働 者			補 助 者		
	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子
総 計	人 172	人 9	人 163	人 154	人 4	人 150	人 18	人 5	人 13
11 歳 以 下	4		4	2		2	2		2
12 歳 ~ 14 歳	8	2	6	6	1	5	2	1	1
15 歳 ~ 17 歳	3	1	2	2	1	1	1		1
18 歳 ~ 19 歳									
20 歳 ~ 29 歳	6		6	4		4	2		2
30 歳 ~ 39 歳	15		15	12		12	3		3
40 歳 ~ 49 歳	15	1	14	14	1	13	1		1
50 歳 ~ 59 歳	27	1	26	25		25	2	1	1
60 歳 以 上	94	4	90	89	1	88	5	3	2

C 三 重 県 (陶 器)

年 齢 別	全 家 内 労 働 者			主 家 内 労 働 者			補 助 者		
	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子
総 計	人 112	人 59	人 53	人 47	人 28	人 19	人 65	人 31	人 34
11 歳 以 下									
12 歳 ~ 14 歳									
15 歳 ~ 17 歳	4	2	2				4	2	2
18 歳 ~ 19 歳	8	4	4				8	4	4
20 歳 ~ 29 歳	32	22	10	5		5	27	22	5
30 歳 ~ 39 歳	16	6	10	10	3	7	6	3	3
40 歳 ~ 49 歳	29	12	17	17	12	5	12		12
50 歳 ~ 59 歳	19	12	7	13	12	1	6		6
60 歳 以 上	4	1	3	2	1	1	2		2

D 香川県 (人造真珠)

年 齢 別	全 家 内 勞 働 者			主 家 内 勞 働 者			補 助 者		
	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子
総 計	人 357	人 177	人 190	人 244	人 161	人 83	人 123	人 16	人 107
11 歳 以 下									
12 歳 ~ 14 歳	5	2	3				5	2	3
15 歳 ~ 17 歳	18	7	11	6	3	3	12	4	8
18 歳 ~ 19 歳	21	6	15	10	2	8	11	4	7
20 歳 ~ 29 歳	89	45	44	57	40	17	32	5	27
30 歳 ~ 39 歳	97	41	56	69	41	28	28		28
40 歳 ~ 49 歳	103	54	49	78	54	24	25		25
50 歳 ~ 59 歳	28	18	10	21	18	3	7		7
60 歳 以 上	6	4	2	3	3		3	1	2

E 群馬県 (ネツカチーフ)

年 齢 別	全 家 内 勞 働 者			主 家 内 勞 働 者			補 助 者		
	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子
総 計	人 253	人 72	人 181	人 166	人 43	人 123	人 87	人 29	人 58
11 歳 以 下	1		1				1		1
12 歳 ~ 14 歳	1	1					1	1	
15 歳 ~ 17 歳	10	5	5	1	1		9	4	5
18 歳 ~ 19 歳	19	5	14	13	3	10	6	2	4
20 歳 ~ 29 歳	57	17	40	48	15	33	9	2	7
30 歳 ~ 39 歳	73	12	61	61	9	52	12	3	9
40 歳 ~ 49 歳	55	15	40	31	7	24	24	8	16
50 歳 ~ 59 歳	24	14	10	10	7	3	14	7	7
60 歳 以 上	12	3	9	1	1		11	2	9
不 明	1		1	1		1			

F 青森県 (叭)

年 齢 別	全 家 内 勞 働 者			主 家 内 勞 働 者			補 助 者		
	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子
総 計	人 422	人 114	人 308	人 250	人 40	人 210	人 172	人 74	人 98
11 歳 以 下									
12 歳 ~ 14 歳									
15 歳 ~ 17 歳	21	6	15	6	1	5	15	5	10
18 歳 ~ 19 歳	27	7	20	8	3	5	19	4	15
20 歳 ~ 29 歳	125	23	102	84	13	71	41	10	31
30 歳 ~ 39 歳	124	35	89	87	15	72	37	20	17
40 歳 ~ 49 歳	78	24	54	49	5	44	29	19	10
50 歳 ~ 59 歳	38	14	24	11	1	10	27	13	14
60 歳 以 上	9	5	4	5	2	3	4	3	1

G 福岡県 (蘭 越)

年 齢 別	全 家 内 勞 働 者			主 家 内 勞 働 者			補 助 者		
	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子	小 計	男 子	女 子
総 計	人 287	人 153	人 134	人 240	人 139	人 101	人 47	人 14	人 33
11 歳 以 下									
12 歳 ~ 14 歳									
15 歳 ~ 17 歳	13	6	7	7	3	4	6	3	3
18 歳 ~ 19 歳	24	7	17	16	4	12	8	3	5
20 歳 ~ 29 歳	55	20	35	39	15	24	16	5	11
30 歳 ~ 39 歳	64	20	44	54	19	35	10	1	9
40 歳 ~ 49 歳	78	54	24	73	53	20	5	1	4
50 歳 ~ 59 歳	43	37	6	41	36	5	2	1	1
60 歳 以 上	10	9	1	10	9	1			

第21表 年齢別階級別配偶関係別女子家内労働者数

A 富山県(皿敷)

	年 齢 別 配 偶 関 係	総 数		19 歳 以 下		20 歳 ~ 49 歳		50 歳 以 上	
		数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率
全家内労働者	総 数	262	100	20	100	173	100	69	100
	既 婚	179	68			151	87	28	40
	未 婚	31	12	20	100	9	5	2	3
	死別, 離別, 別居	52	20			13	8	39	57
主家内労働者	総 数	250	100	13	100	168	100	69	100
	既 婚	178	71			150	88	28	40
	未 婚	20	8	13	100	5	4	2	3
	死別, 離別, 別居	52	21			13	8	39	57
補 助 者	総 数	12	100	7	100	5	100		
	既 婚	1	8			1	20		
	未 婚	11	92	7	100	4	80		
	死別, 離別, 別居								

B 岡山県(経木真田)

	年 齢 別 配 偶 関 係	総 数		19 歳 以 下		20 歳 ~ 49 歳		50 歳 以 上	
		数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率
全家内労働者	総 数	163	100	12	100	35	100	116	100
	既 婚	64	39			18	51	46	40
	未 婚	21	13	12	100	9	26		
	死別, 離別, 別居	78	48			8	23	70	60
主家内労働者	総 数	150	100	8	100	29	100	113	100
	既 婚	61	41			17	58	44	39
	未 婚	14	9	8	100	6	21		
	死別, 離別, 別居	75	50			6	21	69	61
補 助 者	総 数	13	100	4	100	6	100	3	100
	既 婚	3	23			1	20	2	67
	未 婚	7	54	4	100	3	40		
	死別, 離別, 別居	3	23			2	40	1	33

C 三重県(陶器)

	年 齢 別 配 偶 関 係	総 数		19 歳 以 下		20 歳 ~ 49 歳		50 歳 以 上	
		数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率
全家内労働者	総 数	53	100	6	100	37	100	10	100
	既 婚	38	72	1	17	30	81	7	70
	未 婚	8	15	5	83	3	8		
	死別, 離別, 別居	7	13			4	11	3	30
主家内労働者	総 数	19	100			17	100	2	100
	既 婚	14	74			13	76	1	50
	未 婚								
	死別, 離別, 別居	5	26			4	24	1	50
補 助 者	総 数	34	100	6	100	20	100	8	100
	既 婚	24	70	1	17	17	85	6	75
	未 婚	8	24	5	83	3	15		
	死別, 離別, 別居	2	6					2	25

D 香川県(人造真珠)

	年 齢 別 配 偶 関 係	総 数		19 歳 以 下		20 歳 ~ 49 歳		50 歳 以 上	
		数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率
全家内労働者	総 数	190	100	29	100	149	100	12	100
	既 婚	101	53			95	64	6	50
	未 婚	54	29	29	100	25	17		
	死別, 離別, 別居	35	18			29	19	6	50
主家内労働者	総 数	83	100	11	100	69	100	3	100
	既 婚	33	40			32	47	1	33
	未 婚	23	28	11	100	12	17		
	死別, 離別, 別居	27	32			25	36	2	67
補 助 者	総 数	107	100	18	100	80	100	9	100
	既 婚	68	64			63	79	5	56
	未 婚	31	29	18	100	13	16		
	死別, 離別, 別居	8	7			4	5	4	44

E 群馬県 (ツネカチーフ)

	年 齢 別 配 偶 関 係	総 数		19 歳 以 下		20 歳～49 歳		50 歳 以 上		不 明	
		数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率
全 家 内 労 働 者 数	総 数	181	100	20	100	141	100	19	100	1	100
	既 婚	110	61			97	69	13	68		
	未 婚	44	24	20	100	23	16			1	100
	死別、離別、別居	27	15			21	15	6	32		
主 家 内 労 働 者	総 数	123	100	10	100	109	100	3	100	1	100
	既 婚	71	58			69	63	2	67		
	未 婚	31	25	10	100	20	19			1	100
	死別、離別、別居	21	17			20	18	1	33		
補 助 者	総 数	58	100	10	100	32	100	16	100		
	既 婚	39	67			28	88	11	69		
	未 婚	13	23	10	100	3	9				
	死別、離別、別居	6	10			1	3	5	31		

F 青森県 (隊)

	年 齢 別 配 偶 関 係	総 数		19 歳 以 下		20 歳～49 歳		50 歳 以 上		不 明	
		数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率
全 家 内 労 働 者	総 数	308	100	35	100	245	100	28	100		
	既 婚	237	77	2	6	218	89	17	61		
	未 婚	52	17	33	94	19	8				
	死別、離別、別居	19	6			8	3	11	39		
主 家 内 労 働 者	総 数	210	100	10	100	187	100	13	100		
	既 婚	183	87	1	10	174	93	8	62		
	未 婚	19	9	9	90	10	5				
	死別、離別、別居	8	4			3	2	5	38		
補 助 者	総 数	98	100	25	100	58	100	15	100		
	既 婚	54	55	1	4	44	76	9	60		
	未 婚	33	34	24	96	9	16				
	死別、離別、別居	11	11			5	8	6	40		

G 福岡県 (蘭 越)

	年 齢 別 配 偶 関 係	総 数		19 歳 以 下		20 歳～49 歳		50 歳 以 上		不 明	
		数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率	数	百分率
全 家 内 労 働 者	総 数	134	100	24	100	103	100	7	100		
	既 婚	75	56			71	69	4	57		
	未 婚	48	36	24	100	24	23				
	死別、離別、別居	11	8			8	8	3	43		
主 家 内 労 働 者	総 数	101	100	16	100	79	100	6	100		
	既 婚	57	56			54	68	3	50		
	未 婚	33	33	16	100	17	22				
	死別、離別、別居	11	11			8	10	3	50		
補 助 者	総 数	33	100	8	100	24	100	1	100		
	既 婚	18	55			17	71	1	100		
	未 婚	15	45	8	100	7	29				
	死別、離別、別居										

第22表 業種別修学状況別家内労働者数

業 種 別	府 県 別	総 数	不明を除いた小計	修 学 状 況			
				不 就 学	小 学 校	小 学 校 以 上	不 明
血 敷	富 山	250	250	1	179	70	
		(12)	(12)		(2)	(10)	
経 木 真 田	岡 山	154	129	42	62	24	26
		(18)	(17)	(5)	(5)	(7)	(1)
陶 器	三 重	47	47		25	22	
		(65)	(64)		(25)	(39)	(1)
人 造 真 珠	香 川	244	239		85	154	5
		(123)	(118)		(36)	(82)	(5)
ネツカチーフ	群 馬	166	160		34	117	6
		(87)	(78)		(30)	(48)	(9)
隊	青 森	250	237	1	149	87	13
		(172)	(162)	(1)	(95)	(66)	(10)
(蘭 越)	福 岡	240	239		147	92	1
		(47)	(47)		(29)	(18)	

(註) 括弧内は補助者である。

第23表 業種別就業動機別家内労働世帯数

業 種 別	府県別	総 数	不明を除いた小計	就 業 動 機 別							不 明
				失 業	少収入	病 気 身体障害	老 衰	子 供 世帯 病人看護	その他		
血 敷	富 山	世帯 250	世帯 271	世帯 6	世帯 122	世帯 4	世帯 27	世帯 14	世帯 98	世帯 2	
経 木 真 田	岡 山	154	156	2	29	10	35	4	76		
陶 器	三 重	47	44	14	22	2			6	3	
人 造 真 珠	香 川	244	228	103	92	13	3	6	11	16	
ネ ツ カ チ ー フ	群 馬	159	161	49	66	10	1		35		
叭	青 森	250	201		131	2	1	1	66	51	
蘭 薙	福 岡	240	234	17	36	2	3	3	173	11	

(註) 就業動機2種以上あるものは夫々に数えてあるから総数より多くなる。

第24表 業種別就業手段別家内労働世帯数

業 種 別	府県別	総 数	不明を除いた小計	就 業 手 段 別						
				知 人	広 告	仲 介 人	安定所	授産所 共同作業所	その他	不 明
皿 敷	富 山	世帯 250	世帯 248	世帯 201	世帯 3	世帯 26	世帯	世帯	世帯 18	世帯 2
経 木 真 田	岡 山	154	153	58		45			50	1
陶 器	三 重	47	42	22					20	5
人 造 真 珠	香 川	244	122	121					1	122
ネツカチーフ	群 馬	159	159	139		1			19	
叭	青 森	250	177	11		55			111	74
蘭 薙	福 岡	240	237	205		3	2		27	3

第25表 業種別就業期間別家内労働世帯数

就 業 期 間 別	業 種 別						
	血 敷	経 木 真 田	陶 器	人 造 真 珠	ネ ツ カ チ ー フ	叭	蘭 薙
	富 山	岡 山	三 重	香 川	群 馬	青 森	福 岡
総 数	250	154	47	244	159	250	240
不明を除いた小計	250	154	46	244	158	243	236
6 月 未 満	36	49	4		46	6	7
6 月 ～ 1 年 未 満	16	18	4		57	4	5
1 年 ～ 1.5 年	30	20	1	43	29	8	12
1.5 年 ～ 2 年	11	6	3	25	8	4	14
2 年 ～ 3 年	27	8	5	61	12	17	67
3 年 ～ 5 年	60	13	5	58	3	32	101
5 年 以 上	70	40	24	57	3	172	30
不 明			1		1	7	4

第26表 業種別家内労働以外の職業別家内労働者数

業 種 別	府 県 別	総 数	家 内 労 働 以 外 の 職 業				
			有 り				無 し
			雇用労働	自 営 業	農 業	調査業種以外 の家内労働	
血 敷	富 山	262	10	8	3	7	234
経 木 真 田	岡 山	172	9	2	16		147
陶 器	三 重	112					112
人 造 真 珠	香 川	367	24	4	50	1	288
ネ ツ カ チ ー フ	群 馬	253	5	11	1	2	234
叭	青 森	422	43	2	167	2	208
蘭 薙	福 岡	287	13	49	106	1	87

第27表 業種別家内労働以外の職業の有無別家内労働世帯数

業 種 別	府 県 別	総 数	家内労働以外の職業の有無	
			有	無
皿 敷	富 山	250	246	4
経 木 真 田	岡 山	154	123	31
陶 器	三 重	47	20	27
人 造 真 珠	香 川	244	136	108
ネツカチーフ	群 馬	159	107	52
叭	青 森	250	245	5
蘭 薙	福 岡	240	201	39

第28表 業種別工賃支払方法別家内労働世帯数

業 種 別	府 県 別	総 数	工 賃 支 払 方 法 別				
			定 期	納入の都度	不 定 期	そ の 他	不 明
皿 敷	富 山	世帯 250	世帯	世帯 248	世帯	世帯 2	世帯
経 木 真 田	岡 山	154	2	152			
陶 器	三 重	47	47				
人 造 真 珠	香 川	244	17	150	70	6	1
ネツカチーフ	群 馬	159	147	2	7	1	2
叭	青 森	250		213	5	29	3
蘭 薙	福 岡	240	36	162	41		3

第29表 家内労働世帯当り一ヵ月工賃別世帯当り家内労働者数別家内労働世帯数

A 富 山 県 (皿 敷)

一 ヵ 月 工 賃	全 世 帯 数	世 帯 当 り 家 内 労 働 者 数 別 世 帯 数									
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人	家内労働者 6人	家内労働者 7人	家内労働者 8人	家内労働者 9人	家内労働者 10人以上
総 数	世帯 250	世帯 239	世帯 10	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1
不明を除いた小計	247	236	10	1	1	1	1	1	1	1	1
平 均	297.12	282.65	572.00	1,034.00							
499 円 以 下	213	208	5								
500 円 ~ 999 円	29	25	4								
1,000 円 ~ 1,499 円	4	2	1	1							
1,500 円 ~ 1,999 円											
2,000 円 ~ 2,499 円	1	1									
2,500 円 ~ 2,999 円											
3,000 円 ~ 3,499 円											
3,500 円 ~ 3,999 円											
4,000 円 ~ 4,499 円											
4,500 円 ~ 4,999 円											
5,000 円 以 上											
不 明	3	3									

B 岡 山 県 (経 木 真 田)

一 ヵ 月 工 賃	全 世 帯 数	世 帯 当 り 家 内 労 働 者 数 別 世 帯 数									
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人	家内労働者 6人	家内労働者 7人	家内労働者 8人	家内労働者 9人	家内労働者 10人以上
総 数	世帯 154	世帯 138	世帯 14	世帯 2	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1
不明を除いた小計	102	92	9	1	1	1	1	1	1	1	1
平 均	100.88	91.34	200.67	80.00							
499 円 以 下	101	92	8	1							
500 円 ~ 999 円	1		1								
1,000 円 ~ 1,499 円											
1,500 円 ~ 1,999 円											
2,000 円 ~ 2,499 円											
2,500 円 ~ 2,999 円											
3,000 円 ~ 3,499 円											
3,500 円 ~ 3,999 円											
4,000 円 ~ 4,499 円											
4,500 円 ~ 4,999 円											
5,000 円 以 上											
不 明	52	46	5	1							

C 三重県 (陶器)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数					
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人	家内労働者 6人
総数	世帯 47	15	12	11	6	2	1
不明を除いた小計	47	15	12	11	6	2	1
平均	18,368.17	2,654.80	14,325.17	25,963.64	37,430.00	46,650.00	48,100.00
499円以下							
500円～999円							
1,000円～1,499円	4	4					
1,500円～1,999円	2	2					
2,000円～2,499円	3	3					
2,500円～2,999円	2	2					
3,000円～3,499円							
3,500円～3,999円	2	1	1				
4,000円～4,499円	1	1					
4,500円～4,999円							
5,000円以上	33	2	11	11	6	2	1
不明							

D 香川県 (人造真珠)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総数	世帯 244	151	67	22	4	
不明を除いた小計	230	150	57	19	4	
平均	4,224.43	3,792.98	4,116.89	6,010.00	6,125.00	
499円以下						
500円～999円	10	9	1			
1,000円～1,499円	13	11	2			
1,500円～1,999円	16	10	4	2		
2,000円～2,499円	20	17	3			
2,500円～2,999円	32	22	8	2		
3,000円～3,499円	26	16	9	1		
3,500円～3,999円	29	15	11	2	1	
4,000円～4,499円	21	16	4	1		
4,500円～4,999円	11	4	4	2	1	
5,000円以上	52	30	11	9	2	
不明	14	1	10	3		

E 群馬県 (ネツカチーフ)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総数	世帯 159	91	49	14	3	2
不明を除いた小計	146	85	44	13	2	2
平均	3,669.48	2,645.17	4,484.31	5,745.78	8,300.00	11,150.00
499円以下	9	6	1	2		
500円～999円	15	10	5			
1,000円～1,499円	17	15	1	1		
1,500円～1,999円	9	6	3			
2,000円～2,499円	14	9	4	1		
2,500円～2,999円	9	8	1			
3,000円～3,499円	12	8	4			
3,500円～3,999円	3	2	1			
4,000円～4,499円	11	7	3	1		
4,500円～4,999円	5	3	1	1		
5,000円以上	42	11	20	7	2	2
不明	13	6	5	1	1	

F 青森県 (叭)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総数	世帯 250	99	134	14	2	1
不明を除いた小計	234	95	124	12	2	1
平均	4,376.23	3,233.68	5,044.02	4,879.17	13,665.00	5,500.00
499円以下	4		3	1		
500円～999円	4	1	3			
1,000円～1,499円	11	8	2	1		
1,500円～1,999円	23	15	6	2		
2,000円～2,499円	28	20	7	1		
2,500円～2,999円	22	13	8	1		
3,000円～3,499円	20	8	12			
3,500円～3,999円	14	3	10	1		
4,000円～4,499円	14	4	10			
4,500円～4,999円	10	7	3			
5,000円以上	84	16	60	5	2	1
不明	16	4	10	2		

G 福岡県 (簡 易)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総 数	世帯 240	世帯 203	世帯 29	世帯 6	世帯 2	世帯 0
不明を除いた小計	98	77	17	3	1	0
平 均		7,187.00	5,489.03	4,804.11	6,605.00	9,500.00
499 円 以 下	1	1				
500 円 ~ 999 円						
1,000 円 ~ 1,499 円						
1,500 円 ~ 1,999 円	2	1	1			
2,000 円 ~ 2,499 円	6	6				
2,500 円 ~ 2,999 円	8	7	1			
3,000 円 ~ 3,499 円	14	14				
3,500 円 ~ 3,999 円	9	8	1			
4,000 円 ~ 4,499 円	13	9	4			
4,500 円 ~ 4,999 円	5	5				
5,000 円 以 上	40	26	10	3	1	
不 明	142	126	12	3	1	

第 30 表 家内労働以外の職業のある世帯の世帯当り家内労働者数

別家内労働による一カ月所得

A 富山県 (県 皿)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総 数	世帯 246	世帯 235	世帯 10	世帯 1	世帯 0	世帯 0
不明を除いた小計	243	232	10	1		
平 均		295.63	277.99	572.00	1,034.00	
499 円 以 下	210	205	5			
500 円 ~ 999 円	28	24	4			
1,000 円 ~ 1,499 円	4	2	1	1		
1,500 円 ~ 1,999 円						
2,000 円 ~ 2,499 円	1	1				
2,500 円 ~ 2,999 円						
3,000 円 ~ 3,499 円						
3,500 円 ~ 3,999 円						
4,000 円 ~ 4,499 円						
4,500 円 ~ 4,999 円						
5,000 円 以 上						
不 明	3	3				

B 岡山県 (軽木真田)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総 数	世帯 123	世帯 112	世帯 9	世帯 2	世帯 0	世帯 0
不明を除いた小計	73	71	6	1		
平 均		94.46	66.01	131.22	80.00	
499 円 以 下	77	71	5	1		
500 円 ~ 999 円	1		1			
1,000 円 ~ 1,499 円						
1,500 円 ~ 1,999 円						
2,000 円 ~ 2,499 円						
2,500 円 ~ 2,999 円						
3,000 円 ~ 3,499 円						
3,500 円 ~ 3,999 円						
4,000 円 ~ 4,499 円						
4,500 円 ~ 4,999 円						
5,000 円 以 上						
不 明	45	41	3	1		

C 三重県 (陶 器)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総 数	世帯 20	世帯 14	世帯 4	世帯 2	世帯 0	世帯 0
不明を除いた小計	20	14	4	2		
平 均		5,481.50	2,532.14	11,100.00	4,880.00	
499 円 以 下						
500 円 ~ 999 円						
1,000 円 ~ 1,499 円	4	4				
1,500 円 ~ 1,999 円	2	2				
2,000 円 ~ 2,499 円	3	3				
2,500 円 ~ 2,999 円	2	2				
3,000 円 ~ 3,499 円						
3,500 円 ~ 3,999 円	2	1	1			
4,000 円 ~ 4,499 円						
4,500 円 ~ 4,999 円						
5,000 円 以 上	7	2	3	2		
不 明						

D 香川県 (人造真珠)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総数	世帯 136	世帯 86	世帯 38	世帯 10	世帯 2	世帯
不明を除いた小計	129	86	32	9	2	
平均	3,517.18	3,482.55	3,373.33	43,333.33	5,750.00	
499円以下						
500円～999円	7	6	1			
1,000円～1,499円	11	9	2			
1,500円～1,999円	13	7	4	2		
2,000円～2,499円	14	11	3			
2,500円～2,999円	26	17	7	2		
3,000円～3,499円	10	5	4	1		
3,500円～3,999円	14	9	4		1	
4,000円～4,499円	8	6	2			
4,500円～4,999円	5	1	2	2		
5,000円以上	21	15	3	2	1	
不明	7		6	1		

E 群馬県 (ネツカチーフ)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総数	世帯 107	世帯 69	世帯 30	世帯 7	世帯 1	世帯
不明を除いた小計	98	66	26	6		
平均	2,908.30	2,329.12	3,997.15	4,560.83		
449円以下	8	6	1	1		
500円～999円	13	10	3			
1,000円～1,499円	13	12		1		
1,500円～1,999円	8	6	2			
2,000円～2,499円	11	8	2	1		
2,500円～2,999円	5	4	1			
3,000円～3,499円	8	5	3			
3,500円～3,999円	2	1	1			
4,000円～4,499円	8	6	2			
4,500円～4,999円	3	2	1			
5,000円以上	19	6	10	3		
不明	9	3	4	1	1	

F 青森県 (灰)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総数	世帯 245	世帯 98	世帯 130	世帯 14	世帯 2	世帯
不明の数を除いた小計	229	94	120	12	2	1
平均	4,366.54	3,256.81	5,021.82	4,879.17	13,665.00	5,500.00
499円以下	4		3	1		
500円～999円	4	1	3			
1,000円～1,499円	10	7	2	1		
1,500円～1,999円	23	15	6	2		
2,000円～2,499円	26	20	5	1		
2,500円～2,999円	22	13	8	1		
3,000円～3,499円	20	8	12			
3,500円～3,999円	14	3	10	1		
4,000円～4,499円	14	4	10			
4,500円～4,999円	10	7	3			
5,000円以上	82	16	58	5	2	1
不明	16	4	10	2		

G 福岡県 (蘭建)

一カ月工賃	全世帯数	世帯当り家内労働者数別世帯数				
		家内労働者 1人	家内労働者 2人	家内労働者 3人	家内労働者 4人	家内労働者 5人
総数	世帯 201	世帯 167	世帯 26	世帯 6	世帯 2	世帯
不明の数を除いた小計	95	76	15	3	1	
平均	7,270.95	5,534.93	16,051.33	6,605.00	9,500.00	
499円以下	1	1				
500円～999円						
1,000円～1,499円						
1,500円～1,999円	2	1	1			
2,000円～2,499円	5	5				
2,500円～2,999円	8	7	1			
3,000円～3,499円	14	14				
3,500円～3,999円	9	8	1			
4,000円～4,499円	13	9	4			
4,500円～4,999円	5	5				
5,000円以上	38	26	8	3	1	
不明	106	91	11	3		

第 31 表 家内労働以外の職業のない世帯の世帯当り員数別
家内労働による一カ月所得

A 富 山 県 (皿 数)

一ヵ月所得	全世帯数	不明を除いた小計	世帯員数別世帯数										不明
			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯				
総数	世帯 4	円 世帯 4	世帯 4	世帯 4	世帯 4	世帯 4	世帯 4	世帯 4	世帯 4	世帯 4	世帯 4	円 世帯 4	
不明を除いた小計	4	4	4										
平均	344.25		344.25										
499円以下	3	3	3										
500円～999円	1	1	1										
1,000～1,499													
1,500～1,999													
2,000～2,499													
2,500～2,999													
3,000～3,499													
3,500～3,999													
4,000～4,499													
4,500～4,999													
5000円以上													
不明													

B 岡 山 県 (経木真田)

一カ月所得	全世帯数	不明を除いた小計	世帯員数別世帯数									不明
			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯			
総数	世帯31	円世帯31	世帯15	円世帯8	円世帯2	円世帯2	円世帯2	円世帯2	円世帯2	円世帯2	円世帯2	円世帯2
不明を除いた小計	24	24	11	7	2	2				2		
平均	121.75		103.15	167.14	132.50	142.50				33.50		
499円以下	24	24	11	7	2	2				2		
500円～999円												
1,000～1,499												
1,500～1,999												
2,000～2,499												
2,500～2,999												
3,000～3,499												
3,500～3,999												
4,000～4,499												
4,500～4,999												
5,000円以上												
不明	7	7	4	1			2					

C 三 重 県 (陶 器)

一ヵ月所得	全世帯数	不明を除いた小計	世帯員数別世帯数							
			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	不明
総数	世帯27	円世帯27	世帯	円世帯2	円世帯9	円世帯6	円世帯5	円世帯	円世帯5	円世帯
不明を除いた小計	27	27		2	9	6	5		5	
平均		27,913.85	27,913.85		3,271.00	18,844.57	28,231.67	38,655.00		42,970.00
499円以下										
500円～999円										
1,000～1,499										
1,500～1,999										
2,000～2,499										
2,500～2,999										
3,000～3,499										
3,500～3,999										
4,000～4,499	1	1			1					
4,500～4,999										
5,000円以上	26	26		2	8	6	5		5	
不明										

D 香 川 県 (人造真珠)

一カ月所得	全世帯数	不明を除いた小計	世帯員数別世帯数								
			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	不明	
総数	世帯108	世帯107	世帯2	世帯11	世帯22	世帯21	世帯20	世帯17	世帯14	世帯1	
不明を除いた小計	101	100	2	11	21	20	18	16	12	1	
平均	5,167.68	5,175.71	3,830.00	3,585.45	4,915.24	4,500.55	6,555.00	5,539.39	5,736.67	3,850.00	
499円以下											
500円～999円	3	3			1	1			1		
1,000～1,499	2	2		1		1					
1,500～1,999	3	3	1	1		1					
2,000～2,499	6	6		1		3	1		1		
2,500～2,999	6	6		2	3	1					
3,000～3,499	16	16			4	4	4	3	1		
3,500～3,999	15	14		1	4	2	1	5	1	1	
4,000～4,499	13	13		3	2	1	4	1	2		
4,500～4,999	6	6		1	1	1	2	1			
5,000円以上	31	31	1	1	6	5	6	6	6		
不明	7	7			1	1	2	1	2		

E 群馬県 (ネツカチーフ)

一カ月所得	全世帯数		不明を除いた小計	世帯員数別世帯数										不明
	世帯	円		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	不明	世帯	円	
総数	52		52											
不明を除いた小計	48		48		5	17	8	5	8	5				
平均		5,223.56			2,198.00	3,967.66	6,962.50	5,634.27	6,092.77	7,434.44				
499円以下	1		1					1						
500円～999円	2		2		1	1								
1,000～1,499	4		4		1	1			1	1				
1,500～1,999	1		1			1								
2,000～2,499	3		3			3								
2,500～2,999	4		4		1	1	1	1						
3,000～3,499	4		4			2		1	1					
3,500～3,999	1		1		1									
4,000～4,499	3		3			1	2							
4,500～4,999	2		2			2								
5,000円以上	23		23		1	5	5	2	6	4				
不明	4		4		1	2	1							

F 青森県 (吠)

一カ月所得	全世帯数		不明を除いた小計	世帯員数別世帯数										不明
	世帯	円		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	不明	世帯	円	
総数	5		5											
不明を除いた小計	5		5	1	2		1		1					
平均		4,820.00			1,760.00	4,060.00	12,400.00		2,340.00					
499円以下														
500円～999円														
1,000～1,499	1		1											
1,500～1,999														
2,000～2,499	2		2		1				1					
2,500～2,999														
3,000～3,499														
3,500～3,999														
4,000～4,499														
4,500～4,999														
5,000円以上	2		2		1		1							
不明														

G 福岡県 (閩 越)

一カ月所得	全世帯数		不明を除いた小計	世帯員数別世帯数										不明
	世帯	円		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	不明	世帯	円	
総数	39		39											
不明を除いた小計	3		3	1	2					2				
平均		4,300.00								5,300.00	3,800.00			
499円以下														
500円～999円														
1,000～1,499														
1,500～1,999														
2,000～2,499	1		1							1				
2,500～2,999														
3,000～3,499														
3,500～3,999														
4,000～4,499														
4,500～4,999														
5,000円以上	2		2							1	1			
不明	36		36	1	2	1	2	5	7	18				

第32表 一カ月就業日数別家内労働による世帯当り一カ月所得

A 富山県 (皿 敷)

一カ月所得	全世帯数		不明を除いた小計	就業日数別世帯数						不明
	世帯	円		6日以下	7日以上12日以下	13日以上18日以下	19日以上24日以下	25日以上	不明	
総数	250		246		17	48	111	70	4	
不明を除いた小計	247		246		17	48	111	70	1	
平均		2,971.12				180.49	201.88	321.61	362.85	
499円以下	213		212		17	47	94	54	1	
500円～999円	29		29			1	15	13		
1,000～1,499	4		4				2	2		
1,500～1,999										
2,000～2,499	1		1					1		
2,500～2,999										
3,000～3,499										
3,500～3,999										
4,000～4,499										
4,500～4,999										
5,000円以上										
不明	3		3						3	

B 岡山 (軽木真田)

一カ月所得	全世帯数		不明を除いた小計	就 業 日 数 別 世 帯 数							
				6 日以下	7 日以上 12日以下	13日以上 18日以下	19日以上 24日以下	25日以上	不 明		
総 数	世帯 154	円 105	円 98.94	世帯 3	円 14	円 9	円 28	円 51	円 49	円	
不明を除いた小計	102	100	3	13	8	27	49	2			
平 均		100.88	98.94	10.66	51.42	36.28	97.98	127.19	198.00		
499 円 以下	101		3	13	8	26	49	2			
500円～999 円	1					1					
1,000 ～ 1,499											
1,500 ～ 1,999											
2,000 ～ 2,499											
2,500 ～ 2,999											
3,000 ～ 3,499											
3,500 ～ 3,999											
4,000 ～ 4,499											
4,500 ～ 4,999											
5,000円 以上											
不 明	52			1	1	1	1	2	47		

C 三重 (陶器)

一カ月所得	全世帯数		不明を除いた小計	就 業 日 数 別世 帯 数										不 明		
				6 日 以 下		7 日 以 上 12 日 以 下		13 日 以 上 18 日 以 下		19 日 以 上 24 日 以 下		25 日 以 上				
総 数	世帯 47	円 47	世帯 47	円 47	世帯 47	円 47	世帯 47	円 47	世帯 47	円 47	世帯 47	円 47	世帯 47	円 47	世帯 47	円 47
不明を除いた小計	47		47						1		2		44			
平 均		18,388.17		18,388.17						1,440.00		7,100.00		18,265.07		
499 円 以 下																
500円～999 円																
1,000 ～ 1,499	4		4						1				3			
1,500 ～ 1,999	2		2										2			
2,000 ～ 2,499	3		3								1		2			
2,500 ～ 2,999	2		2										2			
3,000 ～ 3,499																
3,500 ～ 3,999																
4,000 ～ 4,499	2		2										2			
4,500 ～ 4,999	1		1										1			
5,000円 以 上	33		33								1		32			
不 明																

D 香川 (人造真珠)

一カ月所得	金世帯数		不明を除いた小計	就 業 日 数 別 世 帯 数								
				6 日以下	7 日以上 12日以下	13日以上 18日以下	19日以上 24日以下	25日以上	不 明			
総 数	世帯 244	円 236	世帯 236	円 236	世帯 15	円 15	世帯 17	円 58	世帯 146	円 8	円 8	
不明を除いた小計	230	228			12	17	56	143	2			
平 均		1,724.43		1,728.18		1,876.33		2,432.94		3,494.79		3,800.00
499 円 以下												
500円～999 円	10		10		3	3	4					
1,000 ～ 1,499	13		13		3	3	4		3			
1,500 ～ 1,999	16		16		2	3	8		3			
2,000 ～ 2,499	20		20		1	1	8		10			
2,500 ～ 2,999	32		32		1	2	7		22			
3,000 ～ 3,499	26		26			2	4		20			
3,500 ～ 3,999	29		27		1	1	4		21		2	
4,000 ～ 4,499	21		21				3		18			
4,500 ～ 4,999	11		11				2		9			
5,000円 以上	52		52		1	2	12		37			
不 明	14		8		3		2		3		6	

E 群馬 (ネツカチーフ)

一ヵ月所得	全世帯数		不明を除いた小計	就 業 日 数 別 世 帯 数												
				6 日 以 下		7 日 以 上 12 日 以 下		13 日 以 上 18 日 以 下		19 日 以 上 24 日 以 下		25 日 以 上		不 明		
総 数	世帯 159	円	世帯 148	円	世帯 17	円	世帯 36	円	世帯 47	円	世帯 39	円	世帯 9	円	世帯 11	円
不明を除いた小計	146		138		15		34		43		37		9		8	
平 均		3,883.43		3,876.32		913.57		2,633.61		4,469.07		4,697.33		4,744.07		3,668.7
499 円 以 下	9		8		6		2								1	
500円～999 円	15		14		3		5		2		2		2		1	
1,000 ～ 1,499	17		17		3		8		2		4					
1,500 ～ 1,999	9		9		1		4		2		2					
2,000 ～ 2,499	14		13		1		4		5		3				1	
2,500 ～ 2,999	9		9				1		2		6					
3,000 ～ 3,499	12		12		1		3		6		1		1			
3,500 ～ 3,999	3		3						1		2					
4,000 ～ 4,499	11		9				1		5		2		1		2	
4,500 ～ 4,999	5		5				1		3		1					
5,000円 以 上	42		39				5		15		14		5		3	
不 明	13		10		2		2		4		2				3	

F 青 森 (叭)

一カ月所得	全世帯数		不明を除いた小計	就 業 日 数 別 世 帯 数												
				6 日以下		7 日以上 12日以下		13日以上 18日以下		19日以上 24日以下		25日以上		不 明		
総 数	世帯 250	円	世帯 231	円	世帯 15	円	世帯 25	円	世帯 43	円	世帯 105	円	世帯 43	円	世帯 19	円
不明を除いた小計	234		231		15		25		43		105		43		3	
平 均		4,378.25		4,333.62		2,144.32		4,449.80		3,951.72		4,637.77		4,930.87		3,045.00
499 円以下	4		4		4											
500円～999 円	4		4		2		1		1							
1,000～1,499	11		11		2		5				3		1			
1,500～1,998	23		23		2		4		7		10					
2,000～2,499	28		27		2		2		7		11		5		1	
2,500～2,999	22		22				2		5		5		10			
3,000～3,499	20		19				2		3		12		2		1	
3,500～3,999	14		13						4		8		1		1	
4,000～4,499	14		14				2		1		8		3			
4,500～4,999	10		10						4		5		1			
5,000円以上	84		84		3		7		11		43		20			
不 明	16															16

G 福 岡 (蘭 庭)

一 月 所 得	全世帯数		不明を除いた小計	就 業 日 数 別 世 帯 数												
				6 日以下		7 日以上 12日以下		13日以上 18日以下		19日以上 24日以下		25日以上		不 明		
総 数	世帯 249	円	世帯 157	円	世帯 2	円	世帯 5	円	世帯 12	円	世帯 74	円	世帯 64	円	世帯 83	円
不明を除いた小計	98		86		2		4		11		42		27		12	
平 均		7,180.00				6,860.00		6,476.00		4,931.82		5,766.67		12,368.89		2,991.67
499 円 以下	1		1										1			
500円～999 円																
1,000 ～ 1,499																
1,500 ～ 1,999	2		2								1		1			
2,000 ～ 2,499	6		1						1						5	
2,500 ～ 2,999	8		5						1		2		2		3	
3,000 ～ 3,499	14		13				1		1		8		3		1	
3,500 ～ 3,999	9		9						1		4		4			
4,000 ～ 4,499	13		12								9		3		1	
4,500 ～ 4,999	5		5						2		2		1			
5,000円 以 上	40		38		2		3		5		16		12		2	
不 明	142		71				1		1		32		37		71	

第 33 表 業種別家内労働者 1 人の世帯の 1 時間当り工賃別家内労働者数

		工 賃 別 家 内 労 働 者											
業 種 別	府 県 別	総数	平均	1 円 未満	1 円 以上 5 円 未満	5 円 以上 10 円 未満	10 円 以上 15 円 未満	15 円 以上 20 円 未満	20 円 以上 30 円 未満	30 円 以上 40 円 未満	40 円 以上	不明	
皿 敷	富 山	239	2.77	5	222	11						1	
経 木 真 田	岡 山	138	1.29	51	31	1	1					54	
陶 器	三 重	115	14.44			7	1	4	2	1			
人 造 真 珠	香 川	151	43.65				2	7	24	48	66	4	
ネ ッ カ チ ー フ	群 馬	91	27.21		3	2	7	12	17	5	12	33	
叭	青 森	99	30.3				4	1	41	34	19		
蘭 庭	福 岡	203	188.40				1	1	3	14	124	60	

第 34 表 業 種 別 一 週 就 業 時 間 別 家 内 労 働 者 数

一 週 就 業 時 間	業 種 別													
	皿 敷	経 木 真 田	陶 器	人 造 真 珠	ネ ッ カ チ ー フ	叭	蘭 庭							
	富 山	岡 山	三 重	香 川	群 馬	青 森	福 岡	主 家 内 補 助 労 働 者	主 家 内 補 助 労 働 者	主 家 内 補 助 労 働 者	主 家 内 補 助 労 働 者	主 家 内 補 助 労 働 者	主 家 内 補 助 労 働 者	主 家 内 補 助 労 働 者
総 数	250	12	154	18	47	65	244	123	166	87	250	172	240	47
不明を除いた小計	250	12	96	11	47	65	244	89	118	42	247	168	195	20
平 均	24.0	18.9	24.5	20.9	59.4	57.3	44.1	40.4	39.3	48.2	46.6	42.0	47.2	53.6
1 時 間 ～ 9 時 間	25		21	3			5	2	7	1	2	2	4	1
10 時 間 ～ 19 時 間	77	6	19	3	1		7	8	13	6	11	19	9	
20 時 間 ～ 34 時 間	94	5	28	3	4	6	39	20	27	10	53	39	26	2
35 時 間 ～ 48 時 間	46		23	1	3	13	50	24	34	12	62	50	60	3
49 時 間 ～ 54 時 間	2		3	1	1	5	6	28	7	2	31	13	31	3
55 時 間 ～ 59 時 間	2		1		8	4	37	3	5	3	20	8	21	5
60 時 間 ～ 79 時 間	4		1		29	35	41	9	17	8	64	28	40	4
80 時 間 以 上					1	2	2		6		4	4	4	2
休 業 中							2		2					
不 明 又 は 無 記 入			58	7			34	48	45	3	9	45	27	

第35表 業種別家内労働者世帯当り一週平均就業日数

業 種 別	府 県 別	一 週 就 業 日 数	
		主 家 内 勞 働 者	補 助 者
皿 敷	富 山	5.3	5.0
経 木 真 田	岡 山	5.4	5.9
陶 器	三 重	6.9	6.9
人 造 真 珠	香 川	5.9	5.8
ネ ッ カ チ ー フ	群 馬	5.1	5.1
叭	青 森	6.0	6.1
蘭 薊	福 岡	6.3	6.3

第36表 年齢階級別一週就業時間別年少労働者数

A 富 山 県 (皿 敷)

一 週 就 業 時 間	全 年 少 者 数	年 齢 別 年 少 者 数		
		11 歳 以 下	12 歳 ~ 14 歳	15 歳 ~ 17 歳
総 数	人 20	人 8	人 8	人 12
10 時 間 以 下	2			2
10 時 間 ~ 19 時 間	6		4	2
20 時 間 ~ 29 時 間	9		3	6
30 時 間 ~ 39 時 間	3		1	2
40 時 間 ~ 49 時 間				
50 時 間 ~ 59 時 間				
60 時 間 ~ 80 時 間				
80 時 間 以 上				
不 明				

B 岡 山 県 (経木真田)

一 週 就 業 時 間	全 年 少 者 数	年 齢 別 年 少 者 数		
		11 歳 以 下	12 歳 ~ 14 歳	15 歳 ~ 17 歳
総 数	人 15	人 4	人 8	人 3
10 時 間 以 下	3		2	1
10 時 間 ~ 19 時 間	2	1		1
20 時 間 ~ 29 時 間	2		2	
30 時 間 ~ 39 時 間				
40 時 間 ~ 49 時 間	1	1		
50 時 間 ~ 59 時 間				
60 時 間 ~ 80 時 間				
80 時 間 以 上				
不 明	7	2	4	1

C 三 重 県 (陶 器)

一 週 就 業 時 間	全 年 少 者 数	年 齢 別 年 少 者 数		
		11 歳 以 下	12 歳 ~ 14 歳	15 歳 ~ 17 歳
総 数	人 4	人 4	人 4	人 4
10 時 間 以 下				
10 時 間 ~ 19 時 間				
20 時 間 ~ 29 時 間	1			1
30 時 間 ~ 39 時 間				
40 時 間 ~ 49 時 間				
50 時 間 ~ 59 時 間				
60 時 間 ~ 80 時 間	3			3
80 時 間 以 上				
不 明				

D.香川県(人造真珠)

一週就業時間	全年少者数	年齢別年少者数		
		11歳以下	12歳~14歳	15歳~17歳
総数	人 23	人 5	人 5	人 18
10時間以下				
10時間~19時間	3		1	2
20時間~29時間	1			1
30時間~39時間	4			4
40時間~49時間	4		1	3
50時間~59時間	7		2	5
60時間~80時間	2		1	1
80時間以上				
不明	2			2

E.群馬県(ネツカチーフ)

一週就業時間	全年少者数	年齢別年少者数		
		11歳以下	12歳~14歳	15歳~17歳
総数	人 12	人 1	人 1	人 10
10時間以下	2	1	1	
10時間~19時間	1			1
20時間~29時間	1			1
30時間~39時間	3			3
40時間~49時間				
50時間~59時間	1			1
60時間~80時間				
80時間以上				
不明	4			4

F.青森県(吠)

一週就業時間	全年少者数	年齢別年少者数		
		11歳以下	12歳~14歳	15歳~17歳
総数	人 21	人 21	人 21	人 21
10時間以下				
10時間~19時間	3			3
20時間~29時間	1			1
30時間~39時間	4			4
40時間~49時間	6			6
50時間~59時間	4			4
60時間~80時間	3			3
80時間以上				
不明				

G.福岡県(蕎麦)

一週就業時間	全年少者数	年齢別年少者数		
		11歳以下	12歳~14歳	15歳~17歳
総数	人 13	人 13	人 13	人 13
10時間以下				
10時間~19時間				
20時間~29時間	1			1
30時間~39時間	1			1
40時間~49時間	4			4
50時間~59時間	1			1
60時間~80時間	1			1
80時間以上				
不明	5			5

第37表 一週における女子家内労働者の十時以降就業時間

A 富山県 (皿 敷)

10 時以降の就業時間	全家内労働者		主家内労働者		補助者	
	数	百分率	数	百分率	数	百分率
総 数	人 44	% 100	人 41	% 100	人 3	% 100
4 時 間 以 下	42	96	39	96	3	100
5 時 間～9 時 間	1	2	1	2		
10 時 間～14 時 間	1	2	1	2		
15 時 間～19 時 間						
20 時 間～24 時 間						
25 時 間～29 時 間						
30 時 間 以 上						

B 岡山県 (紐木真田)

10 時以降の就業時間	全家内労働者		主家内労働者		補助者	
	数	百分率	数	百分率	数	百分率
総 数	人 11	% 100	人 10	% 100	人 1	% 100
4 時 間 以 下	9	82	8	80	1	100
5 時 間～9 時 間	2	18	2	20		
10 時 間～14 時 間						
15 時 間～19 時 間						
20 時 間～24 時 間						
25 時 間～29 時 間						
30 時 間 以 上						

C 三重県 (陶 器)

10 時以降の就業時間	全家内労働者		主家内労働者		補助者	
	数	百分率	数	百分率	数	百分率
総 数	人 0	%	人	%	人	%
4 時 間 以 下						
5 時 間～9 時 間						
10 時 間～14 時 間						
15 時 間～19 時 間						
20 時 間～24 時 間						
25 時 間～29 時 間						
30 時 間 以 上						

D 香川県 (人造真珠)

10 時以降の就業時間	全家内労働者		主家内労働者		補助者	
	数	百分率	数	百分率	数	百分率
総 数	人 29	% 100	人 24	% 100	人 5	% 100
4 時 間 以 下	28	97	23	96	5	100
5 時 間～9 時 間	1	3	1	4		
10 時 間～14 時 間						
15 時 間～19 時 間						
20 時 間～24 時 間						
25 時 間～29 時 間						
30 時 間 以 上						

E 群馬県 (ネツカチーフ)

10 時以降の就業時間	全 家 内 労 働 者		主 家 内 労 働 者		補 助 者	
	数	百分率	数	百分率	数	百分率
総 数	人 29	% 100	人 25	% 100	人 4	% 100
4 時 間 以 下	22	76	20	80	2	50
5 時 間 ~ 9 時 間	6	21	4	16	2	50
10 時 間 ~ 14 時 間	1	3	1	4		
15 時 間 ~ 19 時 間						
20 時 間 ~ 24 時 間						
25 時 間 ~ 29 時 間						
30 時 間 以 上						

F 青 森 (叭)

10 時以降の就業時間	全 家 内 労 働 者		主 家 内 労 働 者		補 助 者	
	数	百分率	数	百分率	数	百分率
総 数	人 1	% 100	人 1	% 100	人	%
4 時 間 以 下	1	100	1	100		
5 時 間 ~ 9 時 間						
10 時 間 ~ 14 時 間						
15 時 間 ~ 19 時 間						
20 時 間 ~ 24 時 間						
25 時 間 ~ 29 時 間						
30 時 間 以 上						

G 福岡県 (蘭 麩)

10 時以降の就業時間	全 家 内 労 働 者		主 家 内 労 働 者		補 助 者	
	数	百分率	数	百分率	数	百分率
総 数	人 16	% 100	人 15	% 100	人 1	% 100
4 時 間 以 下	16	100	15	100	1	100
5 時 間 ~ 9 時 間						
10 時 間 ~ 14 時 間						
15 時 間 ~ 19 時 間						
20 時 間 ~ 24 時 間						
25 時 間 ~ 29 時 間						
30 時 間 以 上						

第 38 表 業種別 先 1 月における 1 日最高労働時間数別家内労働者数

業 種 別	府 県 別	労働時間数別家内労働者数			
		4 時間未満	4 時間以上 8 時間未満	8 時間以上 12 時間未満	12 時間以上
皿 敷	富 山	10	123	100	12
経 木 真 田	岡 山	20	50	15	
陶 器	三 重		5	37	3
人 造 真 珠	香 川	2	29	155	49
ネツカチーフ	群 馬		14	55	77
叭	青 森		13	163	68
蘭 麩	福 岡	6		151	73

第 39 表 業種別 先 1 月における夜間労働時刻別

業 種 別	府 県 別	夜間における労働時刻別家内労働者数			
		午後 10 時迄	午後 11 時迄	午後 12 時迄	午後 12 時以降
皿 敷	富 山	128	72	30	7
経 木 真 田	岡 山	56	15	9	
陶 器	三 重	15			
人 造 真 珠	香 川	153	34	7	2
ネツカチーフ	群 馬	38	16	35	65
叭	青 森	87	4		3
蘭 麩	福 岡	66	73	35	14

第40表 業種別材料配布製品回収方法別家内労働世帯数

業 種 別	府 県 別	総 数	材 料 配 布 回 収 方 法 別				
			家内労働者	製造業者又は 仲介人	郵 送	そ の 他	不 明
皿 敷	富 山	世帯 250	世帯 244	世帯 4	世帯	世帯 2	世帯
経 木 真 田	岡 山	154	99	61		6	
陶 器	三 重	47	47				
人 造 真 珠	香 川	244	240	4		1	
ネツカチーフ	群 馬	159	125	33	1	4	1
叭	青 森	250	1	240		5	4
蘭 薙	福 岡	240	83	115	27	21	

第41表 業種別就業場所別家内労働世帯数

業 種 別	府 県 別	総 数	不明を除いた小計	就 業 場 所 別			
				自分の家庭	製造業者又は 仲介から借用場所	自分の選んだ 場所	不 明
皿 敷	富 山	世帯 250	世帯 250	世帯 250	世帯	世帯	世帯
経 木 真 田	岡 山	154	154	152	2		
陶 器	三 重	47	47	45	2		
人 造 真 珠	香 川	244	244	192	2	50	
ネツカチーフ	群 馬	159	159	150	2	7	
叭	青 森	250	228	227	1		22
蘭 薙	福 岡	240	235	222	8	5	5

第42表 業種別格別品の取扱別家内労働世帯数

業 種 別	府 県 別	総 数	格 外 品 の 取 扱 別				
			賠償	単価を下 げられる	やり直し せられる	問題にされ ない	そ の 他
皿 敷	富 山	世帯 250	世帯 1	世帯 154	世帯 44	世帯 51	世帯
経 木 真 田	岡 山	154				153	1
陶 器	三 重	47		6	38		3
人 造 真 珠	香 川	244		141	6	2	95
ネツカチーフ	群 馬	159	42	2	60	41	12
叭	青 森	250		140		29	26
蘭 薙	福 岡	240		48	2	187	1

第43表 業種別一カ月交通費(運搬又は郵送の費用)の一カ月工賃に
対する割合別家内労働世帯数

一 月 交 通 費 の 工 賃 に 対 す る 割 合 別	業 種 別						
	皿 敷	経 木 真 田	陶 器	人 造 真 珠	ネツカチーフ	叭	蘭 薙
	富 山	岡 山	三 重	香 川	群 馬	青 森	福 岡
総 数	世帯 250	世帯 154	世帯 47	世帯 244	世帯 159	世帯 250	世帯 240
0	246	154	47	244	157	250	240
10 % 未 満	2				2		
10%~20%未満	1						
20%~30%未満	1						
30%~40%未満							
40%~50%未満							
50 % 以 上							

第44表 家内労働世帯当り賃金所得者数別一カ月賃金所得

A 富 山 県 (皿 敷)

一 カ 月 所 得	総世帯数	賃 金 所 得 者 数 別 世 帯 数				
		賃金所得者 1 名	賃金所得者 2 名	賃金所得者 3 名	賃金所得者 4 名	賃金所得者 5 名
総 数	世帯 198	世帯 146	世帯 44	世帯 8	世帯	世帯
不明を除いた小計	197	146	43	8		
平 均	8,570.56	7,448.63	1,132.56	15,812.50		
3,000 円 未 満	7	6	1			
3,000円以上 4,000円未満	8	8				
4,000 円 ~ 5,000 円	4	4				
5,000 円 ~ 6,000 円	16	14	2			
6,000 円 ~ 7,000 円	23	22	1			
7,000 円 ~ 8,000 円	27	25	2			
8,000 円 ~ 9,000 円	29	26	3			
9,000 円 ~ 10,000 円	17	11	5	1		
10,000 円 以 上	66	30	29	7		
不 明	1		1			

B 岡山県 (経木真田)

一カ月所得	総世帯数	賃金所得者数別世帯数				
		賃金所得者 1名	賃金所得者 2名	賃金所得者 3名	賃金所得者 4名	賃金所得者 5名
総数	世帯 71	世帯 62	世帯 4	世帯 5	世帯 1	世帯 1
不明を除いた小計	69	60	4	5	1	1
平均		6,361.49	5,974.05	9,325.00	8,640.00	
3,000 円未満	9	8		1		
3,000 円以上 4,000 円未満	10	10				
4,000 円 ~ 5,000 円	9	9				
5,000 円 ~ 6,000 円	3	3				
6,000 円 ~ 7,000 円	9	7		2		
7,000 円 ~ 8,000 円	3	3				
8,000 円 ~ 9,000 円	7	6	1			
9,000 円 ~ 10,000 円	3	1	2			
10,000 円以上	16	13	1	2		
不明	2	2				

C 三重県 (陶器)

一カ月所得	総世帯数	賃金所得者数別世帯数				
		賃金所得者 1名	賃金所得者 2名	賃金所得者 3名	賃金所得者 4名	賃金所得者 5名
総数	世帯 20	世帯 14	世帯 4	世帯 2	世帯 1	世帯 1
不明を除いた小計	20	14	4	2	1	1
平均		9,805.00	8,571.34	10,525.00	17,000.00	
3,000 円未満						
3,000 円以上 4,000 円未満						
4,000 円 ~ 5,000 円	1	1				
5,000 円 ~ 6,000 円	1	1				
6,000 円 ~ 7,000 円	1		1			
7,000 円 ~ 8,000 円	1	1				
8,000 円 ~ 9,000 円	4	4				
9,000 円 ~ 10,000 円	5	5				
10,000 円以上	7	2	3	2		
不明						

D 香川県 (人造真珠)

一カ月所得	総世帯数	賃金所得者数別世帯数				
		賃金所得者 1名	賃金所得者 2名	賃金所得者 3名	賃金所得者 4名	賃金所得者 5名
総数	世帯 64	世帯 55	世帯 9	世帯 1	世帯 1	世帯 1
不明を除いた小計	55	48	7			
平均		5,734.55	5,154.17	9,714.29		
3,000 円未満	12	12				
3,000 円以上 4,000 円未満	4	4				
4,000 円 ~ 5,000 円	5	4	1			
5,000 円 ~ 6,000 円	4	3	1			
6,000 円 ~ 7,000 円	10	10				
7,000 円 ~ 8,000 円	4	4				
8,000 円 ~ 9,000 円	9	8	1			
9,000 円 ~ 10,000 円	3	2	1			
10,000 円以上	4	1	3			
不明	9	7	2			

E 群馬県 (ネツカチーフ)

一カ月所得	総世帯数	賃金所得者数別世帯数				
		賃金所得者 1名	賃金所得者 2名	賃金所得者 3名	賃金所得者 4名	賃金所得者 5名
総数	世帯 76	世帯 64	世帯 7	世帯 4	世帯 1	世帯 1
不明を除いた小計	71	60	6	4	1	1
平均		8,145.77	7,076.67	11,041.67	19,000.00	11,500.00
3,000 円未満	6	6				
3,000 円以上 4,000 円未満	8	8				
4,000 円 ~ 5,000 円	3	3				
5,000 円 ~ 6,000 円	5	5				
6,000 円 ~ 7,000 円	7	7				
7,000 円 ~ 8,000 円	10	9	1			
8,000 円 ~ 9,000 円	8	7	1			
9,000 円 ~ 10,000 円	3	2	1			
10,000 円以上	21	13	3	4	1	
不明	5	4	1			

F 青森県 (収)

一カ月所得	総世帯数	賃金所得者数別世帯数				
		賃金所得者 1名	賃金所得者 2名	賃金所得者 3名	賃金所得者 4名	賃金所得者 5名
総数	世帯 106	円 71	円 25	円 9	円 1	円
不明を除いた小計	106	71	25	9	1	
平均		4,532.08	4,742.25	3,976.00	4,566.67	3,200.00
3,000円未満	32	9	16	7		
3,000円以上 4,000円未満	16	12	3		1	
4,000円～5,000円	12	11	1			
5,000円～6,000円	14	14				
6,000円～7,000円	17	16	1			
7,000円～8,000円	5	5				
8,000円～9,000円	5	4		1		
9,000円～10,000円						
10,000円以上	5		4	1		
不明						

G 福岡県 (簡 速)

一カ月所得	総世帯数	賃金所得者数別世帯数				
		賃金所得者 1名	賃金所得者 2名	賃金所得者 3名	賃金所得者 4名	賃金所得者 5名
総数	世帯 24	円 17	円 7	円	円	円
不明を除いた小計	24	17	7			
平均		7,112.50	5,629.41	10,714.29		
3,000円未満						
3,000円以上 4,000円未満	1	1				
4,000円～5,000円	3	3				
5,000円～6,000円	5	5				
6,000円～7,000円	8	7	1			
7,000円～8,000円						
8,000円～9,000円	2	1	1			
9,000円～10,000円	2		2			
10,000円以上	3		3			
不明						

第45表 家内労働世帯当り世帯員数別一カ月賃金所得

A 富山県 (簡 速)

一カ月所得	総世帯数	世帯員数別世帯数						
		世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人	世帯員7人以上
総数	世帯 198	円 10	円 11	円 24	円 30	円 39	円 38	円 46
不明を除いた小計	197	10	11	24	30	39	38	45
平均		8,650.00	8,318.18	8,391.67	7,716.67	1,535.00	1,271.05	9,584.44
3,000円未満	7	1			1	3	1	1
3,000円以上 4,000円未満	8				1	4	1	2
4,000円～5,000円	4				1		1	1
5,000円～6,000円	16		2	3		2	5	3
6,000円～7,000円	23	1	1	6	3	4	5	3
7,000円～8,000円	27	1	3	5		2	3	4
8,000円～9,000円	29	3		2	7	10		4
9,000円～10,000円	17	1	2	1	5	5		3
10,000円以上	66	3	2	6	3	9	19	24
不明	1							1

一ヵ月所得	総世帯数	不明を除いた小計	世帯員数別世帯数										不明
			世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人	世帯員7人以上				
総数	71		2	4	6	13	13	13	20				
不明を除いた小計	69		2	3	6	13	12	13	20				
平均		6,361.49	1,950.00	1,566.67	350.00	5,500.00	7,400.00	6,207.69	826.72				
3,000円未満	9		1	2	1	1	1	2	1				
3,000円以上 4,000円未満	10		1	1	3	1		1	3				
4,000円～5,000円	9				1	4	2	2					
5,000円～6,000円	3					1	1	1					
6,000円～7,000円	9				1	4		2	2				
7,000円～8,000円	3							2	1				
9,000円～8,000円	7						3	1	3				
9,000円～10,000円	3							1	2				
10,000円以上	16					2	4	2	8				
不明	2			1			1						

[illegible]

第 46 表 家内労働世帯の家内労働及びその他の労働による世帯当り員数別一ヵ月所得

A 富山県(皿 敷)

一ヵ月所得	総世帯数	不明を除いた 小計	世帯員数別世帯数						
			世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人	世帯員7人以上
総数	250	250	2	9	33	45	52	48	61
不明を除いた小計	249	249	2	9	33	45	52	48	60
平均		8,873.51	5,202.50	5,710.72	6,101.93	7,930.82	7,969.70	10,303.16	11,341.25
5,000円以下	31	31		2	9	6	7	3	3
5,000円～6,000円	22	22			5	1	4	6	5
6,000円～7,000円	24	24			7	3	6	3	1
7,000円～8,000円	30	30		5	5	12	2	3	3
8,000円～9,000円	33	33			2	10	14	2	5
9,000円～10,000円	18	18			1	7	6	1	3
10,000円～11,000円	30	30			3	2	5	10	9
11,000円～12,000円	12	12				1	3	4	4
12,000円以上	49	49			1	3	5	16	24
不明	1	1							1

B 岡山県(姪木真田)

一ヵ月所得	総世帯数	不明を除いた 小計	世帯員数別世帯数						
			世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人	世帯員7人以上
総数	154	154	15	15	16	22	20	27	39
不明を除いた小計	143	143	11	14	16	22	18	25	37
平均		5,638.92	457.73	1,749.43	3,508.56	4,746.86	6,533.86	6,846.48	8,851.34
5,000円以下	65	65	11	12	11	9	6	6	10
5,000円～6,000円	13	13		2	1	4	1	3	2
6,000円～7,000円	14	14			2	5	1	3	3
7,000円～8,000円	10	10			2	1	1	3	3
8,000円～9,000円	12	12				1		4	4
9,000円～10,000円	4	4						1	2
10,000円～11,000円	10	10				1		1	5
11,000円～12,000円	2	2						1	1
12,000円以上	13	13					2	3	8
不明	11	11	4	1			2	2	2

C 三重県 (陶器)

一カ月所得	総世帯数		不明を除いた小計	世帯員数別世帯数													
	世帯	町世帯		世帯員1人	町世帯	世帯員2人	町世帯	世帯員3人	町世帯	世帯員4人	町世帯	世帯員5人	町世帯	世帯員6人	町世帯	世帯員7人以上	町世帯
総数	47	町世帯47				3	町世帯13		12		11		2		6		
不明を除いた小計	47	町世帯47				3	町世帯13		12		11		2		6		
平均		22,540.49	22,540.49				9,700.67				21,157.75				13,850.00		38,756.67
5,000円以下	1							1									
5,000円～6,000円																	
6,000円～7,000円																	
7,000円～8,000円	1								1								
8,000円～9,000円	1						1										
9,000円～10,000円	1						1										
10,000円～11,000円	5						1		2								
11,000円～12,000円	2							1			1						
12,000円以上	36							9	9		10		2		6		
不明																	

D 香川県 (人造真珠)

一 方 月 所 得	総世帯数	不明を除いた小計	世 帯 員 数 別 世 帯 数									
			世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人	世帯員7人以上	不 明		
総 数	244	243	2	16	43	42	44	39	57	1		
不明を除いた小計	237	236	2	16	42	41	42	38	55	1		
平 均		5,846.71	5,855.17	3,880.00	4,865.00	5,813.33	5,216.00	7,730.24	4,923.66	5,935.18	3,850.00	
5,000 円 以 下	138	137	1	11	23	26	22	23		31	1	
5,000 円～6,000 円	17	17	1		5	1	3	2		5		
6,000 円～7,000 円	15	15		1	2	2		5		5		
7,000 円～8,000 円	9	9		1	1	1	1	2		3		
8,000 円～9,000 円	10	10		1		2	2	3		2		
9,000 円～10,000 円	6	6				3	1			2		
10,000 円～11,000 円	10	10			3	2	4	1				
11,000 円～12,000 円	7	7		1	4		2					
12,000 円 以 上	25	25		1	4	4	7	2		7		
不 明	7	7			1	1	2	1		2		

一カ月所得	総世帯数	不明を除いた小計	世帯員数別世帯数									
			世帯員数							世帯別数		
			世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人	世帯員7人以上	不明		
総数	159	159	10	32	26	25	27	39				
不明を除いた小計	154	154	9	30	25	24	27	39				
平均	8,337.83	8,337.83		6,030.00	5,198.77	7,727.70	9,133.61	8,231.93	11,259.79			
5,000円以下	45	45	4	19	4	6	7	5				
5,000円～6,000円	10	10	1	2	2	2	2	1				
6,000円～7,000円	9	9		1	2	3	3	3				
7,000円～8,000円	12	12		1	5	1	2	3				
8,000円～9,000円	19	19	3	2	2	2	5	5				
9,000円～10,000円	10	10		3	3	4						
10,000円～11,000円	12	12		5	5	2	1	3				
11,000円～12,000円	6	6			1	2	2	1				
12,000円以上	31	31	1	1	1	5	5	18				
不明	5	5		2	1	1						

王青森(明)

[illegible]

G 福岡県(簡 延)

一カ月所得	総世帯数		不明を除いた小計		世帯員数別世帯数							不明	
	世帯数	円	世帯	円	世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人	世帯員7人以上	世帯	円
総	240		235			3	5	14	34	66	114	4	
不明を除いた小計	159		155					7	23	48	77	4	
平		14,680.00		1,474.80					14,763.26	12,448.96	16,324.56		12,375.00
5,000円以下	16		15						1	5	9	1	
5,000円～6,000円	5		4							2	2	1	
6,000円～7,000円	5		4							3	1	1	
7,000円～8,000円	6		6				1			4	1		
8,000円～9,000円	9		9						2	4	3		
9,000円～10,000円	8		8					1	1	2	4		
10,000円～11,000円	13		13						3	5	5		
11,000円～12,000円	9		9					1		3	5		
12,000円以上	88		87				4		16	20	47	1	
不	81		80			3	5	7	11	18	37		

第47表 業種別要保護世帯数

業 種 別	府 県 別	総 数	要保護世帯	そ の 他
皿 敷	富 山	世帯 250	世帯 13	世帯 237
経 木 真 田	岡 山	154	16	138
陶 器	三 重	47	1	46
人 造 真 珠	香 川	244	3	241
ネ ヅ カ チ ー フ	群 馬	159	38	121
叭	青 森	250	7	243
筵 蘭	福 岡	240		240

家内労働の実情 1951年分

昭和27年3月25日 印刷

昭和27年3月31日 発行

東京都千代田区大手町1丁目7番地

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都千代田区麹町6の2

印刷所 杉田屋印刷株式会社

東京府立第一高等女子学校
附属女子高等科
卒業生
昭和十一年
同人労働課